

第4回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○報告第2号及び報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○会議時間の延長	29
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第10号及び報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第12号及び報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	42

○報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○発議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託	62
○発議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託	63
○発議第11号の上程、説明、質疑、委員会付託	65
○請願・陳情について	67
○休会について	67
○散会の宣告	68

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
○事務局職員出席者	69
○開議の宣告	71
○答弁の追加について	71
○一般質問	71
今 泉 文 克 君	72
橋 本 喜 一 君	89
菊 地 洋 君	96
木 原 秀 男 君	108
吉 田 孝 司 君	120
○休会について	150
○散会の宣告	150

第 3 号 (6月17日)

○議事日程	151
○本日の会議に付した事件	151
○出席議員	151
○欠席議員	152
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	152
○事務局職員出席者	152
○開議の宣告	153
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告（発議第8号）及び報告に対する質疑、討論、採決	158
○議会運営委員長報告（発議第9号～発議第11号）及び報告に対する質疑、討論、採決	160
○総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	169
○決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について	173
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	173
○日程の追加	174
○意見書案第4号～意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○閉議の宣告	177
○町長挨拶	178
○閉会の宣告	178
○署名議員	179

鏡石町告示第37号

第4回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月6日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成28年6月10日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成28年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年6月10日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第12号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第16 報告第13号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第14号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第15号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第16号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第20 報告第17号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第21 議案第64号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第66号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第67号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第68号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事(2期)請負契約の締結

について

- 日程第26 議案第69号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
日程第27 発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第28 発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について
日程第29 発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について
日程第30 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理者 兼 原子力災害 対策室長	角田信洋君
農業委員会 農事務局長 農業委員会 会長	車田光男君	教育委員 会長	菊地勝弘君
選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君	監査委員	塩田重男君
			根本次男君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
議 局

吉 田 賢 司

副 主 査 藤 島 礼 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第4回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

第4回鏡石町議会定例会会期予定。

平成28年6月10日金曜招集、日時、日、曜、会議内容の順で報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

日増しに緑もかさを増し、入梅も近づき、町花アヤメの花が間もなく見ごろを迎える本日、第4回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことは天候にも恵まれ、先日の田んぼアート事業の田植えイベントも約300名の参加者を得まして、無事終了いたしました。季節ごとに変わる風景を楽しみながら、実りの秋が無事に迎えられるよう願っているところであります。

さて、今定例会につきましては、専決処分した事件の承認についての報告10件、繰越計算書の報告6件、条例の一部改正議案4件、平成28年度補正予算2件、契約締結議案2件、同意1件の合わせて25件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第113条の規定により、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び行政監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果並びに地方自治法第199条第2項の規定により実施いたしました行政監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成28年2月分、平成28年3月分、平成28年4月分。以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成28年2月分につきましては、平成28年3月28日月曜日午前9時58分から午前11時45分まで。平成28年3月分につきましては、平成28年4月25日月曜日、午前9時46分から午後2時30分まで。平成28年4月分につきましては、平成28年5月25日水曜日、午前10時12分から正午まで。昼休みを挟みまして午後1時から午後2時30分まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成28年2月分の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課主幹兼副課長ほか3名。平成28年3月分及び平成28年4月分の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成28年2月分、平成28年3月分、平成28年4月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。続きまして、行政監査について結果を報告申し上げます。

行政監査報告書。

1、監査の目的、町税の滞納額が多額となっており、健全財政確立の足かせとなっている現状にある。このため、滞納状況及びその債権の管理体制について具体的内容を検証し、早期改善を図ることを目的として監査を実施いたしました。

2、監査の対象、町税及び下水道受益者負担金滞納処理事務。

3、実施検査年月日、平成28年3月22日火曜日、午前10時。

4、実施場所、議会会議室。

5、監査委員、根本次男、井土川好高。

6、出席者職氏名、議会事務局長、税務町民課より参事兼課長、総括主幹兼副課長、税務

グループ担当者の3名、それから上下水道課より参事兼課長、主幹兼副課長、下水道グループ担当者の3名、以上の方々の出席をいただきました。

7、監査の方法、町税及び下水道受益者負担金滞納処理事務について、町担当課から資料及び関係書類の提出または提示を求め、差し押さえ等滞納処分に関する事務が適切かつ厳密に行われているかどうかを主眼に置き、疑問点等、町担当課側の見解をたしました。

8、監査の結果、滞納処分に関する事務に異常は認められませんでした。

9、監査意見、監査委員として執行側に次の点を要望する。

(1) 収納率向上のため、全庁を挙げ努力中である。この結果、徐々にではあるが収納率の向上が見られる。今後も諸策を講じ、改善に向け努力願いたい。

(2) 滞納者に対しては毅然とした姿勢で臨み、税負担の公正性に鑑み、厳正なる負担義務の履行を要求してほしい。

(3) 公金で支出される報酬への差し押さえ等は、法に基づき厳正かつ適切な対応を求めたい。

(4) 差し押さえについては預金の差し押さえ、給与に対する差し押さえが中心となっているが、動産への差し押さえも検討してほしい。動産は生活と直結しているため難しい点もあるが、滞納者と事前に話し合い、円満に差し押さえできるよう交渉願いたい。

報告は以上のとおりでございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会報告をさせていただきます。

平成28年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。

平成28年3月29日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限りでありました。

第2、会議録署名議員の指名、3番、4番、5番議員が指名されました。

第3、議案第1号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

第6、議案第4号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

第7、議案第5号 平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について。

第8、議案第6号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資本金の減少について。

以上、議案6件、それぞれ承認をされました。詳細につきましては、お手元の資料にお目通しをいただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位、並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から丸5年を経過したばかりで、また大きな震災が発生しました。4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7が観測されました。そのわずか28時間後の16日1時25分には、同じく熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の本震が発生し、熊本県西原村と熊本県益城町で震度7が観測されました。益城町では、我が国の観測史上初めて2度の震度7に見舞われたこととなります。マグニチュード7.3は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災と同規模の大地震であり、震度7は九州地方では初めてであり、全国でも4番目と5番目の例とされています。震度7以外にも、わずか数日間で震度6が5回、震度5が10回発生し、さらに被害が拡大しました。

この震災は九州地方の経済活動にも深刻な被害をもたらし、農林水産業では熊本県を中心に約1,400億円を超え、自動車部品などの製造分野や飲料水メーカーなどが操業を一時停止しました。流通網である道路、鉄道、空港も使えなくなったことから、ゴールデンウィークにおける九州観光にも甚大な損害を与えるなど、日本経済にも大きな影響を及ぼしました。

連日報道された被害者救助の様様や、ブルーシートで覆われた町並みを見ると、東日本大震災当時の情景が思い浮かび、国の総額7,780億円の補正予算が一刻も早く被災地の復旧復興の糧となるよう、震災を経験した私たちも願うものであり、とうとい犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

三菱自動車過去のリコール隠しや欠陥隠しに続いて、燃費データの不正操作が行われていたと発表がありました。その後、スズキでも燃費測定に不正があったことがわかり、昨年

発覚したフォルクスワーゲンの排ガス規制の不正に続いて、自動車業界における信頼の低下と低燃費競争の激しさが浮き彫りとされました。カタログに記載された燃費に比べ、実際の走行では2割から3割燃費が悪くなるのはユーザーとしては実感はありますが、カタログ燃費を購入の一つの目安としていることから、これまで培ってきた日本車の信頼性を揺るがす事態となりました。国土交通省では、今後、国連が定める国際基準に基づいた燃費測定を採用する方針であり、官民一体となった信頼回復を期待するものであります。

次に、経済状況について、内閣府の5月の月例経済報告によりますと、4月と同じ「このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」として、株高などを背景に、個人消費、輸出はおおむね横ばいとなり、雇用情勢については改善していると発表がありました。平成27年度の国内総生産（GDP）の成長率は実質0.8%とプラス成長となったものの、政府見通しの1.2%には届きませんでした。政府は東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとして、経済再生と財政健全化の双方を実現していくとし、熊本地震への対応として、成立した補正予算を活用して被災者の生活の支援などに万全を期するとされており、地域経済の早期回復や産業振興に積極的に取り組んでいただきたいと願うものであります。

1月4日に召集された第190回通常国会が6月1日閉会しました。国会の焦点となっていた環太平洋戦略的経済連携協定、TPP承認案や関連法案の成立は秋の臨時国会に見送られました。閉会后、報道でも予想されていた来年4月の消費税率10%への引き上げを平成31年10月まで2年半延期する意向が正式に表明されました。政府は、ふえる税収、年間4.4兆円のうち、約1.2兆円から1.3兆円を年金や介護、子育て支援などの社会保障の充実の財源に回す予定でしたが、延期の表明により、身近な社会保障の政策実現と財政再建はさらにおくれることは避けられません。本町においても社会保障関連予算は年々増加しており、今回の延期による町政への影響が心配されるところであります。

2020年の東京五輪に追加種目として提案していた野球、ソフトボールを含む5競技18種目が国際オリンピック委員会理事会で承認されました。最終決定は8月に開催されるIOC総会でとなりますが、各競技団体では採用に一步前進したと喜びの声が上がり、今後の会場決定が本格化していくことになりました。

3月定例議会以降の、町における主な出来事では、4月から6月の期間で推進されるふくしまアフターデスティネーションキャンペーン推進事業については、町の代表的な素材である桜やアヤメ、田んぼアートをメインとしてPRしております。4月17日にはJR東日本とタイアップし、駅から始まる「駅長おすすめの小さな旅」として、さくらウォークを開催し、町内外から約100名の参加者があり、鳥見山公園や岩瀬牧場などの桜の名所を楽しんでいただきました。また、本年初めての取り組みとして、リアル宝探しイベント「コードF6」が

3月18日から10月末まで開催されることになり、5月末現在で5,402名の方々に参加をいただいております。

次に、4月13日には、町と地域との太いパイプ役として重要な役割を担っていただいております行政區長さん、新任4名を含め13名の方々に委嘱状を交付いたしました。また、社会福祉協議会協力推進員もあわせて委嘱され、区長協議会役員の新体制も選出されました。

昨年から県内で発生しているなりすまし詐欺については、ことしも県内で予兆電話が頻発しております。4月末における県内での被害者は、前年同期よりも減少しておりますが、依然として高齢者のとうとい蓄えが狙われる事態となっています。現在のところ町での被害は報告されておりませんが、引き続き須賀川警察署と連携を図り、関係機関、団体に協力をお願いするとともに、広報紙や防災無線により注意を呼びかけてまいります。

福島大学が平成30年春の開設を目指している農学系学部を岩瀬地方へ誘致するため、5月11日、町と天栄村、そして両議会議長連名による要望書を福島大学中井勝己学長へ提出いたしました。岩瀬地方、そして町には、県内でも有数の農業系高校である岩瀬農業高等学校があることから、高校から大学への連携が図られ、農業人材の育成による本県農業の発展に寄与することが期待されます。さらに、岩瀬地方は農業が盛んであり、高校生の4割が電車通学であるように鏡石駅から近接している好環境から、このたび誘致活動を展開することになった次第であります。

ともに誘致に手を挙げている同じ県中管内の郡山市、田村市とは、同管内に決定した際には、県及び県中部市町村、関係農業団体と一致協力して大学への支援体制を構築することで合意がなされており、今後、大学での教育内容の決定に伴い、立地場所も選定されていくのではないかと思います。

5月24日には、第27回高齢者ふれあいスポーツ祭が鳥見川陸上競技場で開催され、町内行政区の老人クラブ12チーム、約400名の皆様が参加しました。好天のもとで高齢者の皆様が元気いっばいに競技されている姿に、大変心強く感じたところであります。

平成28年度全国市町村あやめサミットが、今月4日、5日と千葉県佐倉市で開催されました。構成市町村による首長会議では、災害時における相互応援協定の細則と市町村相互の連携や交流に関する新たな取り組みが協議され、また、役員改選の結果、平成29年度の会長職とサミット開催地として鏡石町に決定いたしました。

なお、町の第13回あやめ祭りについては、今月18日、19日の2日間、鳥見山公園を会場に開催の準備を進めているところであります。昨年に引き続き、熱気球体験教室を企画しておりますが、ことしは25日、26日に鳥見山公園で開催することとし、町花アヤメを町内外にアピールしてまいります。

次に、新年度がスタートし2カ月余りではありますが、主な主要事業の執行状況について

ご報告いたします。

初めに、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

原発事故対策の一般住宅除染事業については、繰り越し事業として発注しておりました鏡沼工区及び高久田工区の除染事業については、ほぼ完了となり、一般住宅における進捗率は約63%となっております。あわせて高久田地区、鏡石3区の道路側溝の除染事業も完了し、順調に進捗しております。

今年度計画であるJR東北線の東側地区、笠石、旭町、豊郷、成田地区につきましては、一般住宅及び道路側溝除染の今年度完了を目指し、発注準備を進めているところであります。

原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等の検査については、放射能簡易測定センターにおいて引き続き検査を実施するとともに、学校給食食材放射能測定事業につきましても、毎日の給食用食材について調査を行い、町民の安全、安心な食生活の確保に努めているところであります。

また、公立岩瀬病院の移動式ホールボディーカウンター車両を利用した放射線内部被曝検査を今年度も実施しており、5月17日から鏡石中学校、その後各保育所、幼稚園、小学校と順次検査を実施しております。

昨年の1期工事に続き、鏡石中学校校舎大規模改修工事2期工事につきましては5月20日に制限付一般競争入札を執行し、請負業者が決まりましたので、今定例会に契約締結に関する議案を提出しますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

6月1日には須賀川市、鏡石町、天栄村で構成する須賀川地方保健環境組合が新設する新ごみ処理施設の安全祈願祭が行われました。新施設は、安心、安全な環境性能を重視したことから、現在よりも排ガス排出濃度が抑えられ、さらにクリーンな施設となり、平成31年3月の完成を目指しています。

次に、進化する鏡石実行プロジェクト事業、駅に降りてみたくなる事業として5年目となりました田んぼアート事業については、岩瀬農業高校や関係者のご協力により、県内外から約300名の参加をいただき、5月29日に田植えイベントを開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、首都圏を初め県外からも多くの皆さんに参加をいただき、五月晴れの中、田植えを楽しんでいただきました。今回は、日本野菜ソムリエ協会会員のチーム福島の皆さんや、福島大学の学生の参加もいただき、広くPRができてきたのではないかと感じております。今後は、一般観覧や稲刈り体験イベントなどを通じて県内外に積極的にPRを続け、地域振興につなげてまいりたいと思います。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動につきましては、6月12日の日曜日に一斉定植を予定しておりますので、町民の皆様のご協力をこたしも引き続き

お願いしたいと思います。

5年目を迎える第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像とし、「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に平成24年3月に策定し、新たな町づくりを行っているところでありますが、平成28年度が前期計画の目標年度となっており、平成29年度から平成33年度までの5年間の後期計画については基本構想で定めた将来像を具現化するため、前期計画の評価・検証を実施し、各施策を計画的に進めていくために見直しを進めてまいります。

次に、第5次総合計画で定める5つの行政分野別目標の進捗について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、今年1月から本格的な運用が開始されたマイナンバー制度につきましては、多くの場面で12桁の個人番号の記載が求められるのではないかとと思いますが、この通知カードにより顔写真入りのマイナンバーカードの交付申請のありました皆様には、地方公共団体システム機構からカードが納品され、順次、交付事務を進めているところであります。

町には5月末現在869人分のカードが届いており、うち410名の方へ交付いたしました。このカード交付については本人確認を厳格に行い、暗証番号の設定など手続が必要なことから多少時間を要することをご承知いただくとともに、既に申請をいただいた皆様には交付通知まである程度の期間を要することをあらかじめご理解を願いたいと思います。

新規事業となります住民税の特別徴収一斉指定事業につきましては、平成28年度から福島県下一斉に実施するものであり、特別徴収義務のある事業所の協力を得て、5月に納付書を発付したところであります。今回の一斉指定では1,850事業所に対し住民税の納税通知書を送付し、前年比651の事業所が新たに特別徴収事業者となりました。この一斉指定により、納税者は6月の給料から毎月住民税が天引きされることになり、納税の利便が図れることとなりますので、収納率がさらに向上するものと期待しているところであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、教育・文化・スポーツ健康づくり事業については、昨年に引き続き各種事業を推進してまいります。

3年目となるスクールソーシャルワーカー設置事業につきましては、鏡石中学校を活動の拠点として、生徒と保護者、さらに先生方を対象に相談活動を行っており、教育指導主事、学校教育相談員との連携のもと、きめ細かな相談に当たっているところであります。

語学指導等外国青年招致事業によって平成27年8月に着任しましたステファニー先生が7月に帰国することから、新任の招致事務を進めており、後任にはカナダ出身の男性を予定しております。

また、3年目となる土曜授業は小学校4回、中学校で年2回実施することとしていますが、これは子供たちに土曜日等における充実した学習機会の提供と、教職員が子供たちと向き合

う時間を確保し、きめ細かな個に応じた学習へのかかわりや、積極的な生徒指導が行えるようにするもので、開かれた学校づくりの推進を目的に行うものであります。具体的には、授業参観や行事、総合学習に充てることとして、各学校において今年度の教育課程の中で計画しておりますので、狙いどおりの効果が図れることを期待しております。

生涯学習機会の拡大とスポーツ振興につきましては、町体育協会の総会が3月末に、障害学習文化協会の総会が5月11日に開催され、今年度の事業がスタートいたしました。その手始めとして、今月5日には県民スポーツ岩瀬郡大会、4日と5日には初夏の文化祭のメインである展示部門が開催されました。

このほか、外郭団体では、町婦人会を初め、NPO法人かがみいしスポーツクラブ、花いっぱい運動実行委員会なども総会を終了しましたので、これから本格的な事業が展開されるものと期待しているところであります。

第11回鏡石駅伝ロードレース大会につきましては、年々参加者がふえている状況にあり、先月の実行委員会で11月6日日曜日に開催することが決定され、準備を始めたところであります。町内外から多くの皆様をお迎えして開催できるよう、万全を尽くしてまいりたいと思っております。

次に、町民の健康づくりにつきましては、健康増進事業としてがん検診や総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業実施へ向けた事務を進めているところであり、5月31日には町構造改善センターで女性検診の集団検診を行ったところです。母子保健事業につきましても、定期的な乳幼児、妊婦健康診査を行い、疾病以上の早期発見、早期治療につなげることで健全な発達、発育を支援しております。

また、町民の健康づくりの指針である鏡石町健康増進計画、食育推進計画に基づき、高齢者健康づくりの一環として、平成27年度から開始された高齢者栄養改善プログラム、いわゆるハッピーイートプログラム事業については、食生活の見直しや、よりよい食習慣を身につけていただけるよう訪問活動を実施するとともに、今年度は幅広い年齢層が参加できるよう、栄養改善教室にも取り組んでまいります。

地域医療推進事業として県立福島医科大学の医学生や、地域医療に関心のある医学生を対象とした地域医療体験研修事業が8月から公立岩瀬病院構成市町村で実施されることになり、幅広く地域医療の現状について理解を深めてもらえるよう対応していきたいと考えております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」における高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、在宅福祉事業や生きがづくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険制度の適正な運用については団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続け

ることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

また、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援として平成29年度から実施予定とされている年金生活者支援給付金の前倒しとして、平成28年度中に65歳以上となる方を対象として、1人当たり3万円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の申請受付を5月9日より開始いたしました。

児童福祉と子育て支援については、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所、幼稚園の未就学児の窓口を一本化し、各種子育て支援策との連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、民間保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援の推進に努めてまいります。

障がい者福祉の充実においては、第4期障がい福祉計画に基づき、共生社会の実現と、可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めてまいります。

医療保険制度の適正な運用における国民健康保険事業につきましては、昨年度から資産割を廃止し、所得割、平等割及び均等割の3方式としたところであります。今年度の国保税率の算定につきましては、前年分の確定申告による所得額と給付額が確定したことに伴い、新たに税額を試算しましたが、今後の国保事業運営を見据えて税率を一部見直すこととし、先月20日に開催した国保運営協議会の諮問を受け、原案のとおり答申をいただいたところであります。

今定例会には税率改定に係る議案を提出いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての地域水田農業推進事業については、経営所得安定対策の営農計画書の受け付けを4月から5月にかけて実施したところ、5月末現在で149名から営農計画書の提出がありました。対象となる水田面積約564ヘクタールで、全水田面積の約50%が経営所得安定対策の対象となっております。

高久田地区の圃場整備事業につきましては、平成26年度から地区勉強会、地権者説明会などを続け、今年4月に高久田地区基盤整備事業推進協議会が設立されたところであります。推進協議会委員の皆様のご働きかけによりまして、地権者からの仮同意徴収がほぼ100%になったことから、去る5月24日に県に対し事業調査地区申請を行ったところであります。今後は、本事業が採択されるよう要望活動を進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」として、社会資本整備総合交付金事業については、今年度計画されている鏡田499号線道路

舗装工事、笠石476号線歩道新設測量業務及び道路ストック総点検事業の堀米線舗装補修工事は、既に発注を完了いたしました。また、橋梁点検事業における東北自動車道にかかる跨線橋はネクスコ郡山管理事務所に、その他の橋梁及び道路附属施設の点検業務についてはふくしま支援機構に発注を済ませたところです。

次に、水環境の基盤である水道事業については、平成27年度末における給水人口は1万1,980人で、給水普及率は94.3%と、前年度比0.6%の増となっております。平成22年度から開始している第5次上水道拡張事業は、平成27年度事業費ベースで21.8%の進捗となっております。現在は建設改良繰越となっている新浄水場整地工事の整備を進め、今年度の拡張事業計画に基づく設計委託業務等の発注に向けて準備を行っているところであります。

なお、今定例会において、第5次拡張事業の建設改良及び事業運営、収支計画に基づいた水道料金の改定を行うため、上水道事業給水条例の一部を改正する条例の議案を提出いたしますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

下水道整備の平成27年度末における汚水処理人口の普及率は92.1%まで達し、水洗化率は89.8%と前年度比0.5%増となっております。繰り越し事業となっている駅東第1土地区画整理事業地内の管渠築造工事については現在整備中であり、今年度計画についても関係機関等との協議、調整を進めているところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第2号及び報告第3号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例並びに国保税条例の一部改正で、報告第4号から報告第11号までの専決処分した事件の承認につきましては、一般会計並びに特別会計7件の年度末事業確定に伴う補正予算であります。

報告第12から報告第17号までは継続費、繰越明許費及び事故繰越額の報告であります。

議案第64号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の本算定に伴う算定額の改正、議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の一部改正に伴い、事業所等における保育士の配置基準を緩和する改正をするものであります。

議案第66号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を行う新たな学校、義務教育学校が制度化されたことによる放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うもの、議案第67号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上水道第5次拡張における老朽化施設の更新や耐震化、給水の安全性、安定性を維持するために水道料金を改定するものであります。

議案第68号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）工事請負契約の締結について及び議案第69号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結については、請負業者等が決定

いたしましたので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第70号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、臨時福祉給付金支給事業など、国・県事業の実施に伴う補正予算で、臨時福祉給付金支給事業1,803万9,000円、小学生を対象とした元気キッズサポーター派遣業務委託事業196万2,000円、地域包括ケアシステム構築推進事業75万1,000円、町単独事業として指定文化財である岩瀬牧場旧事務所修繕事業補助金150万円を増額補正するものであります。

次に、議案第71号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保税率及び前年の所得の確定に伴う財源内訳の組み替えに伴う補正予算であります。

最後に、議案第72号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、現委員から辞職の届け出があり、新委員を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、議決、承認、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◎報告第2号及び報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第2号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第3号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告事件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました報告第2号並びに報告第3号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、報告第2号の専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布、施行されたことに伴う一部改正でございまして、専決第1号として地方自治法第179条第1項の規定に

より平成28年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

このたびの主な改正につきましては、1つには、軽自動車税のグリーン化特例、軽減課税措置の1年間の延長及び二輪車等に係る税率の引き上げの施行並びに環境性能割の導入。2つ目には、固定資産税における中小企業による設備投資の支援としての償却資産課税の特例措置の追加。3つ目には、農地保有に係る課税の強化及び軽減措置規定の追加。4つ目には、地方たばこ税における手持ち品課税の実施。5つ目には、法人住民税における法人税割の税率の見直しなどがございます。

次のページをお願い申し上げます。

改正条文につきましては、まず、第1条は現行の町税条例の一部を改正するものでございまして、第18条の3につきましては納税証明事項に関する規定であり、法改正に合わせて軽自動車税を種別割と字句の改正を行うものでございます。

第19条につきましては、納期限後に納付する延滞金等に関して規定したものでございまして、このたびの法改正により延滞金の決算期間に係る修正申告等に係る期間について一定の期間控除することとされたことに伴う所要規定の改正及び追加でございます。

第34条の4につきましては、法人税割の税率について規定したものでございまして、法改正に合わせて税率を9.7%から6%に引き下げるものでございます。

次に、下ほどになりますが、第43条、次ページの第48条、第50条につきましては、個人及び法人の町民税に係る延滞金の徴収期間についての規定でございまして、法改正に合わせて修正申告等があった場合の延滞金の計算期間について一定の期間控除することについての所要の改正をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、第56条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税に関する規定であり、法改正に合わせて独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構と改め、さらに字句を加えるものでございます。

第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者等について規定したもので、法改正に合わせて環境性能割の納税義務者等について規定するとともに、軽自動車税を種別割と字句を改めるものでございます。

5ページをお願い申し上げます。

第81条及び第81条の2から第81条の8までにつきましては、法改正に合わせて軽自動車税のみなし課税、非課税の範囲、環境性能割の課税標準及び税率、徴収方法、不申告者に対する過料及び環境性能割の減免等についての規定を追加するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6 ページの下のほうになりますが、82条から91条までの規定につきましては、法改正に合わせ「軽自動車税」を「種別割」と字句を改めるほか、それぞれの根拠条項の整合性を図るための条項の整理でございます。

次に、8 ページをお願い申し上げます。

8 ページ附則第6条の規定につきましては、法改正に合わせ特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医薬費控除の特例規定を追加するものでございます。附則第15条の規定につきましては、法改正に合わせ軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、申告、税率等の特例措置についての規定を追加するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

附則16条の規定につきましては軽自動車税の種別割の特例について規定したもので、グリーン化特例、軽減課税の1年延長及び環境性能割の導入に伴う「軽自動車税」を「種別割」とする字句の改正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第2条につきましては、平成26年3月31日に公布いたしました町税条例の一部を改正する条例（平成26年鏡石町条例第13号）について、附則第6条の改正条文、軽自動車税の種別割に係る税率特例措置の読みかえ規定であり、今回の法改正に伴い、条文字句の改正を行うものでございます。

次に、11ページ、第3条につきましては、平成27年3月31日に公布いたしました町税条例の一部を改正する条例（平成27年鏡石町条例第18号）について、番号法改正に伴う字句の改正及び町たばこ税に関する経過措置に関する規定について所要規定の整備を行うものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

12ページにつきましては、附則でございますけれども、第1条では施行期日を、第2条から第4条の規定につきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について規定したものでございます。

以上、報告第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

次に、14ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年1月に公布され、4月1日から施行することとされたことに伴う改正でございまして、専決第2号として地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

主な改正につきましては、国民健康保険税における課税限度額の改正及び国民健康保険税の減額算定基準の改正でございます。

改正条文につきましては、第2条第2項ただし書き中、国民健康保険税賦課限度額を現行の「52万円」を「54万円」に、第3項ただし書き中、後期高齢者支援金賦課限度額を現行の「17万円」を「19万円」に改めるものでございます。これによりまして、課税限度額が現行の85万円から89万円に4万円引き上げることになります。

次に、第23条は国保税の減額措置に関する規定でございます。各限度額に関する規定について、「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に引き上げ、さらに、軽減判定、所得算定に関する規定として、第2号の5割軽減世帯の算定基準額「260,000円」を「265,000円」に、2割軽減世帯の算定基準額「47万円」を「48万円」に改め、軽減対象範囲を拡大するものでございます。

附則につきましては、第1条では施行期日を平成28年4月1日から施行すると規定し、第2条においては、改正後の条例の規定について28年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、一括上程されました報告第2号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定並びに報告第3号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第2号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第3号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、報告第4号 平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

17ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第4号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）といたしまして、平成28年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

18ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります平成27年度予算の整理をしたものであります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,202万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,192万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、本議案書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

26ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田でございます。

私から2点ほど質疑させていただきたいと思います。

まず、この専決処分された事件、一般会計補正予算（第5号）であります。総括してみますと人件費についてかなり減額されているなという感じを見受けました。

その中において、54ページ、55ページに記載がされております3款2項4目保育所費の説明欄になりますが、101番の保育所事業、うち臨時保育士賃金が471万3,000円の減になっているということで、こちらについてのご説明、内訳についてのご説明をお願いしたいということが1点でございます。

もう1つは、79ページに記載がございます10款9項1目の文教施設維持整備基金積立金でございます。これにつきましては、私、前回、全協の際にもお話をさせていただいたと思いますけれども、2,000万円の予算のところ補正でさらに3,000万円を加えて5,000万円になったということで、総額5,000万円の積み立てが27年度内に行われたということになっているかと思いますが、この基金の残高の総額、そしてこの基金の当面の使途、使用目的についてお考えになっているところがありましたらご説明いただければと思います。

以上、2点でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書の55ページの4目保育所費の中の、説明欄101番の保育所事業の臨時保育士賃金471万3,000円の減の理由と、内訳ということでございますけれども、これにつきましては、保育所につきましては新規入所児に対応する保育士を確保するという観点から、臨時保育士の予算を当初予算から多目に確保しているということでございまして、中身といたしまして471万3,000円につきましては、臨時保育士賃金の2名分でございます。結果といたしまし

て、新規入所児が予想よりも少なかったという中身で、今回の減ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

5月末残高でございますが、1億373万6,119円が基金残高となっております。この利用でございますが、近い将来に向けた文教施設、学校施設等の改修のための基金積み立てということでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 私からは5点ほど、事業の内容等についてお尋ねいたします。

まず、49ページでございます。

これの下の方に、成年後見人等報酬助成24万円の減額でございますが、これにつきまして、実施しております人数、それから金額、また、どのような業務に対しまして助成しているのか、また、町のかかわりはどのようにかかわっているのかです。

それから、57ページでございます。

これも下のほうでございますが、203番の被災者健康支援体制整備事業の中の各種記念品でございますが、これにつきましても執行額済額と、記念品はどういうものを行ったのか、それから事業の具体的内容はどのようなものを行っているのかです。

次に、61ページでございます。

これの3番、農業振興費の中の説明欄に農作物イメージ回復助成金がありますけれども、これにつきましてもちょっと私、勉強不足で中身がわからないので、事業の内容等、あと対象者は何人いるのか、また、執行済額は幾らになっているのかお尋ねいたします。

それから、69ページでございます。

これの防災費でございますが、説明欄の一番下、避難所等案内看板設置工事でございますが、これにつきましてもどのくらいの執行済額なのか、それから設置箇所数、それから内数としまして案内看板、経路図、これらが何枚くらいあるのかお尋ねいたします。

次に、71ページでございます。

10番の教育費の事務局費でございますが、説明欄に全国学力・学習状況調査分析業務委託がございますが、これにつきましても今までの執行済額と業務内容、それからこれが終わりましたら公表を考えているのか。

その5点につきましてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書49ページ、3目障害者福祉費の中の説明欄でございまして、103番の地域生活支援事業の中の一番下の成年後見人等報酬助成の中身についてということでございますが、これにつきましては27年度実績についてはございませんでした。中身といたしましては、精神的な疾患等を持っておられる方に対しての財産管理でございまして、想定している中身といたしましては、将来的にその身内等が、管理する方がおられないという方につきましては、専門職であります弁護士等に委託をするという中身でございまして、中身としましては、当初予算のおりの24万円ということで、繰り返してございますけれども、今年度は実績がございませんでした。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

61ページの説明欄217の農林水産物PR支援事業のうち、農産物イメージ回復助成金の20万円の減額でございます。これにつきましては、福島県の鏡石町の農産物の風評被害払拭のための事業として震災後から実施しております。県外に農家の皆さんが独自で農産物をPRに出かけて行った場合に、その事業費の2分の1、上限を10万円として交付するものであります。今年度につきましては50万円の予算を組みまして、3件、30万円の執行がありましたので、2件分、20万円の減額となったということであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 健康環境課長。

〔健康環境課長 長谷川静男君 登壇〕

○健康環境課長（長谷川静男君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

57ページでございます。

203番の被災者健康支援体制整備事業、こちらの各種記念品でございますが、こちらにつきましては、当初13万2,000円、執行額が8万2,000円でございます。内訳といたしましては、被災者支援事業の中でのラジオ体操事業、こちらの参加者への記念グッズの代金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

69ページの4目防災費の213番、避難所等案内看板設置事業でございますが、27年度に町内にある避難所等に表示の案内板を設けた事業でございますが、予算額400万円に対しまして383万4,000円の請け差として16万6,000円を減額するものでございます。なお、正確な数字につきましては資料を持っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国学力調査の学習状況の分析業務でございますが、これにつきましては、分析業務につきましては、今年度につきましては国のほうの負担で実施したために町の負担が認められなかったということで、全額減額するものでございます。なお、テストの結果公表につきましては、当面公表する予定はございません。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

1番、小林政次君の再質問の発言を許します。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 1点だけでございます。

69ページの、先ほどは資料がないからということでありましたけれども、避難所に対しましての看板ということですが、案内看板というか経路図ですか、全体がどこにあるかという、その施設がどこにあるかという、それはつくらなかったのですか。

例えば、須賀川等ではちょっとあるんですけども、その点をお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

25年度に地域防災計画が見直されまして、26年度に防災マップを皆さんにお配りいたしました。27年度につきましては、その防災マップに掲載されております避難場所23カ所について案内看板を設置したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、再質疑という形でさせていただきたいと思っております。

先ほど78ページ、79ページの文教施設維持整備基金についての説明をいただきました。これについては、特定の目的といいますか使途のほうはご説明がされなかったわけでありませんが、ただ、この状況を見ますと、要するに補正予算を3,000万円増額で組んだと、当初の2,000万円に合わせて3,000万円、5,000万円を27年度に積み立てたということになるわけですが、年度末の専決処分において3,000万円という額をさらに積み立てたということは、やはり新年度、いわゆる28年度において何かしらの具体的な使い道がなければ、これは私は到底認められるものではないのかなと思っております。

といいますのは、やはりこの専決処分というのはなるべくそれを避けるといいますか、やはり議会のあらかじめの承認を得て予算を組むのがやっぱり当然だと思っている中において、この専決処分という、いわば緊急に認められた制度がある中において、年度末の補正予算において、このように3,000万円という額がさらに増額されているということについては、やはりしかるべき理由、簡単に言いますと28年度における具体的な使い道があってしかるべきだということは先ほど申し上げたとおりで、このことについてもう一度、議員各位がわかりますようにしっかりと説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、この3月の専決をするに当たりまして、いわゆる状況からして不用残がかなりあると、そんなことの中で、私は常々やはりいろいろな事業をやる場合にお金を借りてやるという方針ではなくて、やはりお金を蓄えて、そしてなるべくお金を借りないでやれる方法をする。そんな、私も基金の中でやる、そんな方針のもとでやってまいりました。そういう中で、できる限りどの基金にも基金を積んでやっておくと。この文教施設も1億ほど今回のできるわけでありましてけれども、今後、いわゆる中学校のグラウンドやさらには二小のいわゆる改修というんですか、こういったものも予想されると、当然。そういうことからして、やはりできる限りこういった基金に積んでいきたいと、そんな考えのもとで今回3,000万円をプラスしたという状況でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に対し、賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、報告第4号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、報告第5号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第6号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました報告第5号及び報告第6号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、報告第5号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決第4号として地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

次ページ、84ページをお願い申し上げます。

このたびの平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業確定による精算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,398万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,266万4,000円

とするものでございます。

詳細につきましては、90ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君）　　ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合上、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　　異議なしと認めます。

本日の会議時間を延長することに決しました。

○議長（渡辺定己君）　　継続でお願いします。

○参事兼税務町民課長（木賊正男君）　次に、8款繰入金につきましては87万2,000円の減額でございます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君）　以上、一括上程されました報告第5号　鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び報告第6号　鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君）　　ここで、議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議　午後　零時06分

開議　午後　1時00分

○議長（渡辺定己君）　　休議前に引き続き会議を開きます。

これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第5号 平成27年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第6号 平成27年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、報告第7号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第7号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

113ページをお開きください。

専決第6号といたしまして、平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したものでございます。

114ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うものでございまして、既

定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,853万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○福祉こども課長（小貫秀明君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第7号 平成27年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第7号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、報告第8号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

[産業課長 小貫正信君 登壇]

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第8号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

130ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの専決は、地方自治法の規定によりまして、専決第7号を平成28年3月31日付で専決処分をしたものであります。

専決第7号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末に550万円の土地売払収入がありましたことから、同額を基金に積み立てるものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億148万円とするものであります。

詳細につきましては、136ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、提案理由を申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第8号 平成27年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、報告第9号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたし

ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第9号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決第8号として平成28年3月31日付で専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、事業の確定によりまして27年度予算を整理するものでございます。

139ページになりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,153万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、144ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、報告9号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま都市建設課長さんから説明がありましたことに対して質疑をしたいと思っております。

課長から説明がありましたように、保留地の売却については1カ所キャンセルがあったということは、私もいろいろなところから聞いて理解しておりました。それについて、どういうふうな理由をもってして、そういうふうなキャンセルに至ったのかどうか、その経緯をご説明いただきたいのと、売却するに当たっては、恐らく契約を当初結んで、その後でのキャンセルということでしょうか、それに対しての例えば違約といえますか、それに対しての何かあったのかどうか、その辺のご説明をいただきたいのと、もう一つ、私、目の当たりに見てみると、ぽつらぽつらと住宅が建ち始めておるようですが、そういった住宅の分譲地の、売却をした保留地の住宅の着工状況、あるいは今後の、いつごろまでをめぐりそういう住宅

が建つのかどうかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問に答弁をいたします。

まず第1点の保留地の売れ残りの関係でございますが、まずはその保留地につきましては、募集ということで27年の10月27日から11月31日までということで1カ月間やりました。周知方法につきましては広報等町のPRと、民友等を使いまして、それから新聞折り込みを使いまして6区画、67坪から98坪ということで6区画を売りました。

その申し込み結果でございまして、13件ございました。それは町外、福島、須賀川、石川2件、天栄、西郷ということで申し込みがございまして、これを、複数あったということで抽せんをすることになりまして、区画については抽せんをいたしますということで、抽せんについては昨年の12月13日にやりまして、6件の当選者を確定したところでございます。いわゆる候補者ですね。

それから、候補者と次の次点者ということで2名を確定させていただきました。年明けになりまして、1月ないし2月から契約を結びたいということで進むわけなんですけど、5件につきましては、1月末から2月初めにかけて、さっと契約ができました。1件につきましては、キャンセルの理由としましては家庭の事情というようなことでございまして、そういう事情がありましたので、キャンセルしたいということになりまして、2月4日付で本人がキャンセルに来ましたので、キャンセルというふうなことになりました。これにつきましては契約前なので、違約金等は取っておりません。1点目はその回答になります。

2点目でございますが、現在の保留地の建物の進捗状況でございますが、現在1軒が建っているところでございまして、その他2軒については確認申請が出ているところでございます。

以上、回答といたします。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から、つぶさなわかりやすいご説明をいただきました。

その1件、キャンセルが2月4日付で発生したということで、これが今売れずといいますが、手つかずの何もされない状態で残っている状況かと思いますが、これについてどうするのか。要するに売れ残っちゃったわけですけども、これについてどうするか現時点でのお考えをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 失礼しました。先ほどのこの後の状況ということで、ちょっと漏れてしまいました。

今の質問でございますが、1件残ってございます。それから28年度で今、工事を盛んにやっているところでございますが、それを受けまして保留地がまた出てきます。一応2区画が出てきまして、昨年残った1区画と合わせて3区画を分譲計画、今進めているところでございまして、7月には審査会というか各委員会がございまして、その委員会を経まして区画整理審議会、それから区画整理の評価委員会をしましてお金の確定をしまして、7月には募集をかけたいということで、議会のほうには7月の全員協議会の中でご報告をしたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第9号 平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

◎報告第10号及び報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、報告第10号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計

補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認について及び日程第14、報告第11号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました報告第10号 専決処分した事件の承認について、専決第9号専決処分書、平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から報告第11号 専決処分した事件の承認について、専決第10号専決処分書、平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで、この2会計につきまして専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。

専決第9号、第10号の専決処分書につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして28年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

150ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。このたびの補正につきましては、平成27年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,879万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,540万円とするものであります。

詳細につきましては、156ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げたいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第10号 平成27年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第10号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第11号 平成27年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第11号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第12号及び報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、報告第12号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について及び日程第16、報告第13号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました報告第12号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書並びに報告第13号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書の2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

171ページをお開きください。

まず、171ページ、報告第12号であります。本件につきましては、平成27年度一般会計予算の継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次の172、173ページをお願いいたします。

平成27年度鏡石町一般会計継続費繰越計算書でございます。これにつきましては、平成29年度から導入されます地方公共団体におきます統一的基準による財務書類の作成が求められたところでございまして、平成27年度から29年度までの3年にわたる事業を継続して実施するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名につきましては、新地方公会計制度導入及び公共施設等総合管理計画策定事業でございます。継続費の総額につきましては2,439万1,000円、平成27年度継続費の予算現額としましては646万2,000円、支出済額及び支出見込額につきましては375万8,400円でございます。残額及び翌年度逓次繰越額につきましては、同額の270万3,000円でございます。これにつきましては予算現額から支出額を除いた残額を翌年度に逓次繰越をしたものでございます。

以上が報告第12号でございます。

次に、175ページをお願いいたします。

報告第13号でございます。鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、3月定例議会におきまして平成27年度一般会計補正予算（第4号）で議決をいただきました繰越明許費9件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次の176、177ページをお開きください。

平成27年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、進化する鏡石実行プロジェクト事業（駅に降りてみたくなる事業）、翌年度繰越額550万円。

同じく2款総務費、1項総務管理費、役場庁舎改修事業、翌年度繰越額850万円、同じく自治体情報セキュリティ強化対策事業、翌年度繰越額2,794万3,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、翌年度繰越額5,000万円。

同じく3款民生費、2項児童福祉費、子どものための教育・保育事業、繰越額40万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、原子力対策事業3億887万円。

6款農林水産業費、1項農業費、農山村地域復興基盤総合整備事業、翌年度繰越額324万円。

10款教育費、3項中学校費、耐震補強大規模改修事業（Ⅱ期）、翌年度繰越額3億3,418万円。

10款教育費、4項幼稚園費、幼稚園就園奨励事業管理システム開発事業、翌年度繰越額17万3,000円。

合計いたしまして9件で繰越総額7億3,880万6,000円でございます。財源内訳につきましては177ページの記載のとおりでございます。

以上、報告第12号並びに報告第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第12号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第13号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第13号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認する

ことに決しました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、報告第14号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第14号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月7日定例会におきまして議案第48号で議決されました平成27年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でございまして、繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次のページ、180ページをお願いしたいと思います。

繰越計算書でございまして、1款事業費、1項事業費、事業名でございしますが、駅東第1土地区画整理事業でございまして、翌年度に繰越額ということで2,442万1,000円でございます。工事の内容につきましては、舗装工事が1件、それから暗渠工事が1件、街区の二次の造成ということで3件の繰越をするものでございます。

それから、財源につきましては記載のとおりでございますが、その他につきましては保留地の処分金の基金のほうから充てるものでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第14号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第14号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、報告第15号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました報告第15号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

28年3月7日に議決をいただきました繰越明許費につきましては、翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

184ページをお開きいただきたいと思います。

27年度公共下水道事業特別繰越明許費繰越計算書になりますが、2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業、翌年度繰越額3,548万2,000円でございます。財源につきましては記載のとおりでございますが、こちらにつきましては、駅東土地区画整理事業地内の事業確定により、翌年度に管渠築造工事を繰り越しいたしまして、本年度事業進捗に合わせ実施するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより、報告第15号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第15号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は、承認することに決しました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、報告第16号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第16号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度鏡石町一般会計予算におきまして事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして報告するものでございます。

188ページをお願いしたいと思います。

年度内の工事を目指しまして鋭意工事を進めたところでございますが、工事に係る用地事務におきまして、用地の確定に伴い不測の時間を要したということで事故繰越しが発生しました。不測の事態とはいえ、大変ご迷惑をおかけいたしました。陳謝するものでございます。申しわけございませんでした。

内容でございますが、11款の関係でございまして、11款災害復旧費、1項災害復旧費になります。農業水産災害復旧費、事業名でございまして、農業水産施設災害復旧事業でございまして、翌年度に繰り越す額が291万6,000円でございます。工事の内容につきましては、大池地内の災害復旧工事でございます。排水フリーム400掛ける400が80メートルの工事でございます。工事の完成につきましては、去る4月13日に完了しているところでございます。

以上、報告を申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第16号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、報告第17号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました報告第17号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、27年度上水道会計予算におきまして、年度内支払義務の生じなかった建設改良費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

192ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、建設改良事業、翌年度繰越額5,900万でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでありまして、本事業につきましては、新浄水場の鏡石町浄水場の整

地工事のおくれによりまして繰り越したものでございます。こちらにつきましては、鋭意、現在整備を進めるところであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第17号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第64号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第64号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

194ページ、195ページになります。

このたびの国保税条例の改正につきましては、平成27年分の保険給付額の確定と住民税確定申告による所得額の確定により、国保税算定に係る案分率の見直しを行い、一部税率の改正を行うものでございます。

主な改正の要点につきましては、1つには、被保険者数及び世帯数の減少による療養給付

費に対応した税額としたこと。2つ目には、保険税負担に係る応益割、応能割の負担割合に配慮したこと。3つ目には、平成30年度からの国保広域化を見据えた税額としたことなどでございます。

なお、本改正案につきましては、5月20日に町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、同月24日に開かれました協議会において審議され、原案のとおり答申をいただいたものでございます。

主な改正の内容につきましては、応能割である所得割の税率改正を行わず、応益割である均等割及び平等割の見直しを行い、特に不足傾向にあります介護納付支援金に係ります均等割額と平等割額の見直しを行ったものでございます。

195ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、第5条中医療給付費に係ります均等割額「26,000円」を「26,500円」に改め、第9条の2及び第9条の3においては、介護納付金に係る均等割額「8,200円」を「8,800円」に、平等割額「6,500円」を「7,000円」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項において施行期日を公布の日から施行するとし、第2項においては、適用区分について改正後の規定は平成28年度以降の年度分の国保税に適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上、議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

196ページでございます。

このたびの鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国は、待機児童対策といたしまして、保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況のもとで、保育所の有効求人倍率が年々高くなるなど保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善等さまざまな対策を行っているところでありますけれども、より一層の対応が必要な状況となっております。

このようなことから、国では家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を公布いたしまして、当分の間、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置につきまして、特例的運用を可能とするために所要の改正を行うものでございます。

197ページをお開きください。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。平成26年度鏡石町条例第17条の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

小規模保育事業所A型につきましては、これはイメージといたしましては、保育所の分園というようなイメージで持っていただければと思うんですけれども、基準といたしましては、要するに定員が19名以下の保育所、小型の保育所ということでご理解いただきたいと思うんですけれども、及び保育所型事業所内保育事業所、これにつきましても、大きな事業所につきましては独自に保育所を設置しているというケースでございまして、これにつきましては規模的には多少大きい事業所でございまして、定員が20名以上となっております。その職

員配置に係る特例を規定するものでございます。

第6条につきましては、「保育の需用に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号」、これにつきましては、児童数に当たりまして保育士の人数を規定するものでございます。

一般的なものといたしましては、ゼロ歳児に対しましては3人に対して1名の保育士が必要だと。1歳児、2歳児につきましては、子供たちが6人に対して1名保育士が必要だというような基準でございます。これにつきまして、「定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる」ということで、ただし、配置される保育士の数が1となる場合につきましては、当該保育士に加えて、「保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない」という規定でございます。

第7条につきましては、前条の事情に鑑み、当分の間、同じくこの条文につきまして、規定します保育所の数の算定につきまして、「幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）」ということでございますけれども、を有する者を保育士とみなすことができる規定でございます。

第8条につきましては、附則第6条の事情に鑑みまして、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所につきまして、開所時間を通じまして必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型などに係ります利用定数の総数に応じまして置かなければならない保育士の数を超えるときにつきましては、同条に規定する保育士の数の算定につきまして、保育士と同等の知識及び経験を有する者と町長が認める者を、開所時間を通じまして必要となる保育士の総数から利用者定員の総数に応じまして置かなければならない保育士の数を差し引いて、得た数の範囲内で保育士とみなす規定でございます。

第9条につきましては、前2条の規定を適用するときということで、保育士につきましては、保育士の数が、これにつきましては前条の規定の適用がないとした場合の条項によりまして算定されるものということでございますけれども、の全体の3分の2以上を置かなければならない規定でございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第66号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第66号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

198ページでございます。

このたびの鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の一部が改正されまして、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化によります放課後児童支援員の資格要件の一部に義務教育学校を追加する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

この条文につきましてごらんをいただければと思います。関連する条例の一部を次のように改正するということございまして、第10条第3項第4号中、「中学校」の次に「義務教育学校を加える」ということでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとなっております。

以上、議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第67号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第67号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明をいたします。

200ページ、お聞きいただきたいと思います。

このたびの条例の一部改正につきましては、目次の追加と上水道第5次拡張事業並びに水道事業運営に要する経費の財源を確保するため、水道料金を見直し、専用給水装置の用途別の基本料金、超過料金を次のように改めるものでございます。

初めに、題名の次に次の目次を加えるものでありまして、本条例につきましては章立てとなっていることから目次を追加するものでございます。第1章から第7章と附則を追加するものでございます。

次に、25条第1号の表中、家庭用の項料金（円）の欄中「756」を「907.20」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「162.00」を「194.40」に、「216.00」を「259.20」に、「232.20」を「278.64」に、「248.40」を「298.08」に改め、同表団体用の項料金（円）の欄中「3,780」を「4,536.00」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「248.40」を「298.08」に改め、同表営業用の項料金（円）の欄中「3,780」を「4,536.00」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「248.40」を「298.08」に改め、同表工業用の項料金（円）の欄中「21,600」を「25,920.00」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「270.00」を「324.00」に改め、同表鑑賞用の項料金（円）の欄中「3,888」を「4,665.60」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「486.00」を「583.20」に改め、同表車庫用の項料金（円）の欄中「1,728」を「2,073.60」に改め、同項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「248.40」を「298.08」に改め、同表臨時用の項超過料金（円）1立方メートルにつきの欄中「421.20」を「505.44」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年9月1日から施行し、第2項では、改正後の料金は、平成28年10月以後の月分として徴収する料金について適用をするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上下水道課長からご説明ありました条例の制定についての質疑をさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、全協でも何回にもわたって丁寧なご説明をいただいて、簡単に申し上げるならば、水道料金を今回一律20%引き上げたいというふうな執行のお考えだというふうにご考えてございます。

その背景におきましては私も詳細は存じ上げておりませんが、不勉強で申しわけありませんが、第5次上水道の拡張事業、当初が38億円の予定であったものが、今50億2,636万

8,000円という予算の中で行われようとしているということに基づくものであるということだと伺っております。

そういうふうな中におきまして質疑したいことがございましたので、幾つかお答え願えればと思いますが、まず、諸般の事情といいますか、社会情勢の変化とかいろいろな説明がございましたけれども、第5次拡張事業、当初38億円から50億円まで膨れ上がったという、その増額の理由について、もう一度しっかりと説明していただきたいということと、これにつきましては、私はまだ議員になって半年程度であります、これまでの議会におけるその増額等の説明、了承等があったのかどうか、そういうふうな経緯をお尋ね申し上げたいということが1つでございます。

また、今回一律20%引き上げたいという執行のお考えに対しましては、確かにこの水道事業につきましては何度もお聞きしておりますが、独立採算制であるということの中で料金の値上げということは、真っ先に思い浮かぶアイデアとしてはある意味いたし方ない部分もあるかなというふうに私も理解しておりますが、一律20%ということの理由について、もう一度しっかりとご説明いただきたいと。

ただ、今、消費税のほうも、先ほど町長の説明がありましたように、再延期されることが決まりましたけれども、要するに景気が後退し、なかなか庶民経済が回復しない中において、果たしてこの一律20%引き上げに対して、実際執行のほうとしてはどのようにお考えになっているのか。町民に対する理解が十分得られるのかどうかという点をお答えいただきたいと思っております。

また、これもまた私の不勉強で申しわけございませんが、上水道事業については先ほど申し上げましたように独立採算制だということは私も理解してございますけれども、物の本によりますと、部分的に一般財源から繰り入れできるものがあるなんていうことも、これ、整合、私にははっきりわかりませんが、この点について、一般財源等からの充当ということは考えられないのかどうか、あるいは企業債も起債されておると思いますが、企業債について改めて検討し、もちろん先ほど町長おっしゃったように、町がこれ以上借金をするというのは私も大反対でありますけれども、ただ、水道料引き上げとともに、企業債の起債についてどうお考えになっているのか、そういった点について、あわせて質疑させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思っております。

まず第1点目は、現在行っております第5次拡張事業。21年度に認可をいただきまして、

22年度から事業を開始しております。その間、社会情勢等の変化から事業費の大きな膨らみということで、昨年、全員協議会の中でご説明を申し上げたところをございまして、その点に対しまして再度というお話でございますので、その理由を申し述べたいと思います。

まず、この事業費が膨らんだ背景でございますが、認可当時、この消費税部分については5%で計算しておりましたので、その間、平成26年度、消費税が5%から8%ということで、消費税等の見直しがございましたので、その3%の上積みというのがございましたので、当然事業費も上がってくるという部分でございます。

さらに、2点目として経費関係でございますが、平成23年東日本大震災におきまして復興事業等がございます。そうした観点から、事業費というか資材の高騰、人件費等の高騰も多く見られておりまして、そういった部分から事業費が伸びてきたという部分でございます。

さらに、諸経費率、こちら震災関係におきましてアップしておりまして、こちら5%程度アップしているという部分でございますが、人件費につきましては3%アップしているということございまして、そういった社会情勢等を含めまして、弊課からこのたびご説明を申し上げました事業費の膨らみということになっております。

2点目、20%比率引き上げの理由ということでございますが、このたびの20%につきまして、当然水道事業につきましては料金で賄っております。現在、第5次拡張事業も含めまして、維持管理も含めまして、過日ご説明申し上げました20%上積みした場合の財政収支の中でもお話ししましたが、当然、公営企業で行っておりますので、新たな資産獲得になりますと減価償却費、これは3条予算等を見ていく部分でございますが、そういった部分が上がってくると。そして、新たに施設拡充となれば、本町の水道事業につきましては全て電気料金、動力で賄っておりますが、そういった部分。動力費についても値上げ等ございまして、その間、維持費的にはアップしているという状況でございます。

さらに、起債借入れ、こちらにつきましても企業債利息というのが当然出てきます。過去、町長の説明にもありましたように、事業費ベースで現在、第5次拡張につきましては21%、事業費ベースで進捗している状況でございますが、おおむねその事業費につきましては起債事業ということで、企業債を借入れております。そういった部分で、元金償還も含めて、今、企業債につきましては5年間の利子、後に5年据え置き元金償還という形で入ってきます。当然そういった部分で、先に借入れた部分の企業債の利子等が上がってきている状況にもございます。

そうした観点で、総括的に費用的にも上がってきている部分、あわせて事業費の増大もありまして、財源の確保ということで説明を申し上げたところございまして、そういった部分で、本来であればこのたびの改正の算定期間におきましては27年度を機軸といたしまして、28、29、30、31と4年間の期間を想定している値上げの率でありまして、その後になりま

すと、また新たに財政状況、財政収支を見直しながら検討する余地が出てくるのかなということでございます。

そういった部分で、費用的に、あと財源確保ということで、このたび利用者には大変ご苦勞をかけるかと思いますが、独立採算の原則からして、このたび一律20%の引き上げをお願いして、財政収支に見合う形での料金をお願いするという部分でございます。

今後、一般会計からの充当という部分のお話もありましたが、水道事業、公営企業でございますので、当然、水道事業の運営につきましては水道利用者の料金収入で維持費を賄っております。そういった観点から、本来であれば水道事業利用者が賄う部分の経費と、それ以外の経費というのが当然出てくる部分がございます。そういった部分で、本来であればそちらで、一般会計というような形で見ただけの部分というのはやぶさかではないのかなと思いますが、今後、そういったことで一般会計と協議しながら、そちらの充当部分というのをお願いする部分が出てくるかなというように思います。

今後、利用者に対しては、このたびの値上げにつきましてはご理解をいただくということで、こちらにつきましても改正条例、議案が通った暁には、住民の皆さん、それに広報等を通じまして理解をいただけるように周知を図って、9月1日基準日での料金の見直しということでご理解をいただけるように説明を申し上げていきたいというふうに思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 課長から今、説明いただきまして、これまでの経緯、21年に認可されたときのことから直近のことまでよくといたしますか大体わかったつもりであります。

先ほど私も申し上げましたとおり、また課長も重ねて申し上げていただいたとおりに、水道事業は独立採算制だということで、値上げはいたし方ない部分もあるのかなというふうには私も思っております。

また、そういう中において、例えば先ほども一つの具体案として申し上げましたけれども、消費税の問題。消費税がなかなか上がらない。10%まで上がるだろうというふうに誰もが思っていたにもかかわらず上がらない。

そして、そういう中において、生活に関係するものについては軽減税率を設けるとか、そういうような議論が国会でもあったというふうに皆さんご存じだと思いますけれども、例えばですが、それと反面して、きょうも町税のほうの条例改正もありましたけれども、法人税ですね、法人関係の税率は今軽減されていると。これも一つアベノミクスの影響かなんていうふうには思っておるんですが。

そういう中において、例えばこの一律20%という、要するに一般家庭用から、事業用から

も、商業・工業も全部含めて一律20%という考えもあると思うんですが、例えば今のこの国の経済は企業優先といいますか、法人優先といいますかそういう中。庶民の生活が先ほど申し上げたようになかなか回復しない中において、やはり一般向け、一般家庭用の引き上げを例えば一律20%ではなくて、それについては少し緩和して、ある意味感情に上げていくとか。そういうふうな住民思いの政策は考えられなかったのかということについてお答えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

このたびの一律20%の見直しで、一般家庭的な形での配慮はできなかったのかというお尋ねでございますが、このたび一律20%という形にさせていただきました背景には、全体的に事業費を、不足額というのを算定させていただきました。総括的に総額を見たところでございます。

前回、22年度におきまして料金見直しを行ったところでございまして、こちらもお話しさせていただきましたが、基本料金、こちらを大きく見直した背景がございまして。そういった部分で、必要額的な部分の考慮と一般家庭用という部分での見直しということで精査したところ、大きく当時見直した関係もございまして、基本料金水量内の範疇がおおむね半数以上、計数的に調査した結果でございますが、出ている状態でありましたので、このたび大きく20%見直したとしても、低所得的な形、ひとり暮らし的には大きく影響しないだろうという予測のもと計算をさせていただきました。このたび20%というところにしたところでございます。

当然、超過料金、階層制を使いまして、超過料金、使えば使うほど高くなるという部分でございまして、そういった部分で、大きく利用する方については負担がかなり大きくなっていく部分がございますが、試算の中で、基本水量内、大きく反動してくるか影響される部分が階層的に少ないということで、このたび20%ということで、そこまでのこれを見ながらというわけではございませんが、影響ないという部分の中で計算させていただきました。今回一律20%というところにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま議案67号について、2番議員からも質問があったところなんです、第5次の拡張工事、これの工事費の捻出というものがこの一番スタートだったと思うんですが、22年の4月1日から値上げをしてきて、それで、また今回2回目の値上げと。これは計画的な2回目の値上げというふうなことになるのかなとは思いますが、その22年の4月1日の段階で値上げアップを計画したときの第5次拡張計画の工事費は幾らくらいで計算しておったのかなというふうにと考えるところなんです、その辺が幾らだと予定しておったのか。

それからもう一点は、22年の4月1日に値上げしており、それ以前の22年の3月までの価格があったと思うんですが、ここ6年間ですか、22年3月30日までの価格と、今回の提案価格の差、これは幾らになっているのか。

あと、それからおのおの、この6年間のこのやつの2回目のアップによるアップ率というのはどんなふうになっているのかということがお尋ねしたいと思います。

3月議会では、我々議員報酬やら町三役やら町職員の人件費のアップが人事院勧告によってあったところでございます。そのようにして我々関係者のほうは報酬関係が上がって、一般町民の方々のところには、事業費の財源が不足だから上水道料金を上げますよというふうなことで町民に負担させるということになると、今、俗に言われるお手盛りじゃないかというふうな話も出る可能性もありますので、その辺の対応をしっかりとやって、この案件については臨まない、町民からたくさんのご批判をいただくようなことが起こりかねないというふうに思いますので、今の点をご答弁お願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 今泉議員の質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず第1点目が、第5次拡張事業の認可時点での事業費というお尋ねでございますが、こちらにつきましては、第5次の変更認可の説明の段階におきましては、事業費が先ほども述べたように38億を事業費として想定していたということでございます。

2点目の、22年度に第5次に関係いたしまして料金の見直しをかけたところでございますが、その前段として22年3月、いわゆる21年度でございますが、そちらの水道料金の状況でございますが、こちらにつきましては、平成4年に見直しをかけまして、21年度、いわゆる22年まで改正するまで、その間は改正していなかった状況でございます、そちらについて、一般家庭用ですと基本料金が10立方で1,200円という状況でございました。それを22年に基本料金を5立方で700円ということで、22年に改正した状況でございます。

それで、団体用につきましては、21年度までが20立方で、団体、いわゆる会社の事務所

等でございますが、学校も含めまして公共の施設、これが基本料金が3,000円ということでございまして、営業用が同じ20立方で3,000円。工業用が100立方までで1万8,500円という料金の状況でございました。

あと、大変申しわけありません、3点目のアップ率というのは、どういう状況だったか、ちょっと聞き漏らして申しわけありません。

○10番（今泉文克君） 議長、答えていいですか。

○議長（渡辺定己君） どうぞ。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 22年の3月31日までの料金と、28年の今回のこの価格を9月1日から施行する価格の率ですね。22年の3月31日までの価格と、価格をベースにして今回のこの価格は何%上がるのかという。

もしわからなければ、後で計算して出していただいて結構です。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 大変申しわけありません。

その部分について、ちょっと資料があれなので、そちらについてはちょっと計算させていただいて、わかり次第報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに。

再質問の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 先ほど2番議員の答弁の中で、今回の値上げの価格については、31年までの4年間の計画だというふうなことで何か答弁されたようにお聞きしているんですが、そうしますと、32年の段階で、もう一度価格については値上げになるというふうに理解してよろしいんですか。

それとも、それは第5次拡張の中では、22年と26、27年に2回にわたって上げるということはどうなっていましたから、これは納得していたところなんです。

ただ、どのくらい上がるかという数字は聞いていませんので、それについては疑問があったところなんです。そしてまた新たに32年にまたこの工事費の不足分が経営上の問題になると思うんですが、上げざるを得ないというふうなご答弁であるのかどうか、確認させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 今泉議員の再質問に答弁申し上げます。

先ほどと関連してのお話で、このたびの見直し、算定期間につきましては27年度を機軸に4年間ということでご説明申し上げたところでございます。

本来であれば、財政収支計画に基づいて、赤字の解消ということになれば、当然試算の結果、今回20%ということでも市議会にお願いをしながら答申をいただいたところでございますが、現実、値上げ幅につきましては、必要額としてもっと必要な状況でございます、正直言えば。

そういった部分で、今回20%というのは、あくまでも4年間の算定期間ということにしたのは、一気に見直しをするには余りにも影響が多過ぎるという部分で、この算定期間4年間を総括的に総収入、総費用等も含めまして経費等はじき出しまして、この4年間で算定期間ということにしたのは、その期間、状況を見ながら改めて財政収支も当然見ていかなくちやならない部分がございますので、あくまでも今回20%というのは、その算定期間内で何とか実施したいという中身で、4年間の機軸ということにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第68号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）請負契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会議務局長（吉田賢司君） [第68号議案朗読]

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

[教育課長 関根邦夫君 登壇]

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第68号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの工事につきましては、鏡石中学校校舎耐震補強大規模改修事業の2期工事として、請負業者が決定いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）。工事の概要としては、南校舎等の外部改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修を行うものとなっております。

2、契約の方法につきましては、制限付一般競争入札。

3、契約の金額は、2億3,328万円であります。

4、契約の相手方につきましては、福島県本宮市白岩字大岩入6番地、国分木材工業株式会社、代表取締役、国分久義であります。

なお、契約の期限につきましては、平成29年1月31日を予定しております。

このたびの制限付一般競争入札については、5月20日に5社による入札を執行したところでございます。

なお、入札に参加いたしました業者につきましては、国分木材工業株式会社、高田工業株式会社須賀川支店、株式会社渡辺建設鏡石支店、三金興業株式会社鏡石営業所、笠原工業株式会社の5社であります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 議案第68号 請負契約の締結についての質疑をさせていただきたいと思います。

1期の工事の請負変更についてのときも、いろいろと質疑をさせていただいたり、意見を述べさせていただきましたけれども、第2期の工事が行われるということで、こういうふうな工事自体、私も必要だなというふうには思っておるわけであります。

そういう中におきまして、今回第2期の工事、南校舎中心の工事と承りましたけれども、幾つかちょっとお聞きしたいのは、この前全協でもお示いただいたと思いますけれども、今、課長さんのほうからありました5社のうち、恐らく3社の額は述べていただいたと思いますが、3社でもいいんですが、もう一度、その入札の額をちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

また、私が危惧をしておりますのは、こういう工事をやって、もしかしたらまた先ほど申し上げたような変更契約があるんじゃないかなと、要するに増額があるんじゃないかなという部分があるんですが、その辺について、やはりどうするのかと。

要するに、入札ですから安ければいいんだという考えかもしれませんが、そういうことで決まっちゃうのかもしれませんが、例えば今後そういう増額が想定されたとしたら、大体一般常識的に考えて、果たしてどのぐらいの増額変更までは町民の理解があるぐらいの増額なのかということも、今の町の考えとしてお聞かせいただければなというふうに思っております。

私が心配しておるのが、今、交通状況が発達した時代でありますから、本宮市の白岩、白沢のほうだと思いますけれども、そういうふうな遠いところの業者さんで、例えば材料の輸送費ばかりお金がかかるんじゃないかとか、そういうふうなことを一般常識的な、町民的な感覚で考えますと、そんなことも思っているんですが、その辺についての見解といいますか、そちらをお答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、入札価格でございますが、高田工業株式会社須賀川支店さん2億4,840万円。三金興業株式会社鏡石営業所さん2億6,676万円。株式会社渡辺建設鏡石支店さん2億4,980万4,000円。笠原工業株式会社さん2億7,162万円。これは消費税込みの価格となっております。

次に、契約変更の増額へのご質問でございますが、改修工事でございますので、一部改修した結果、どうしても直さなければならないということが判明した場合には、速やかにご報告申し上げまして、変更をとりたいと思います。

なお、そのようなことがないようにできるだけ努力してまいりたいと思います。

また、物の搬出とか、そういったものでの契約変更というのは設計上ございませんので、それはご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第26、議案第69号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第69号議案朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第69号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

202ページになってございます。

本件につきましては、町の消防力の強化を図るため、18年6カ月が経過いたしました第6分団の小型動力ポンプ付積載車を更新するものでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、契約の目的としましては、小型動力ポンプを備えた積載車1台を購入するものでございます。

契約の方法については、指名競争入札。

契約の金額は、788万4,000円、税込みでございます。

契約の相手方につきましては、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地、和田自動車株式会社、代表取締役、和田純一でございます。

なお、納入期限は平成28年12月28日となっております。

このたびの購入に係ります入札につきましては、5月26日に指名業者5社によって執行したところでございます。

なお、5社につきましては、トーアン株式会社、郡山市。株式会社磐水社白河営業所、白河市。株式会社ホシノ郡山支店、郡山市。和田自動車株式会社、郡山市。有限会社渡辺鉄工消防用品、田村市。以上5社でございます。

以上、議案第69号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第69号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第27、発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

この議案につきましては、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

まず初めに、会議規則につきましては、地方自治法に定められておるものでございますけれども、議会としての機関意思を決定するものであることから、他の規則とは異なり、条例と同じくその改廃については議会の議決を要するものであることは明らかなこととあります。

また、その提出者は、議員又は議会運営委員会とされておりますので、今回この提案をさせていただきますものでございます。

具体的な理由を申し上げたいと思います。

現行の会議規則におきましては、議員による質疑の回数は3回を超えることができないと定められております。第51条に定められてございます。

しかし、当該議題に対する理解をさらに深めるために、あるいは当該議題に対する不要な誤解を招かないようにするため、議員が当該議題の本質や核心に至るための緻密な質疑を要すると議員みずから判断した場合においては、当然のことながら、議長による発言の許可を得た後に、その回数を問われることなく、むしろ、一般質問で用いられている一問一答形式を、質疑においても準用することによって、議員は必要かつ十分な質疑を施すことが可能になると思います。

そして、最終的には議員が当該議題に関する疑義を解明し、議員が当該議題に対しての議決における賛否を決定する明確な判断基準を獲得し得ることを目的として、この規則を制定するものでございます。

次のページでございますが、具体的にどのように改正するかということをご説明を申し上げたいと思います。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則。

鏡石町会議規則（平成21年12月8日議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第51条を次のように改める。

まず、見出しでございますが、質疑の方法及び回数。

第51条、質疑は、一問一答形式で行い、同一議員につき、同一議題について、質疑の回数は問わない。

第59条中「第51条（質疑の回数）」を「第51条（質疑の方法及び回数）」に改めるというものでございます。

附則につきましては、この規則は、制定の日から施行するという事で考えてございます。

以上、提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって議会運営委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は議会運営委員会に付託して審議することに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第28、発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について、提出者として説明申し上げたいと思っております。

この議案につきましては、地方自治法第190条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、鏡石町議会会議規則第13条の規定に基づいて提出するものがございます。

まず、冒頭に申し上げますが、特別委員会の取り扱いでございますけれども、特別委員会は地方自治法及び、先ほど申し上げました委員会条例により議会の議決を経て置くことができるものとされてございます。

また、2以上の所管の内容、あるいは複雑な内容についての審査、調査等を行うために設置されるものであるということ、まず冒頭に申し上げたいと思います。

具体的な理由を書面に基づいてお話ししたいと思います。

福島大学が平成30年春の開設を目指す農学系学部をめぐり、岩瀬地方町村会と岩瀬地方町村議会議長会が5月11日に福島大学に要望書を提出したことは皆様ご存じのことだと思えます。

県内市町村から多くの要望が寄せられていることを受け、福島大学の中井学長は「早く決定したい」とおっしゃっておられますけれども、まだその準備は進んでおりません。準備室で教育内容の検討などが本格化するのはいずれからであるというふうなことだと承っております。

農学系学部の設置については、東日本大震災と原発事故で深刻な打撃を受けた本県農業を支える、あるいは本町の農業を支えるための人材を育成するなどの目的で、東北で農学部がないという本県だけの事情もございまして、本県県民としての期待は膨らんでいるところでございます。

そのような中において、我が町においては、農学系学部誘致に向けて迅速かつ正確な情報収集を行い、誘致に向けた具体的なビジョンを早期に大学側に提案することによって、我が町への誘致に向けた動きが加速化するものと考えられてございます。

なお、農学系学部誘致に関しましては、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会のおのにおに付議されて調査されるべき所管事務事項の両者を包含し、さらには、それらを超越する広範な内容に至ることから、新たに特別委員会を設置し、農学系学部誘致に関して求められる広範にわたる事項を調査・研究すること及び誘致活動における主体となる町執行部に対しても政策提言し、さらには我が町に対する農学系学部誘致に向けた町民運動を高揚することを目的として、この特別委員会を設置することを要望するものがございます。

以上でございます。

失礼いたしました。その委員会の概要について追加して述べさせていただきたいと思えます。失礼いたしました。

福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について。

- 1、委員会の名称、今申し上げましたとおり、福島大学農学系学部誘致特別委員会。
- 2、付議事件、福島大学農学系学部を我が町に誘致するに当たり、それに関して必要となる広範にわたる事項でございます。
- 3、委員定数、議長を除く議員全員11名でございます。
- 4、委員長及び副委員長は各1名。
- 5、期間としましては、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものでございます。

以上、説明を終わります。失礼いたしました。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって議会運営委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は議会運営委員会に付託して審議することに決しました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第29、発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について、説明させていただきたいと思っております。

これにつきましても、地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいという理由で、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出するもので

ございます。

提出理由を文面のとおり述べさせていただきたいと思います。

国によって地域包括ケアの推進が提唱されてから久しくなります。地域包括ケアとは、当初の定義から言えば、保健・医療・福祉・介護の一体的提供を指すものとされてきましたが、既にその定義は古典的なものとなり、今般における概念では、地域包括ケアには、老若男女や健常者・障がい者の別などを問わないものとして、医療・看護・介護・リハビリテーション、保健・予防、生活支援・福祉サービス、住まいと住まい方などが幅広く包含され、うち後者2つは、前者3つの基盤となるものであると考えられております。

地域包括ケアの推進のためには、地域におけるあらゆる分野の英知を結集していくことが求められております。殊に、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がございます。

地域包括ケアシステムは、保険者である各市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域における限られた人財や社会資源を最大限に利活用しながら、各地域の特性に応じてこれをつくり上げていくことが求められております。

そのような中において、我が町においても、地域のニーズに合った地域包括ケアシステムを構築し、地域包括ケアを推進していくためには、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会のおおのに付議されて調査されるべき所管事務事項の両者を包含し、さらには、それらを超越する広範な内容に至ることから、新たに特別委員会を設置し、地域包括ケアの推進に関して求められる広範にわたる事項を調査・研究すること及び地域包括ケア推進においてその原動力たるべき重要な役割を担う町執行部に対しても政策提言し、さらには、我が町における地域包括ケア推進に向けた町民運動を高揚することを目的として、この特別委員会を設置するものでございます。

追加して申し上げることがございますが、地域包括ケアは、実際、町としましては、所管課としては、ご存じのように福祉こども課のほうで担当され、議会における常任委員会では産業厚生委員会で取り扱われているという現状がございます。

しかしながら、本日も議題に上がりましたが、国保税の問題あるいは医療費の問題、マイナンバー等の問題、これにつきましては、本町においては税務町民課において所管され、それらについては、議会においては総務文教常任委員会で取り扱われているということも一つの例として挙げさせていただきたいと思っております。

具体的に地域包括ケア推進特別委員会の設置について申し上げさせていただきたいと思っております。

委員会の名称であります。今申し上げたとおり、地域包括ケア推進特別委員会でございます。

付議事件につきましては、我が町が地域包括ケアシステムを構築し、我が町の特性に合った地域包括ケアを推進するに当たり、それに関して必要となる広範にわたる事項でございます。

委員定数は、議長を除く議員全員の11名でございます。

委員長、副委員長各1名。

期間は、議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって議会運営委員会に付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は議会運営委員会に付託して審議することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第30、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第7号、陳情第8号及び陳情第9号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

あす6月11日土曜日と6月12日日曜日は、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日と12日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

第 2 号

平成28年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年6月13日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理 兼 原対策室長	角田信洋君
農業委員会 農務局長	車田光男君	災害 委員会 委員長	菊地勝弘君
農業委員会 会長	菊地榮助君		塩田重男君
選挙管理 委員会委員長	渡邊俊廣君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
議 局

吉 田 賢 司

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎答弁の追加について

○議長（渡辺定己君） 議事に入る前に、6月10日本会議における執行答弁について発言が求められておりますので、これを許可します。

上下水道課長、高原芳昭君。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成22年3月時点と今回改定でのアップ率について、どのようになっているのかとのお尋ねでございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

22年4月より料金改定を行ったところでありますが、22年3月時点での比較ということでございまして、一般家庭用につきましては1,200円が今回840円ということで改定しますので、当時との比較をするとマイナス30%、家庭用につきましては、営業用でございますが、こちらにつきましては3,000円を4,200円ということでございますので40%という形になります。団体用につきましても3,000円が4,200円ということで40%。工業用が1万8,500円ということで今回の改定で2万4,000円ということでございますので29.7%。鑑賞用につきましては3,100円が4,320円ということで39.4%。車庫用でございますが、1,400円が1,920円ということで37.1%ということで、基本料金等についてはこのような22年3月時点から今回の改定に合わせての比較ということでのアップ率については、以上のような状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。10番、今泉でございます。

やる気満々で3日前から準備を整えて望んでいたところだったんですが、音響設備の不調によりまして出ばなをくじかれて、延々と7分も時間が経過してしまいまして、何か損したような気分でございますが、心新たに質問に入りたいと思います。

しばらくぶりのこの梅雨の雨が降りまして、大変しっとりとした落ちついたきょうになりました。そんな中でも、大変、日本の中では今、熊本地震が、我々が5年以上前に体験したよりもひどい地震の状況に陥っておりまして、一昨日も夜、震度5がまた来たというふうにもニュースで流れておりました。テレビなんかで見ます益城町の状況を見ますと、我が町もブルーシートが張ってはあったんですが、それをはるかに超えるひどい悲惨な状況になっていることは、その震災を体験した我々には非常に心に痛むような状況が見られております。関係者の方々に心からお見舞いを申し上げるところでございます。

また、地方自治におきましては、今一番話題の東京都知事の舛添知事が政治資金やら、あるいはその政治姿勢やそれらにつきまして非常に多くの疑問を抱き、たくさんの方々からご批判をいただいているところでございます。あの姿を見れば、我々も1万2,500の町民の方々に負託された町議会、そして町振興のためにしっかりとやっていかなくちゃならないということを痛切に感じさせていただいているところでございます。

また、来週の23日には参議院の改選がありまして、告示で、7月10日の投票に向かって今、歩んでおります。非常に多くの課題を持ち、あるいは今回から18歳の方々から投票できるという初めての選挙が行われようとしております。我々、それに携わる者としてはこの動向を、あるいは若い方々のご意見にも耳を傾け注視していくことが大事なのかなということを感じている昨今でございます。

今回、一般質問の通告をさせていただきました。幸いにして神が味方して1番の質問の順序をいただいたところでございます。通告は大きな課題として3点ほどさせていただいたところでございますが、10日の6月議会初日に賛成多数であります議決されました町の上水道事業の料金あるいはその事業関係についてを最初の質問にさせていただきます。

通告しておりましたように、今回、上水道事業審議会により値上げの答申がありまして、それらについて、全員協議会あるいは先日の上程の中で説明がなされたところでございます。しかし、その上げ幅を見ると20%とかなり多くの額が値上げになっております。ただいまは上下水道課長から10日の質疑の答弁をいただいたところでございますが、この2回の値

上げによりまして30%から40%というふうな値上げになりました。このように値上げになってきていることをこう考えますと、この本会議での中身をしっかりとつかんで、値上げは決まりは決まったところでございますが、今後の動向については多くのご議論をしていかなくちやならないというふうにも考えております。

そこで、22年、それから今回28年度の2回の値上げによって上がったところでございますが、先日の答弁ですと、また31年あるいは32年にも値上げをしなくちやならないというような答弁があったところでございます。そうなりますと値上げが今後またまた続いてくるというようなことが予測されますので、見通しはどうなっているのかというふうなことをまず第1点、お伺いいたします。

それから、今回20%と多額の値上げを見たところでございますが、これらについては一部の方々からは問題があると、値上げが大き過ぎるというふうな声が町の中で聞かれるところでございます。町民からそういう声が聞かれるということも我々は耳にしておりますが、それ以前にまず上水道事業審議会でもって、委員の方々の意見はこの値上げに対する反論あるいは異論というのはなかったのかどうかも重ねてお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） まず、水道事業の値上げと今後の確立策ということでございまして、審議会で今回料金改定をお願いしたところでございます。

水道料金につきましては、過去の実績及び社会情勢の推移に基づきまして、合理的な給水需要予測とこれに対応する施設計画を前提といたしまして、誠実かつ合理的な運営のもとに、適正な営業費用に水道事業の健全運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならないとされております。

本町の水道料金の改正の推移でございまして、昭和41年に2つの簡易水道が統合され、上水道に移行されました。これが41年でございます。42年度に家庭用の料金が10立方で基本300円、超過料金1立方当たり20円の水道料金を経まして、改定の推移でございまして、昭和48年、昭和50年、昭和52年、昭和53年、昭和55年、昭和60年、平成4年、平成22年と過去に見直しを行ってきたところでございます。

今後の見通しということでございますが、水道料金につきましては、水道事業は料金で賄っておりますので、長期的な財政収支のもと、実情に即した料金体系による健全な事業運営を図っていかなければならないというところでございます。

さらに、今回の値上げに問題はないのかについてでございますが、水道料金はできるだけ安いほうがいいと思われまして、思われまして、必要な資金がなければ拡張も施設改良も困難となります。事業運営に必要なことはそのときにしなければ設備改良や改良には多大な費用

がかかりますので、時期を逃せばそのツケにつきましては後世に数倍になって負担させることになってしまいますので、事業運営に必要なことはそのときに行うことが大事であるというふうに考えております。

今回、運営審議会で意見がなかったのかということでございましたが、審議会におきましても当然、料金につきましては生活にかかわる部分でございますので、るるご説明申し上げながらご理解をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 答弁が、マイク入ったり地声でいただいたり、わけわからないようにごまかされたような感じもするところなんですけど、このマイクも入っていないですね。

審議会等で当然これはご議論されておまして、関係者の委員の方々が大局的に見て、これはやむを得ないだろうというふうなことでこの答申が出てきたから、それは我々も尊重せざるを得ないと。それから、議会としても、以前にこの価格の上昇については、22年とあるいは27年の2回にわたって価格をアップするんだというふうなことは議論して了解をしていたところでございますから、これはやむを得なかったのかなと。それから、いただいた資料に基づきますと、我が町の水道料金は県内でも下位のほうだったというふうなことで、町民に対するサービスは十分今までよかったのかなというふうなことを鑑みますと、これはある程度理解していただけるかなというふうにも思います。

そこで、水道事業の大きい2つ目の第5次計画。これに進ませていただきます。

この第5次拡張計画については、過去に何回もいろんな資料があったり説明がありまして、我々議員に対しても出てきたところでございますが、私ども、この考えることによりますと、一番最初、この第5次計画という話を私が聞いたのは、平成20年7月に伺っております。このとき、第5次拡張せざるを得ないんだというふうな発言があり、そしてこのとき、15億円くらいの予算でやりたいんだというふうなことが、新浄水場建設という言葉が、そこで初めて伺っております。

その後、20年9月には鏡石町の水道ビジョンがあって、ここでは料金改正の話が出たところなんですけど、翌年の21年4月にはその取水、導水、浄水、配水、これらの第5次計画で28億6,530万という金額が明示されました、第5次拡張計画。これは今出川の今出ダムがもうストップしましたからやむを得ないだろうというふうなことで、これは承認されております、第5次計画が。そうしましたところ、24年7月になりましたら新たに出てきたのが、今言った4事業について28億から34億円に膨らんできているんです。そのほかプラスとして、NTTとか用地費とか調査費が3億7,000万も計上されて、合計ここで38億という数字が初

めて我々の前にあらわれてきました。

そして、昨年11月20日の全員協議においては、今回の値上げに対する布石だったかと思うんですが、取水、導水、浄水、配水の4新事業で45億円、それから、その下の用地買収や調査費やら含めると5億400万ほど含めると50億というふうな、初めて今、表に出ている数字が、50億2,636万7,000円というふうな数字が出てきました。

そうすると、当初28億しか聞いていなかったやつが、拡張承認していつの間にかそれが38億になり、そして今回の50億になりという、どんどんこの工事費がアップしております。説明では消費税が5%から10%になる、工事費が10%、諸経費それから単価なんかも合わせて、トータル23%のアップが生じてきているからやむを得ないと言ってはおられるんですが、当初聞いた計画からすると、28億で聞いた計画からすると、50億というのは175%のアップ率になってきております。このように、知らず知らずのうちにこの事業費が拡大してきているということは、議会としてああそうですかと簡単にこう、もう少し内容についてもまなくちゃならない。町長のいろんなご説明をいただきますと、計画があつて工事がもう着手していると。工事費が高くなっても事業をやめるわけにはいかない、だからやるんだというふうな説明をいただいております。まず、高くなったから事業内容の検討はもう一度なかったのかどうかということなんです。

あえて言うなれば、天栄村あるいは隣接する須賀川、水で困っていた須賀川市ですが今は須賀川、水が余っているというふうな話も聞きます。そうすると、この上水道事業というのは鏡石町だけが単独でやっていかなくちやならない事業なのか、それとも、隣接する市町村と広域上水道事業というふうな目線にある部分では考えて、それらについての隣接市町村からの供給をいただくということも検討されたのかどうかというふうなことは、私はちょっと今、疑問に思っているところがございます。これが当初計画のように28億、あるいは38億で物事が済むのであれば、町民に対する負担も今回の値上げで何とかフォローはできるかと思うんですが、それがどんどん工事費が上がったり、震災の後の影響もあると思うんですが、このように50億まで膨らんでしまった、そしてそれをまた今回の値上げでフォローし、かつ4年後ぐらいにはまた値上げをせざるを得ないということを我々がただ仕方がないのかというふうに見ていくのはいかがなものかなど。

先日、町のほうで出しておりました、まち・しごとのあれにおいても、人口動向なんかも見てみますと、人口は今よりも減じる。そして、給水人口とか最大給水量も見ますと、前から見ると人口は実績として26年1万1,900人、そして、1日当たりの最大が4,000立米、当初の計画は5,600立米ですから使用料も少なくなっている。そのときに5次拡張だけがこう膨らんでいって、あそこの鳥見山の西に新浄水場をつくることだけがやらなくちやならないのか。先ほども言いましたが、隣接町村、あるいはそのやり方、方法について、再検討して

いたのかどうかを改めてお伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

本町の水道事業につきまして、広域的な検討、近隣町村との検討をしていたのかというお尋ねでございますが、議員の皆さんもご存じのとおり、広域水道に今出ダムの広域水道、平成19年度に事業が中止という状況はご存じのとおりだと思います。

当然、広域水道という計画につきましては、この県中地区におきましては、それぞれ単独事業で水道を運営している市町村がほとんどでございますが、そういった観点で、それぞれの中長期的な観点から広域水道ということで計画が立ち上がったかというように思われます。今般そういった部分ございましたが、社会情勢等の変化から平成19年に今出ダム、広域水道が中止となった観点から、本町におきましてはそれを受けまして、町独自の恒久施設が必要ということから、第5次拡張事業の変更認可を受けまして、21年7月に認可を受けて、22年から事業を展開してきたところでございます。

そういった観点で、当時も、これからは単独で、各自治体で運営するのではなくて広域ですべきであろうという考えはあったところでございますが、諸般の事情等で広域がなくなってしまったということで、本町もそういった部分を受けまして恒久水源を町がつくらざるを得ないという観点から、現在事業を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 広域的部分については、町だけで解決できることではないから、これは相手があることですから当然ですが、ただ、先ほども申し上げましたように、24年7月20日になって、ここで用地費やら調査費ということで4億3,000万ほど膨れていきました。ぽーんとこれが上がっていきまして、38億という数字がここに出てきたんですね。それがまた地震の影響もあったりして、27年には50億というふうに先ほども言いましたが、今の歩いている50億2,636万7,000円という数字まで上がってきているんです。ということは、これを見ると、ここのいろんな諸経費のアップもやむを得ないんですが、取水工事は29%しか上がっていないんですが、導水工事が178%というふうに倍近くまでの事業費が膨らんでいるんです。浄水場関係が159%、配水が50ということで、この工事業費の中身について、もう一度こう精査する必要性はあるんじゃないかというふうにもこう思うんです。

給水人口も減り、1日当たりの水道量の最大使用量も減じている中ですから、ましてや今、この上水道の値上げということは全国的にも議論されてきているところでございますので、

鏡石はほかから見ればまだ低いんだというふうな考えでなくて、今ここに、新たな第5次拡張のやつについての中身をもう一度精査して、省けるものは省いていくというふうな体制をとっていかなくちゃならないかというふうに、私は町民の理解を得るためにはその裏づけがないと料金値上げに対する説明ができませんので、ここにぽんとこの50億の数字が出てきたからそれを実行していくのだけではなくて、もう一度検討をする場を持ち、そして事業内容についてもどんなふうなのが適正なのか、やっていることが適正だと言いますけれども、もう一度いろんな方々のご意見を聞いて、縮小できるものであれば少しでもやはり縮小するように努力すべきであろうというふうに思うところでございますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

私のほうからご答弁申し上げます。

まず、今回の20%上げざるを得なかったということで、大変私も心苦しく思っているところであります。21年12月の議会の中、前回、改定をしました。そして、その執行については22年4月から現在の料金体系になっているということでもあります。私が町長に就任したのは22年6月ということでもあります。その中で資料を見ますと、いわゆる21年のこの工事拡張の財政計画、そしてこの料金を21年12月に料金を改定した、その料金に基づく徴収というものは、これは多分38億5,000万の第5次拡張の事業費で成り立っていると思います。その事業計画に合わせた料金収入、実際改正した部分について、これは22年からマイナスという状況になっているということが判明をしたということでもあります。

その当時の料金改定、いろいろ私なりに調べました。そういう中で以前は家庭の場合については10立方が基準、基本ですね。それで税抜きで1,200円ということでした。周辺町村を見ますと、例えば須賀川市は1,400円、1,432円。天栄村は1,700円、天栄村は3つに分かれておりますので、一番近い牧之内地区なんですけれどもこれは1,713円。多分これは矢吹は、担当のほうの間違っていると思うんですが、1,100円と私には報告がありましたけれども、私の計算からすると、これは5立方で1,600円になるはずであります。そういったことからすると、当時いわゆる10立方以下、町で使用している方が家庭用では61%なんです。そういう中で、この10立方から5立方にしたということで、今まで5立方の方も1,200円の徴収があったと。ところが、5立方にしたということで、これは5立方ですと700円になってしまうと、1,200円いただけるものが700円になってしまうと。さらに周辺町村からすると5立方以下については我が町は相当安いというそういうことになります。

その状況からしますと、改正後5立方にしたということで、大体8立方で1,150円になる

んですね、5立方に下げた。ですから7から8立方で前回とほぼ同じと、5立方は安くなる。そういった状況にしているということで、まずは先ほど言いましたように、計画の中でのマイナス面があったと、さらに料金もそういったことになってしまったという状況であったと。38億5,000万がどういった中身で計算されたかわかりませんが、これが現在50億になったということは1.3倍に伸びているわけですね、1.3倍。ですから、その38億5,000万でも料金収入は賄いきれなかったという、計画上マイナスになっているということです。ですから、ですからさらに開きがあるとそういったことをご理解をまずしていただきたい。

そういう中で今回20%上げざるを得なかったと、それで先ほど担当課長からも説明があったとおりの今状況になっていると、スタートしてしまったと、そういう中であります。ですから先ほど再検討を要すると、これは当然これから事業の中身で縮小、そういったできる限りしていきたいと。ただここまできているということで、やはり水は安心・安全な供給をしなければならないということで、これについてはしっかりとやっていく必要があるというふうに思っています。

また、将来、我が町は井戸であります。これいつ枯渇するかもわからない。そういう中では私は天栄村の村長ともお話しているのですが、今、天栄村ではいわゆるボーリングですか、こういったものを含めて調査をしていると。これについては余分があったら鏡石町に供給できるようなそういった考えも議会のほうにお話をしているという、そういったこともございます。そういったことも含めて、これから天栄村とも協議しながら、将来にわたってはそういったことも含めて、安心・安全な水をしてまいりたいというふうに考えているところで

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 第5次計画、これ大変な額になっているんですよね。ですからただいま町長の答弁があったように、1つは、22年の価格改正した段階で、この30億でもまだマイナスだったということは、これは計算の仕方がどのような形でしたんだかわからないのですが、今になって言われても困るんですよね。やっぱりもう一度この状況、そういうことについての精査はしっかりと事務方のほうで進めていって、そしてこの50億でいいということではないんですが、その対応ができるような水道事業、それから天栄村のバックアップもあればそれらもご協力いただきながら進めていくことを強く考えるところでございます。

あとそれから、22年4月からの料金改正のお知らせというのが各家庭に配られておったんですが、これと条例の価格が若干違いますからね。条例にうたっている価格とここに書いてある説明の価格がちょっと、立方じゃなくて細かい単価の部分になりますが、違いますから、

その辺もよく精査していただきたいというふうを感じるところでございます。

では、2点目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、今、新聞紙上にも話題となっております福島大学の農学部類の誘致、これについて実は4月の全協で町長のほうから議会のほうにも説明がありました。そして、5月11日には議会、それで町長なりが、関係者が天栄村とともに、福大それから県の方に、鏡石町・天栄のほうに誘致できるように要望をしてきたところが新聞にもものっかっておりました。これ、説明もいろいろ聞いてみますと、今、福島、郡山、田村そして鏡石・天栄、それから白河・西郷、そして新たに先日には7日には会津坂下町が名乗りを上げてきたということで、かなり各地区から大きな要請が出ているということでございますが、先日町長、町村会あるいは議長会において、県の方あるいは大学に行ってきた要望書提出先の感触、これはどうであったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

福島県は、全国でも有数の農業総生産額を誇る農業県であります。そういう中で、大学の農学部はそこではなかったということでもあります。そういう中で以前から農学部の必要性が望まれておりましたけれども、昨年11月、福島大学が正式な設置を表明したところであります。町としましては、福島県の基幹的農業高校であります岩瀬農業高校があるということで、高大、高校と大学の連携ができる、そういったものと立地条件のよさ、そういったものをメリットとして、天栄村と共同しまして要望活動を実施したということでもあります。

提出先の大学、県の感触というご質問でありますけれども、5月1日付で大学内に設置準備室の担当教員が決まったばかりだということでもあります。また、誘致の要望が複数あると、きょうも先ほど議員からも言われたように会津のほうで、南会津ですか、要望活動をしているようでもありますけれども、要望が複数あるということで、大学側から核心に触れる発言というのはありませんでした。県におきましては、全国的にも農学部設置は後発であるということから、新しいスタイルの農学部設置にお手伝いをしていきたいというふうなお話で終わりました。そういう中で、現時点では判断をできる段階ではないということでもあります。

ただ、感触と言っていいかどうかわかりませんが、3つ仮に挙げるとすれば、11月に発表されて、1月下旬に中井学長を私も訪問しまして、学校のほうからいろいろお話も聞くことができました。そういう中で、ある首長のお話ですと、学長にも会えることができなかったと。我が町は1月の大雪に一度面会をするという予定であったのですが、こちらから行けないということで、後日またアクションを起こしまして会えることができたというのが1つ。

2つ目は、要望書の提出が本来は4月下旬にというふうに考えておったんですが、学校との調整の中で5月11日にお互いの中で設定をされたということでもあります。そういう中で、5月11日は大学側での定例記者会見の日だったと。その日にいわゆる先ほど言いました設置準備室の室長などが発表されたということでもあります。もう一つ、そういう中で町から5月11日の事前の報道機関への投げ込みはしておりませんでした。学長とお話を、要望活動を終えまして、終わった後、私のほうから学長のほうにいわゆる新聞記者等に発表をしてもいいですかというお話をさせていただいて、学長からもいいですよというお話もいただきました。そして、午後に県のほうの農政部長にお話を、これも要望活動をしました。その後に各新聞社に本日の投げ込みをするということで、写真は後で送るというそんな中でされたと。翌日、民報は小さかったのですが、民友は先ほどちょっと見ましたけれども1面に出されたと、比較検討もされたと。そういったことが1つ、2つ目なのかなというふうに思っております。

あともう一つは、これは議員協議会の中でもお話ししましたが、要望の翌日、郡山市長から私のほうに、携帯に、ある人を介してということでの携帯電話があったということがひとつ。そしてその1週間後に、17日に郡山市長が私のほうのこの役場に來られたと。そういった中身で、郡山はそういう面では危機感を持っているのかなということが考えられると。そういったことが、これは感触と言っているかわかりませんが、そんな状況であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 新聞記事にもありますが、農学系の争奪加熱ということで、今、県内では、できればこういうものが来れば地域の活性化あるいはいろんな部分で喜ばしいことですから、できれば鏡石にも、あるいは天栄も含めた中にも誘致されればなというふうに思っております。確かにただいま町長言ったように産学官のこの3者が一つの事業を行うということは相当効率のいい、あるいは地域に対しても活性化のあることとなります。何か聞いているとこの3点の、福大からの段階ではいい反応だったということを知ると、何か喜んでしまいそうなんです、我々も。

しかし、この農学部類のスタートが30年春と言っているんですね。ということはあと1年半くらいしかないのです。そうするとその段階までに学舎をつくり、あるいは関連する施設をつくり、そうなってくるとこれはいろんな震災のあと、仕事が間に合わなくて物価が上がっているときにおくれる危険性もある。そうすると早目早目と物事を進めなくちゃいけないというふうに私は思っています。

我が町としても天栄と一緒にそれを福大、県に要望したのであれば、もう場所はここなん

だと。それから、どのようなことをやっていくのだというふうな、面積はどのぐらい確保するんだとか、あるいは町としてもこれ手ぶらではいけませんからそれにかかわる予算はどのぐらい、この誘致に、来てもらえるのならつぎ込んでいけるんだと。あとそれから、そういうものをつくるとなると鏡石町は県中地区都市計画の枠の中に入っていますから、そういうふうな設置の今度は用途変更とか、あるいは町の総合計画の中にどんなふうに位置づけするかというふうなことも早く議論しなくちゃならないと思うんです。あるいは法的な規制もクリアしなくちゃならないと思うんです。

そして、10日の初日には、町長説明では、ここでもうたってありましたが、県中地区の各県及び市町村、関係農業団体と一致協力して大学への信任体制を構築することで合意がされているということですので、合意がされているということは、何らかの文書で、こういう部分についてこんなふうなことをやるんだということをやったってあるのかなというふうに私ら解釈するところですが、ところがその中身は全然我々にはまだ知らされておられませんから、それらがあるのであればそれらも明示していただいて、やっていただくというふうにお願いしたいと思います。

このように福大が1年、半年でやるといったって、鏡石町がどこにどれだけの面積で、そしてどのぐらいの金をバックアップできるのか、そしてそれに伴うと学生が住むアパートはどこにつくっていくのか、あるいは生活圏としてどんなふうな町づくりをするのかというふうな町づくりのビジョンがあらわれる必要があると思うんです。これは早急な体制づくりが求められていると思います。

そうしませんと、実は前に、去年9月10日に臨時全協で説明があったんですが、これも新聞に出ていたやつなんです、本県に再エネ機関をとということで、産業復興施策を県が提案ということで、地方創生の一環とする政府機関の地方移転、これを何だかぼけーとしちゃってなくなっちゃったんですが、鏡石町にもこのときに要望したのが放射線医学総合研究所、これは千葉にあるやつなんでしょうけれども。それから、つくばにありますところの、原子力災害を受けた本県の農業の復興再生ということで、農業環境技術研究所を鏡石町にということで話が、町長のほうから要望したんだということで説明がありましたから、これ来てもらえるのかなと思って喜んでいたんですが、ところがこれらについてもその後どうなったんだか、何だか喜ばされて、だめだったというふうなことになったのかもしれないんですが、そのようにきちんと受け入れる、我々、鏡石町がそういう体制をしっかりとバックに持っていないと、本当に来るといったときに体制が間に合わないと思うんです、現状では。それらについて町当局としてはどんなふうに考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、大学が、先ほど言いましたように5月1日で、5月11日に記者発表ということでのこの準備室室長が決まったというそういう中です。そういう中で、その室の中でいろんなカリキュラムとかいろんなことが議論されて、面積がどうなのとか、その中でいろいろ決まるというそういう状況で、ですから先ほど言いましたように、何一つ学校側からは明示されていない。そういう中で町でどうするというわけにはいかない。決定するのは学校だということなんです。

30年ということでありますけれども、設置がね。ただ、大学の中では、いわゆる一つの学部を減らして、そして新たな学部をつくるということなんです。そういったことを想定すると、例えば、例えばですよ。30年とは設置はしても、例えば1年、2年生まではひよっとすると本学で、いわゆる福島のほうでやられると。ですから、30年にはそういう中で入って、例えばその期間は実際建物を建てるとか、いろんな部分で余裕期間があるのかなど。これはあくまで想定です、そういったことが考えられる。

これは早急に、あとどこの、今回7つのいろいろ市町村等から出ておりますけれども、これどこに決まるかわかりませんが、仮にそういったことで本町、このいわゆる天栄村との岩瀬地方にということになれば、当然市内でも新しい室なり、そういったものをつくりながら対応せざるを得ない、対応しなければならないというふうに考えているところです。

あと、その合意という、これは郡山市、田村市、そして鏡石町、これは郡山土地開発公社の理事者会の中で、これは須賀川市長から発言があったということです。須賀川市は今回残念ながらこの岩瀬市町村の中には入らず動きはなかったんですが、呼びかけは当然しました。しましたけれども、残念ながら参画はいただけなかったと。そういう中で須賀川市のほうから提案あったと。

ちょっと意見の内容を読みますと、本日の郡山土地開発公社理事者会終了後、これまでに福島大学農学系学部の立地に関して要望を行っている郡山市、田村市、岩瀬郡に須賀川市を加えて意見交換を行った。その中で、県中地域に福島大学の新たな学部が立地した際には、県及び他の市町村や農業団体とも協力して、大学側が必要とする研究等に係る支援体制を構築することで合意し、県全体の農業振興への波及を念頭に相互の特徴を生かし連携していくことを確認したと。この中で岩瀬郡も鏡石町と入っておりましたが鏡石町は抜いて岩瀬郡というふうにここは統一させていただきました。その部分以外は今のようの中身で確認をしたと。これは須賀川市からの、どういう意図があるかはわかりませんが須賀川市からの意見だと。郡山県中は当然、県中ということになると田村市も郡山も今回の岩瀬郡も入るわけでありますね。これは県中は同じであります。そういうことであります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） まだまだ表に出ない、何かこうぼやんとした状況の中で、表題だけが動いているところなんですけど、ただ、本当に鏡石町が受け入れる要素、駅東の開発も含めそれから、鏡石駅を中心とした学生の通学とか、あるいは居住地域をつくるとかというふうな部分については、もしこれが可能であれば飛躍的にこう一気に、駅東開発あるいは町が町有している11町6反のこの活用もできてくるし、そういう意味では渡りに船の最高のものであるというふうにも思います。

まだ出たばかりだから何もできていないということではなくて、町長はこのように福大誘致の要望をするというふうに発言したのであれば、もう庁舎内にそういうスタッフを、できなくても、まずはできた場合の想定として進めるべきだろうというふうに、私は強くこう求めるところでございます。特に無計画の計画や思いつきの政策では、これはまとまりがなくなりますから、総合計画、長期計画の中での段階的実行としての福大誘致をどう位置づけるかというふうな線を出してもらいたいというふうなことと、あとそれから我々議会としてもどんなふうに動いてほしいのか、そういうことも我々議会のほうにも意見としてどんどんと述べていただくように、私としては強く感じるところでございます。これは向こうがあることですから、そのようなことを求めながら、3番目の最後の質問に入らせていただきます。

3番目は、今、TPPやらあるいはいろんなこの米価の問題やらで、農業、大変厳しい環境になっております。多くの私たちの近隣の農家の方々も、非常に米づくりあるいは農業に対する意欲を喪失している方も多くおられます。そしてなおかつ、若い後継者がしっかりと育ってきた今までの我が町の農業政策の基本だった方々がこれからどうなるのか非常に不安でおられて、その方々のこれからの生活、そして我が町の農業という産業の位置づけが危ぶまれてきております。

幸いにしまして、成田地区は長年にわたる圃場整備が完了しました。すばらしい昔からの成田が、より地域づくりあるいは災害やら、それから道路網の問題やら大きく変わって、いずれの方々からもよかったなというふうな喜びの声が聞かれております。町はしっかりと仕事をやったんだなというふうに、私は痛切に今感じているところでございます。

しかし、ここには相当の事業費が費やされていると思うんですが、これらの実態はどのようになっているのかというふうなことがまず第1点です。また、新たにこれからまだまだ圃場整備はやらなくちゃならないエリアもありますから、その整備率等も含めて、どんなふうになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田地区の圃場整備事業につきましては、平成28年1月18日付で換地処分となり、平成28年1月29日には福島県報において告示されて、法的手続が着実に進んでいるということでございます。

事業の完成実績といたしましては、平成11年度の工事着手以来17年の長期間を費やしましたが、金額的には42億7,800万円の事業費が投じられました。従前地は2,267筆、165ヘクタールの田んぼ、畑でありましたが、今回の整備事業によりまして656筆、154ヘクタールの田畑へと整備されることになりました。また、これらの圃場の面整備と同時に県道の須賀川・矢吹線のバイパス化と、長年成田地区に水害をもたらしてきました鈴の川の河川改修も同時に行われ、地域の農業基盤整備とともに生活環境の改善も図られたということでありませう。

この整備によりまして、鏡石町全体の圃場の整備率でございますが、成田完成を含めまして51%が現在の状況であるというふうにご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） たくさんの苦勞のあった基盤整備であったんですが、先ほども申し上げましたように、成田の多くの方々が安全に、そして利便性よく、そして効率よくできるような環境ができたということを改めてまた申し上げておきたいと思っております。

整備率が51%と我が町はまだ低いということですが、やっぱり多くの農家の方々が生産コストを引き下げたり、あるいは安全に農作業をしたり、そうするためにはこの整備率の向上ということが大事なことだと思います。できる部分については、町の行政としては各地区で実施してきましたから大体が進んでいるかと思うんですが、数年前からこの整備率を上げて農作業できるような環境づくりということで、また今、新たに取り組んでいるかと思っております。

その中でことしも事業予算で70万1,000円ほど計上してありましたが、圃場整備事業、これは臨時職員として55万8,000円、事務費が14万3,000円ということで70万1,000円ほど計上されているんですが、私はこれ大変少ないと思うんです。やっぱり自分はそれで承認はしたんですが、このぐらいの予算でもって、実はいろいろ話を聞いてみますと、ことし2月には高久田地区の基盤整備事業推進協議会が設立されて、仮同意100%ほばいただいたというふうなことで、これ実施できるのかなというふうにも期待しております。5月24日には事業調査地区申請を県の方に町がしたというふうなことでございますが、これらがどんなふうに進んでくるのか。この2番目の部分にそれを、新たな高久田地区の計画というものが今あるところでございますが、地域の計画内容や推進状況、これは十分に対応されているの

か、また、町の対応策は今後どのように考えているのか。

今回のこの事業としての面積、地権者は113名というふうにならうとあるところですが、この面積をこれからどんなふうにかこれを読んでいるのか、幾ら今回計画したのか。今の70万ぐらいの予算でことはやって、そのぐらいの進行ぐあいでいいのかどうか。ちょっと疑問に思うところですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

新たな整備計画につきましては、高久田地区ということで、南高久田、鹿島、豊田などの地区を中心に整備の計画を進めているということでございます。当地区につきましては、今ご質問の中にもありましたとおり、平成26年度より数回にわたる地区での勉強会、さらには地権者への説明会を経て、2月の基盤整備事業の推進協議会が設立されたということで、多くの時間をしっかりと地元の皆さんと話し合いをしながらここまでこぎつけたというような中で、今回仮同意を100%近く得ることができたということでございます。現在での整備計画は、受益面積で59.1ヘクタール、総事業費で、現状でございますが14億7,800万円という事業計画でございます。平成36年度の完成を目指すというものでございます。この期間については、県のスケジュールの中で最短のスケジュールを組んでいくとこれだけの年月がかかるということでございます。

ご質問にもありましたとおり、今年度の予算70万程度ということで、大変非常に昨年よりも少ないというような状況でございますが、今年度、先月に県への事業採択申請をしたという段階で、今年度においては、県の新年度の予算編成の中にこの高久田地区の事業が組み込まれるかどうかというのが今年度のポイントになります。そういった中では、今年度は今まで地区の皆さんとつくってきたコンセンサスをしっかりと県にお伝えをして、採択をしていただくための努力をしていくというのが今年度の主な事業になりますので、ハード的な予算は計上していないということで、来年度採択になれば来年度から調査のための経費を計上していくということになります。

今後、現在の整備計画は休田部を中心としたものでありますから、地権者との話し合いを通じまして矢吹原土地改良区などの関係機関と協議を進めてまいります。そしてこの事業が担い手を育てていく、地域の農地の集積により受益者負担の軽減を図っていくというソフト事業が非常に重要なポイントになってきますので、今年度はそういった地域の皆さんと協議を続けながら、採択に向けて仕事を進めていくということでございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 59町歩、14億7,800万と初めてこの数字がここにあらわれてきたところなのですが、成田が154町歩で42億を超えていると。成田の基盤整備を見ると平地が大部分なんですよ。高久田の場合には沢あるいは山、そしてあるいは樹林地等があつて高低差がかなりありますから、事業実施となるとかなりの、14億7,800万という額でおさまるのか。何かどんなふうな図面といいますか、圃場整備計画になっているか我々わからないのですが、非常に少ないような危惧をします。これがまたやっている間にどんどん雪だるまになってくるのかなというふうに心配もするところでございます。

ただいま59町歩というふうな面積が出ましたけれども、ここは高久田の住宅計画というのが165町歩あるんですが、それらとの整合性、地区開発の位置づけの図面、それが当然出ていると思うんですが、それらがあれば私も議会のほうにもそれを提出するようにしていただきたいと。当然これは県のほうに申請していますから、地区の図面が添付されてここは基盤整備こんなふうにするんだ、あとここは住宅地に将来165町歩つくるんだ、あとここはこんなふうな開発をするんだというふうな当然計画がされていると思いますから、その明細をちょっと教えていただきたいということです。

あとそれから、関連事業は何か、ただいま課長の答弁ですと、成田の場合には河川とかあるいは道路とかそういうものが絡んでいましたから、いろいろ事業予算も少なく上がったかと思うんですが、今回の場合も何か関連事業を絡ませて、経費を安くして受益者負担を少なくするというふうな計画がここの中にあるのかどうか、今後どのように考えているのか。

あとそれから、2月にいただいたこの要旨の中では、集積率の向上による促進費の満額12.5%受給により受益者負担金の軽減を図るとなっているんですが、この14億7,800万の財源内訳ですね、これはどんなふうにご考えておられるのか。受益者負担が俗に反当たり幾らぐらいで計算されているのか。そういうふうな数字がこの地域の方々に説明会を何回かやっていますから、このぐらいで1反歩できるんだということは説明してこの同意をもらっていると思いますから、それらの価格というんですか、工事費。これらについても議会のほうにも明示していただきたいと。そして地形図等の明示も求めていって、それが妥当かどうかということも議会で議論して、いち早い完成に向けて協力していくというふうな体質をつくる必要があると思いますが、それらについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

まず、59町歩、非常に低いと、面積が少ないかなというようなご意見でございましたが、当初、高久田地区につきましては、2度ほど地域の合意形成ができなかったという過去の歴史がございます。勉強会の中でもそういった同意聴取ができなければ幾ら勉強しても始まり

ないというようなことの議論を尽くして、どういうふうに事業を立ち上げようかということが非常に当初の議論の内容でございました。

当初、私どものほうも過去の事業計画に基づいて物事を考えてまいりましたが、150町歩ぐらいの改良区の、開田地区も含めた面積で事業を検討してまいりましたが、最終的には59町歩という面積で事業を立ち上げるという合意に至った中では、やっぱり休田部分が非常に農地としての機能が悪くなっているということでありました。また、開田部分と休田部分の水利費、今後農地を維持していくための経費があるわけですが、開田部分は改良区に水利費を払っていかなければならない、それとの整合性をどうとっていくんだという議論、そこに議論を進めますと、どうしても全体の合意形成をするには地元の皆さんも難しいのではないかとというふうなお話になっております。

というような議論の結果、休田部分を中心に事業を立ち上げて、高久田地区全体の農地を整備していこうと。幸いにも高久田地区は果樹地帯でありまして、田んぼ以外の農業系が非常に強いということがございます。若い後継者も高久田地区に非常に多くございますので、これらの農業経営の足を引っ張らない田んぼ整備をすることで、そこに担い手を集約させることで地域全体を整備しようというのが根本的な考え方で、こういった面積になったということがございます。

計画の詳細の中で、河川の事業とか道路の関係とかということではありますが、それらについては地区の皆さん方には下の川、通称下川と言いますが、下川については駅前地区の排水を受けとめる機能がそこに非常に強いと。洪水、災害対策をそこに一手に引き受ける河川がそこにあるということもありますので、町の内部の検討会の中でも、この河川は田んぼのためだけの計画ではなくて、町中心部の排水の受け皿となる計画にしなきゃならないという合意をしております。また、道路につきましても非常に曲がりくねった道路がありますので、そういったことも今後検討の対象となってきますが、こういった事業計画を念頭に置きながら59町歩で立ち上げたということでもありますので、詳細については今後の議論の中でしっかりとした形づくりをしていくということがございます。

事業費でございますが、先ほど14億7,000万ということでありましたが、1反歩当たり大体250万円の積算で見えております。これは県の基準に基づいて積算しておりますが、今後、事業採択になれば詳細調査をした中でこの単価が出てきたり、道路とか河川の計画の仕方でもこの額が変わってくるということになるかというふうに思っております。

それと、町の住宅計画というような形との整合性ということではありますが、基本的に休田部分のみの開発ということでもありますので、その町の住居等の住居計画とかそういう計画には基本的には重ならないというような状況ではありますが、町づくりを今後計画する中で、その辺についてももっと詳細に協議をしてみたいというふうに考えております。これら

について、まだまだ産業課の農政部局での事業立ち上げでございますので、今後そういった町づくりを観点とした協議について、なお一層協議を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 今、やっこの高久田地区の基盤整備事業の中身にかかわる話が見えてきたところでございます。

ただいま課長の答弁としては、私たちがいただいていた資料には、開田も編入可とするという文章だから開田も入るんだというふうに私ら捉えておりましたらば、これは休田をベースとした59町歩の面積だというふうなことになりましたね。それから、1反歩開発工事費が県の試算だと250万ぐらいというふうなことになる、これは平地なのか、先ほども申しあげましたように高久田の場合には、入り組んでいる農地が非常に多くございます。そうするから土量もかなりの土量が動かさざるを得ないと。そうすると反当たり250万という金額で本当に大丈夫なのかと。そこにかかわってきて今度は今の説明だと、河川については駅前地区の排水の関連だからということは、これは町が負担するんだというふうな話なのかなというふうにも、河川部分について。それから、道路も曲がりくねっているからということで、道路の改良も町の町道とか関連するから町が負担するんだというふうな捉え方で説明されているのかなというふうに思います。

だから、このようにして事業が、14億7,800万の事業が基盤整備の事業として出てきている。それにプラスして道路の改良費がプラスになり、下の川の河川の改修がプラスになりということになってくると、事業費はぐぐぐとこう膨らんできますね。そうすると川と道路については町の事業になりますと、町がその財源を負担せざるを得ないというふうなことになると思うんです。そしてあと、工事のほうは250万で計画したけれども、工事費は土量の移動で相当かかってしまうというふうなことになった場合に、今度はこの同意した113名の地権者の方々がどんなふうになるかというふうなことが心配されます。

そうしますと、このしっかりとこの基盤整備というのは、計画と中身というものをやはり表に出して、我々議会にもその今言った、住宅はこのエリアが住宅、ここの線までは住宅ですよ、ここは基盤整備のエリアですよ、これは河川改修はこうなるんですよというふうな明示を我々に出してこの事業を進行していただかないと、さっきの水道事業のように15億だとスタート言っていたら仕上げは50億をオーバーしましたなんていうことになっちゃうと、議会は議決したでしようになっちゃうと我々の責任にもなるわけですから、先ほど言いましたようにこの図面、それから事業費の明細、こういうものをしっかりと近いうちに、本当はもう申請しているから、きょうここで今すぐ出してもらってもいいんですが、前の3月議会

のラスパイレスの報酬と同じように出てこないようだから、ぜひとも議会終わるまでには我々のほうに出していただくことを求めながら、時間でございますので、質問は大体聞きましたからよろしいですから、終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） おはようございます。

3番議員の橋本喜一です。まだ不慣れではございますが、ご容赦願います。前回に続き、2回目の一般質問をさせていただきます。

天災は忘れたころにやってくるという言い伝えがありますが、今回は忘れないうちに熊本・大分地方に地震が発生しました。死者49名、行方不明1名、関連死の疑いがある者20名、そして負傷者が1,684人。これらの方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

今回の地震は4月14日に前震があり、4月16日午前1時25分に本震が起きるといふ、特異まれなことであったということでありました。このように予測のできないのが天災でありますので、日々の備えが必要と思えます。

さて、本年は当地方で水不足が懸念されてきています。既に石川町の千五沢ダム、通称母畑ダムでは水位が6割減まで来たということで、取水制限がされたとのこと。我が町へのかんがい用水である羽鳥ダムも貯水率が5割まで来て、間もなく通水の制限をすることになるようなことが聞かれます。このままだと一番の水が欲しくなる8月になるともっと深刻になってくるようです。きょうの雨が少しでもその回復になればと期待したいところです。

それでは、通告書により質問させていただきます。

最初に、町の特別栽培米の牧場のしずくを使用している特別醸造酒、鏡の雫についてお聞きしたいと思います。

本年度発注依頼の石数と数量はどうであったかと、需要予測に対し数量は間に合うのかということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の観光協会におきましては、6次化産品として開発しました特別純米酒、鏡の雫につきまして、平成21年度の販売開始以来、昨年で7年目の生産ということになりました。消費者

の皆さんの評判も上々であると認識しております。堅調に消費されておりまして、昨年度に生産販売した鏡の雫につきましては大変好評をいただき完売ということになりました。平成27年度の特別栽培米コシヒカリ、牧場のしずくを原料として発注依頼しました今年度の鏡の雫につきましては、4合瓶換算になりますが2,800本ということで発注しております。1年間を通じて販売できる数量と見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 昨年は完売ということで、だんだんと興味が持たれてきている鏡の雫ですが、今後、牧場のしずくの栽培面積をふやし生産量を上げて販路の拡大を図るため、増産の依頼は酒造会社さんのほうにはできないのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

原料のほうの牧場のしずくのほうの生産の状況ですが、これにつきましては米としての販売もありますが、増産をするための原料としては十分あるということでございます。こちらのほうの心配は、増産に対してはないという状況であります。酒造、酒蔵さんとの関係の中では、7年目を迎えた中で、3年前に増産の依頼をして2,000本の生産から800本の増産をお願いして増産をしたという経緯がございます。今後もこれらの量の適正化を図るために、蔵元さんと交渉を重ねてまいりたいと考えておりますが、何分にも蔵元さん、最近、大変いいお酒をつくって全国規模のメーカーになってきたということで、酒蔵の数が非常に少なく、使える樽が非常になくなってきているということで、目いっぱい生産体制だというふうにお聞きしております。そんな状況もありますので、一朝一夕にはこちらの都合ではなかなか進まないという状況ではありますが、なるだけ、喜ばれている商品でありますので、しっかりと継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 3年前に800本の追加をして、泣く泣く酒造会社さんにはつくっていただいていると思いますが、さらに今評判のいい鏡の雫でございますので、さらなる酒造会社さんに働きかけをしていただきたいと思います。

次に、町内の飲食店での取り扱い店数と、今後ふやしていける見込みはあるか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 現在、鏡の雫を取り扱っていただいている町内の飲食店の数につきましては8店舗ということでございます。そのほかの飲食店さんにつきましてもこれまで同様、町の商工会さんの協力をいただきながら、この地産地消の推進と町への定着を図るために、店舗数をふやすということは努力してまいりたいと考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 前は3店舗とか4店舗ぐらいしかなかったやつが今、8店舗までは拡大しているのかと思います。各種団体の会合の後の懇親会に乾杯酒として使ってもらってはどうか。そのためには鏡の雫、少し割高感のある料金に対して、町から飲食店に差額分の補助をするなどの考えは持っていないか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） これらの町の特産品を喜んで消費していただくという施策は非常に重要かと考えます。そういったことも含めまして、できることは進めたいと、検討したいと考えていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ぜひ検討願いたいと思います。

続いて、鏡の雫のグレードアップ策はあるのかということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） グレードアップ策ということですが、現在生産販売しております鏡の雫につきましては、特別栽培米コシヒカリ牧場のしずくを100%使用するということが、当初からふだん使われない高級な素材を使って酒づくりをしたということがこの鏡の雫の大きなグレードというふうに認識しております。そのお米も味わえるような純米酒として製造し、消費者からも非常に評判がよく、大好評をいただいているところでございますが、グレードアップということでは蔵元さんとの意見の整合、どういった酒をつくるかということも非常に重要で、その中で販売戦略をつくっているということでございますが、今後新たな6次化商品の企画や地域活性化になる6次化産業などについて、商工会の事業などでもこれらの鏡の雫の特産としての企画もありますので、そういった形で観光協会などと連携

して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当にその商工会と連携をとって、この鏡の雫のグレードアップを図っていただきたいと思います。飲み口、冷やしての飲みやすさはもとより、瓶、ラベル、贈答用の箱などは結構いけているそうです。一升瓶のキャップ、王冠を見ますと、依頼先の銘柄の名前が入っていて、一瞬、あれ、どこの酒かなというふうに間違ってしまう感がありますが、その変更などは考えられないでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 具体的なグレードアップという中では、ラベルのグレードを上げるとかいう意見もいただいているところがございます。その王冠なんかについてもできないことではないかと思えます。ただ、まだ見積もりをとったことはありませんが、単価への影響がどれほどあるかということになるかと思えますので、そういうことも含めましてさらにグレードが上がるように検討してまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足ということでもありますけれども、私も酒はうまさとかそういったのは余りわからないんですが、私はこの前あやめサミットに行つてまいりました。そういう中で各市町村から酒を持ち寄つてこられて飲みました。我が町の鏡の雫、本当に私ほうまいというふうに思っております。そういう中で、今ご提案がございましたように、見た目もやはり大事だなというふうにも感じております。そういったことも参考にしながら、今後観光協会、あと商工会も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 本当に単価にしてみれば、今、一升瓶で2,600円ぐらいするんですかね。本当にこれ以上の値段を出して買うかというのもちょっと不安だと思いますが、単価の面を踏まえて、箱をあけたときに、ああ、これが鏡の雫なんだというふうに思われるようにしていただければと思います。それで高級感が上がれば、ふるさと納税の返礼品や贈答用にと使用できるのではないかと思いますので、ぜひお願いいたします。

続いて、大きな2番目として、町の6次化産業についてですが、商工会が取り組んでいる鏡の雫の酒かすを入れたジェラートの商品化などは、町は農作物6次化についてどのような

計画を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

6次化産業はご承知のように、東日本大震災及び原子力災害対策から本町の農業、そして商工業の復興に有効な施策と考えているところでもあります。昨年度につきましては、町では6次化のための新事業として、商品開発さらには販路開拓などに対する補助金の交付を行ったところでもあります。そういう中で現在、町商工会においてご質問にあったようにイチゴや特別栽培米の牧場のしずくの酒かす、そういったものを活用していると。そういう中で町産の農産物を使った、その酒かすを使ったジェラート、そういったものを開発していると。

また、補助金を活用しまして商品のラベル印刷のためのプリンターの購入とか、さらには「牧場の朝のまち」「鏡石の雫」の商標登録も出願をして行ったという状況であります。商工会では今後もジェラートの開発を継続しまして、移動販売車を導入しまして町内の商業者の6次化産品なども含めまして、その販路活動を展開するというふうに聞いております。そういったことで、多様な商品開発につきましては町としても支援と協力を継続してまいりたいというふうと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） この6次化については、何回も一般質問でも出ているかと思えます。

商品開発その他のご努力をよろしくお願いいたします。

次に、各町村で6次化と言われてしばらく経過いたしますが、当町においては具体的な農産物の6次化が推進されていないようだが、今後商品化に向け取り組み策はあるのかお伺いいたします。これちょっと先ほど答弁にあったかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、6次化産業への今後の取り組みということでもあります。現在、町内にも販路拡大や加工の取り組みを始めている方というのもおられます。町といたしましても継続して、農業者さらには商工業者を支援していく必要があるというふうに認識しているところでもあります。

具体的には、昨年度に引き続きまして、商品開発さらには販路開拓等に対する補助金事業

を行うこととしております。また、県などの6次化支援事業も活用できるように、県さらには関係機関とともに成功事例などの情報収集、そして情報提供に努めるということでありま
す。また、専門家などから指導、助言をいただきながら、町独自の商品となるような、いわ
ゆる町産の農産物などの地域資源を使ったメニュー、レシピの研究などを行い、町農産物の
PRを、ホームページを活用しながら情報を発信してまいりたいというふうに考えておりま
す。また、我が町には岩瀬農業高校もございます。そういったことも含めて、幅広いそうい
った観点から6次化については進める必要があるというふうに考えております。将来はやは
りこの加工施設もつくって、そういったことをやっていけばいいなというふうに考えてい
るところであります。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ぜひ研究を重ねながら、今、盛んに福島大学の農学系の学部誘致で動
いている中、当町にある岩瀬農業高校とタイアップを図りながらの商品化もいいのかなど。
これによってインパクトが強くなり、何らかのアピールができるのではないかと思いますの
で、さらなる努力を期待いたします。

続きまして、大きな3番目として、除染事業についてであります。

初めに、平成28年度は2億7,800万円余りの予算で除染事業が行われていますが、年度中
の終了見込みだが現在の進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 3番議員の質問に答弁申し上げます。

今年度の除染計画であります。J R東北本線の東部で町の南東側地区となっております。
住宅除染につきましては、この地区の約780件を対象としまして現在は発注作業の準備を進
めており、来月7月には業者の決定並びに契約をして、平成29年3月末の完了を目途とし
ているところであります。また、道路側溝の除染につきましても、所管課にて住宅除染と同地
区を対象としまして、こちらは3工区に分けてまして発注の準備をしているところでございま
す。除染事業の最終年度である平成28年度については、町内でも空間線量がより低い地域で
の業務であることから、住宅や道路の詳細モニタリング調査を速やかに行いまして、必要箇
所の除染作業について、今年度末の完了に向けて鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 震災から5年が経過して、線量は低下しているのは当然です。しかし、

そこに住む住民にとっては、一回も側溝の除染をしないというのは不安があると思うし、町長の言葉の中で、町内の側溝は全部除染をされると言われたことがあります。町民はそれを信じていると思うので、必ずやっていただくことをお願いしたいと思うが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

特に、我が町の線量ということにつきましては、震災の1年後、さらにはその後2回ほど、526カ所町内、250メートルのメッシュで調査をしまして線量を町民の皆様にお知らせしたとおりであります。その中で当初、除染対象区域につきましてはその状況からすると、いわゆる西側については当然除染の対象でありました。でも東側についてはやはりなかなか線量が上がっていないという中でありました。でも必ずホットスポットはあるということの信念のもとに、この鏡石町については全域が除染のできる対象区域にさせていただいたところがあります。

今回、最後に道路から東側残っておるんですが、西側についても実際調査をした結果、住宅部分でもいわゆる0.23がないところはかなり見受けられると。さらに道路に関しては、いわゆる側溝も下からの1センチとかそういったことじゃなくて、いわゆる道路の歩道から1メートルの高さではかってしまう。当然0.23はない状況だということでもあります。当初、先ほど質問があったように、道路については、当時は、私どもより住宅部分よりははるかにあるというふうに想定をしておりましたけれども、実際そういった状況からして、0.23はなくなったと。側溝掃除もやはり危険という、当時は思っておりましたので、側溝の掃除は各地域についても一時ストップしていただいたという状況であります。

そういう中で、5年間、今回側溝掃除をしていないということで、何とかこれを除染と絡めて、除染が側溝掃除できなかつたのはあくまで原発事故による影響でありますので、そういう中で何とかできる方法はないかということでありましたけれども、なかなか復興補助の中ではその手当がないということでありました。今回、会計検査のほうが入りまして、そういう中で、会計検査院にもそういった資料を、我が町の状況について資料を提供して、会計検査院のほうから担当部局のほうにいろいろな資料を上げていただいたと。

そういうことも踏まえて、今回、先月でしたか、郡山市、いわき市、白河市そして町村では鏡石町ということで、4市町がいわゆる県も交えて会議をして、何とか側溝について、線量が低くてもできる方法はないかという会議を持ったところでもあります。そういう中でどうなるかはわかりませんが、県も入りながらできるような方法をとっていきたいということでもあります。ただ、決定されたわけではありませんけれども、そういう状況だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 西側はやった、東側は線量が少ない、5年経った。これはしょうがないと思います。不公平感がある、残っているのは確かですので、その辺は考えていただきたいと思います。

まだまだ放射能の風評被害もあり、それらの収束と出荷制限されている品種の制限解除を願い、安心・安全な町づくりのために執行のさらなる努力をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 5番議員の菊地です。一般質問をさせていただきます。

平成28年も半年を経過し、改選後4回目の定例会を迎えております。時の過ぎゆく早さを実感する毎日であります。

本年は特に大きなイベントが続く1年だと思います。その1つに、3月26日には北海道新幹線の開通で、東京・函館北斗間を4時間2分で結ばれ、また、札幌までの開通を国土交通省は2035年をめどに開通をさせたいという方針を発表されており、陸上高速交通網の整備が進行しているところであります。

また、2つ目には、8年ぶりに日本で開催された先進国首脳会議G7、伊勢湾サミットの開催で、アメリカのオバマ大統領が被爆地広島を訪問され、歴史的な出来事として大変注目をされておりました。

また、今後は7月の参議院選挙、18歳参政権の初めての投票ということで、大変注目をされるところであります。そして8月のブラジル、リオデジャネイロ開催の夏季オリンピック・パラリンピック、そして11月8日のアメリカ大統領の選挙は日本にとってどちらの候補が勝っても大変影響力のあることで、注目をされているところであります。

さて、国内ではサミット終了後に安倍首相が来年4月に予定をされておりました消費税の値上げを2年半先送りすると発表され、マスコミはアベノミクスの経済政策に対する是非を問う論争が繰り広げられております。消費税が10%になれば消費が冷え込むことは確実のことだと痛感するところで、まずは景気対策や福祉政策について今の財源の中で真剣に協議

をしていただくことしかないのかと思うものであります。

4月14日、16日と群発的に発生があった熊本・大分の地震で、震度7の最大震度や6強の地震が数回続き、49名の被災者と熊本県民の方々へ心からご冥福とお見舞いを申し上げる次第であります。今なお多くの方々が避難をされ、不自由な生活を余儀なくされております。私たちも経験者として同情を感じざるを得ない心境なのは、私だけではないと思います。

さて、通告書に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、（仮称）防災福祉センターの建設についてであります。この質問は平成24年9月の議会ですべていただきました。その後も何名かの議員の方から質問があったと思いますが、現在の計画はどこまで進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

現在の進行状況ということでありますけれども、総務課の防災担当さらには福祉こども課、健康環境課を中心に、社会福祉協議会そして地域包括支援センターなどと連携を図りまして、具体的な導入機能、そういったものについての類似施設の視察研修を実施しております。そういう中で現在検討しているところだということであります。

なお、この設置場所等につきましては、以前議員からも質問があったということでありまして、そういう中では総合的な防災の視点ということで、復興まちづくりの計画の中に組み込ませていただきました。そういう中では駅東側のいわゆる駅東土地区画整理事業地内という中身で盛り込んだということであります。ただ、この区画整理事業の進め方の調整に時間を要しているという状況であります。私としては早くこういった方針を定めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 昼食を挟んで、引き続き一般質問を続けさせていただきます。

先ほどの町長の答弁なんですけれども、鏡石町復興まちづくり事業計画及びマスタープランの中で、（仮称）防災福祉センターの整備検討というのは、平成25年3月に出た復興事業

計画の中にも（仮称）防災福祉センターの整備検討、これは事業概要、目的として、東北本線が横断していることから震災時には主要な東西横断路の被災の影響を大きく受けて、災害支援物資の輸送や町民の避難に支障を来したというふうにあります。そして、このため東西の連携を強化する一方で、駅西側の町庁舎や第一小学校を中心とする総合的な防災拠点のほか、駅東側にも公民館、鏡石中学校、老人福祉センターを中心とする総合的な防災拠点を形成することを目的に、その新たな核となる施設を整備することを検討しますと、これ25年3月ですね。さらに、マスタープランでは同じ25年12月に、鏡石駅東第1土地区画整理事業の実施に合わせた災害公営住宅の整備と仮称防災福祉センターの整備検討をしますというふうに、しっかり計画の中にあるにもかかわらず、その土地の利用が云々とかということで、まず話が進んでいない。

さらに、予定にあったのかどうかわかりませんが、ことしの、28年2月26日の時点で、鏡石町役場庁舎改修計画についてということで全員協議会の中にお示しいただいたと。役場庁舎については、震災の後、一応耐震補強はされたはずであります。にもかかわらず、今度は庁舎の改修に向けた経緯経過というか、計画が提出されてきている。どちらを優先するのかということをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

どちらを優先するのかということでもありますけれども、現庁舎につきましてまず申し上げますと、いずれにしても現庁舎、昭和四十七、八年ごろ新築をしまして、それ以来何も手をつけずの状況であると。その後、いわゆる状況も変わり、職員数もふえて、さらにOA機器、そういったものも入って手狭になっているという、今回この大震災によって、いわゆる補強もしたということでもあります。そういう中で、いずれにしても町民の利便性、そういったものをアップするには、いずれにしてもこの庁舎が本体となっているということでもありますので、しばらくの間はこの庁舎を中心にやらざるを得ないということでもあります。

ただ、いずれにしてもいつかはこの庁舎も年数がたてば建てかえもなると、そんな状況の中で、今回いわゆる概算でありますけれども、どれだけの費用があればこの庁舎についてあと20年前後使えるかどうか、そして費用はどうかということ、27年度事業でしておいたと。ただ、予想以上にこの庁舎の改修については大きくかかるというそういった状況に今なっているということでもあります。

もう一つ、駅東側の防災を兼ねた施設、防災福祉センターというんですか、そういった部分については、今、第2工区以降、全体で56ヘクタールのうち10ヘクタールは第1工区で、大体ほぼ28年、遅くとも29年までには完成するという状況になっている。その中で、それ

以降の部分について、何とかばら買いしてある町の用地をどうするかということも一つ検討しなければならない。このまま放置するわけにはいかない、平成10年に市街化区域になって、やっこの28年、27年の後半から28年にかけてやっ、うち1件、今2件目でありますけれども建った状態だと、これを今後どうするかということについては大きな課題があると。いずれにしても私は、56ヘクタール全部は今の町の財力、人口の減少とそういったことからすると、これは縮小せざるを得ないというふうに思っております。ただ、どこまで縮小するかとか、そういった部分について今、担当部局のほうで検討しているという、先ほど言いましたようにこの区画整理事業の進め方の調整もあるということです。

そういう中で、それら両方について検討して、どちらを優先させるかということについては、やはり町民にとってどうあるべきかということでもありますので、現時点ではやはりその防災福祉センターというか、そういった部分についてやはりしっかりとやるのが、我が町にとって、町民にとって大事なのかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 駅東開発の件については重々、大変だということは承知しておりますが、せっかく復興まちづくり事業計画とか、それからマスタープランとか、職員の皆さんが苦勞してつくっていると思います。その中で、復興まちづくり事業計画の中には平成26年の半ばから平成27年度以降ということで、大体27年度ぐらいには青写真ができるのかなというふうに、大体町民もこのまちづくり計画を見た人たちは多分思っていると思うんです。

それが、今、町長が答弁されたように東側開発の件がいろいろ進まないという点で、この仮称防災センターについても進んでいないのかなというところはわかるんですが、やっぱりせっかくマスタープランとか復興まちづくり事業計画をしっかりと策定したわけですから、ここについては真剣に取り組んでいかないと、実際に熊本の益城町ですね、庁舎がほぼ全壊に近いような形で役場機能がなかなか果たせないというこういう状況になっているのが現実であります。

先ほど町長お話しされたように、庁舎は昭和47年でき上がって、耐震補強はしたものの、万が一、先ほどの橋本議員の質問ではないですけども、震災は忘れたころにやってくるといのが昔でしたが、今は忘れないうちにやってくるといのが震災だと思えます。という意味で、やっぱりせっかく計画したのですから、この役場が万が一半壊とか全壊になったときに役場機能が果たせる、そういう機能をしっかりとつくっていくのが大事なことなのかなというふうに思うんですけども、その点について、しつこいようですけどもお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、私もそのように思っております。今回の震災の中で、特にいわゆる弱者と言われるそういった方が避難するのに、一般の方と一緒にあって避難をされていたということも事実であります。そういう中で、関連死も含めていろいろなことがあるということでもありますので、これについてはしっかりと対応していかなければならないというふうに考えているところであります。

いずれにしても、先ほどの答弁にもありましたように、この駅東について全部はできないという観点から、ただ、用地は10ヘクタール、町所有であります、これが今ばらばらになっております。やはりこのばらばらのままで終わるということも、これは町の有効なものにならない。ですから、これをまとめることが、どうしてまとめるかということもやはり重要な課題になっているという、それもあわせながらということでもありますので、早急にその対策等も含めて、できる限り早く私は方針等を出していきたいと、私個人ではそのように思っておりますので、多分きょうも職員の皆さんは私の話を聞いていると思います。そういう中でしっかりと、そういった方向で事務的にどうするか、ゴーサインが出るような、そういった一刻も早く出るような対策をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 具体的にまだその青写真もできていないというところからすると、次の費用とかそれから補助金とかという部分についてはなかなか質問しにくいのかなというふうなところがあるんですが、あえてお伺いをしたいと思います。

費用がかかってくると思いますけれども、現在我が町にはそういった建物を建てるときの基金として、関連の基金としてどのくらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この防災福祉センター、そういった部分についての基金という、そういった基金は今持ち合わせはございませんけれども、以前、平成の当初、平成4年、5年ごろに、国のほうからいわゆる福祉基金というものが1億7,100万、多分あると思うんですが、こういった基金も現実にございます。そういったことも含めて、あくまでもなるべくはお金を借りてやりたくないという方針もございます。そういった中で、こういった基金も活用しながら、さらには現行の補助メニューではなかなか実際にはないんですね。ただ、いろいろ聞きますと、国土交通省所管であります社会資本整備総合交付金の中に、都市再生整備事

業として、いわゆる地域防災施設整備事業というそういった項目もあったり、あと子育て世代活動支援センターの整備事業などこういったものもあると。こういったものをうまく活用できるような、そして各事業の複合施設として整備が可能かどうか、こういったことについてもしっかりと検討していきたいなという考えであります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 今、補助金の話まで町長のほうからしていただきましたので、実際に先ほどもお話しさせていただきましたが、役場庁舎の改修については具体的に、やるかやらないかはわかりませんが具体的に数字として4億4,400万という数字が出ております。実際に場所の選定とか駅東というふうな選定の中で困難を来していることは理解するんですが、やっぱりしっかりとこの防災福祉センター、どんなふうな形でつくっていくのか、そして万が一震災が起きたときに町民の皆様本当にふぐあいを感じさせないような、そんなふうな（仮称）防災福祉センターというものを建設していくことが大事になってくるのではないかなというふうに思うわけであります。

我々も5年前の、5年過ぎましたけれども、あの震災のときに全壊、半壊、また大規模半壊した、避難をされていた方々については公民館も一部損壊だったとか、食べ物もなかなかなかったとか、水も少なかったとかというこんなふぐあいを感じさせたわけありますので、万が一に備えてやはり備蓄庫、そして水、そしてしっかりとした防災を総合的に兼ね備えた防災福祉センターというものを建設することが大事になってくるのではないかなというふうに思いますので、今後本気になって検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、除染についてお伺いをいたします。

震災から5年が経過いたしまして、線量が大変低くなっていると思います。平成28年度で除染作業も終了するというふうにお伺いをしております。

そこで、平成23年度以降の除染の年度別の執行率についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 5番議員の質問に答弁申し上げます。

町では除染実施計画に基づきまして、実質的には平成25年度より、比較的空間線量の高い西側地域から住宅や道路側溝の除染作業を進めてまいりました。このことから、平成25年度から3カ年の住宅除染の当初予算に対しての執行率について申し上げます。

平成25年度は仁井田、ほかの1地区を実施しまして67.8%、26年度については鏡田の西側、久来石、前山、境地区を実施しまして68.3%、平成27年度は鏡沼、高久田2区、3区、

笠石の西側を実施し、または現在繰り越し事業として実施中ですので、現契約額で申し上げますと61.7%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） いずれも60%台の執行率になっております。

そこでお伺いしたいのですが、他の町村と比較した場合にこの執行率は高いのか低いのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 5番議員の質問に答弁申し上げます。

他の町村との比較であります。郡山市や須賀川市、天栄村など、比較的空間線量が高く全面除染を主に発注し実施している市町村は比較的高いと思われませんが、当町を含めまして矢吹町や県南地方の比較的空間線量の低い地域については、それらと比べますと作業箇所が少なく、作業範囲もスポット除染、局所的というふうなこともありますことから、当初予算に対する執行率はやや低いほうではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 現在の発注については、多分モニタリングと除染作業とを同時に発注をしているというふうにお伺いをしたんですが、この執行率を高めるという意味で、今さらの質問になってしまうかもしれませんが、モニタリングを先に発注して、別個、線量対象地域についての除染を発注するという二重発注方式をとればこの金額の差は出てこないのかなというふうに思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 5番議員の質問に答弁申し上げます。

現在は、空間線量モニタリング調査と同時に除染業務を一体として契約発注をしているところでございます。確かに別々に発注すれば契約額と出来高額の差はそれほど大きくはならないものと推測がされます。しかし、環境省のガイドラインでは、除染実施前測定は期間を開き過ぎないようにすることとなっていることから、現在、多くの市町村では同様に一体的に発注をしているところがあります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 国の方針の中でということでの答弁でありました。

予算的な部分も全部国から来ているのでいたし方ないのかなと、言うことを聞かなくてはいけないのかなというふうなところはわかりますが、実際に1億数千万で発注をいただいて、減額が6,800万とかというこういうふうな減額があると、やるほうとしては力がぐっと落ちてしまうというのが現実なのかなというふうに思うんですが、そういうふうな観点から、二重に発注すればそういうふうな差も出てこないで済むのではないかというこういうふうな質問をさせていただきました。

それでは次の、今までの契約の履行状況についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 5番議員の質問に答弁申し上げます。

除染業務委託では、契約後、受注者側にて現地作業の着手に向けた作業員確保や、資器材の用意など準備作業を進めますが、一方で現地作業に必要な対象住宅の地番などの個別リストや、対象住宅の敷地面積など数量の入った個別図面、対象箇所の測定位置を示したモニタリング調査票などについては発注者側で作成し、受注業者へ提供します。その後、それをもとに調査に入っていくというスケジュールで進めております。

住宅除染業務につきましては、27年度の最終の契約、3月上旬に中央、中町、笠石工区ということで契約発注をしました。これは28年度への繰り越し事業でございます。こちらの業務につきましては、年度末の業務や新年度当初の業務、さらにはこの工区の監督員の職員がかかわったこともありまして、そういったことが重なり、それらの提供がおくれてしまったという経緯がございます。今後、28年度の発注につきましては速やかに事業に着手できるようにスピーディーに、こちらとしましても事務手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいまの答弁の中で、3月4日の契約の中央、中町、笠石の契約についてお話が、監督員の職員がかかわったとかというようなお話がありましたが、具体的にそのいつの工期というふうに今度かわったんですか、これは。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

3月4日の契約に関しましては、年度末3月31日を工期として当初契約を締結しております。後に、繰り越し事業の承認をいただいたものですから、それに伴いまして9月末までの工期を延長して変更契約をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 具体的に3月4日に契約をして、その後業者のほうには、これいつ、9月末の工期というふうに通達をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 当初契約が3月4日でありましたので、当然3月末の工期としましては履行ができないというふうに判断したことから、3月末には、9月末までの契約延長ということで業者には伝えてあります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 3月4日に契約をして3月31日、月初めの契約で、年末に具体的な場所、場所についてはあるんでしょうけれども、工期についての指示をされたというふうな話をお伺いしております。この辺については、実際にもう除染作業そのものが少なくなってきたおぼろげです。ということで、しっかりとした履行を行っていただければというふうに思います。

まして放射能については、大変敏感な親御さんがいっぱいおられて、食べ物、除染作業と食べ物は関係ありませんけれども、福島県産米は食べずに新潟県産米とか宮城県産米を食べている親御さんも中には大変いるようであります。そんなことで、本当に安心・安全な環境づくりのために、なお一層の努力を願うものであります。

続いての質問に移らせていただきます。

消火栓の設備設置についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、町内の消火栓は十分に設置されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の消火栓は十分に設置されているかの質問でございますが、現在町内には消火栓、273カ所設置されております。それ以外に、消防水利としまして防火水槽が91カ所、プールが4カ所、また、自然水利となるため池等は60カ所あるところでございます。

消火栓の設置は十分かでございますけれども、消火栓につきましては消防庁の消防水利の基準に基づきまして、市街地の状況によって設置されているところでございますけれども、調整区域につきましては地域の実情に応じて関係機関と設置していくというような考えでございます。十分かと申せばなかなか完璧はないと思っておりますけれども、大体ほぼ満たしているのかなというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） これをお伺いしたのは、本年2月28日に高久田1番地で火災が発生いたしました。私もそのとき駆けつけをさせていただきました。このときの消火活動についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ことしの2月に火災がございまして、須賀川市と鏡石町の境、ちょうど高久田になるわけなんです。一番近い防火水槽からは約180メートル離れているような状況でございました。一番先に着きましたのが消防本部のタンク車でございまして、タンク車が直近に火元に着きまして、タンクで初期消火を行ったところでございます。

その後、鏡石の消防署、さらには消防団が出動しまして、この消防本部のタンク車に水槽、さらに消火栓から水槽に補給しながら、水槽からタンク車のほうに補給しながら、消火活動に当たったというところでございます。ただ、町外れでございましたので、水利として十分とは言えませんけれども、今言ったように第1、一番最初の出動でタンク車で、その後、後続が補給しながら消火活動に当たったというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 先ほども言いましたけれども、私もこの火災のときに現場に行ったわけでありまして、ちょうど燃え盛っているときの消火活動中だったと思うんですが、高久田の屯所のところからずっと水を引っ張ってきて消火活動をするという状況の中で、途中ホースが外れたというこんなふうな状況を目にしました。実際に、確かに高久田の屯所か

らの水を引っ張るといのはかなり、この高久田1番地、現場まではかなりの距離があったんですね。

もう一つは、須賀川の消防署の方にお伺いしましたら、ちょうど休憩、交代の時期に当たってしまって、須賀川市からの消火栓から、市の消火栓から水を供給してもらおうというふうな、水をもらうというふうなことだったそうですか、どこに消火栓があるのかわからなかったというふうな、こういうふうな悪条件が重なったようでありまして、その辺については結局隣接地、例えば須賀川市と鏡石町、鏡石町と矢吹町といったところの隣接地については、この消火栓についてはお互いに譲り合うようなそういうふうな方法なんかも考えておいたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどう判断されるでしょうか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃられましたように、今回のように町村境にありまして、須賀川市の消火栓もうちのほうの防火水槽も大体同じくらいの距離にあったというところでございまして、須賀川市の消火栓のほうには玉川分署のポンプ車が入りまして、タンクのほうに、須賀川消防本部のタンクのほうに補給しながら消火活動に当たったというところでございます。

当然ながら須賀川市と鏡石につきましては、一部事務組合はどちらも構成市町村でございますので、そのようなことの問題はないと。ただ、矢吹町とも当然ながらお互いさまということもありますので、その辺のところは問題はないと思います。

ただ、消防団のほうで、須賀川市の隣接地までの消火栓なり消防水利なりの調査を今後はやったほうがいいのかと私も思いますので、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 消火に対してはどうしても水が必要であります。それで、まず水の量は十分なのかと、先ほどの質問の中にもありましたけれども、ことしは特に全国的に雨が少なく、雪が少なかつたおかげで水不足が大変心配されるところでありますが、町内でも、町内の今現在給水率が94.3%というふうに伺っております。

それでは、未給水地の消火栓はどうなっているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消火栓は当然ながら、水道管に附属してつけられている消防水利でございまして、消防水

利の種類としましては消火栓と貯水槽、さらにはため池と。一番優先されるのが、確実な消防水利ということでため池なり防火水槽が優先されると。ご存じのように消火栓につきましては、1台だけだったら何とかなると思うんですけども、2台、3台になりますと、当然水道がつながっていますので、かなりの影響が出て低下してしまうということがございます。ですから、今言いました未給水地につきましては、当然市街地ではないと思われまして、自然水利を有効に活用しながら、消火栓ではなく有蓋の貯水槽と、地域の皆さんとご協議しながら進めていければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 行政区によっても若干違うと思うんですが、消火栓の間隔というのは、先ほども言いましたように、市街地と市内地によっても違うと思いますが、消火栓の間隔はどのくらいの間隔であるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消火栓の間隔につきましては、消防法の規定によりまして消防水利の基準というのがございます。ここで、市街化区域内におきます基準でございますけれども、その市街地の状況、例えば商業地域、工業地域、準市街地などにつきましては100メートル以下と、それ以外の用途では120から140メートル以下と定められております。

ただ、先ほども申し上げましたように、市街化調整区域については、その地域の建物の状況等を勘案しながら、地域の実情を勘案して配置されるというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 大きな火災が発生したときに初期消火で済むように、今後しっかりと消火栓並びに防火水槽等の整備をお願いしたいというふうに思います。火事を含めて災害は、一瞬にして人の命や建物、あらゆるものを奪い去ってしまいます。備えあれば憂いなしの格言のごとく、安心・安全な町づくりのために、執行も我々議員も、町民のために車の両輪のごとく頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（渡辺定己君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原秀男でございます。

4番目の一般質問ですが、かなりやはりまだ初日ですから、きょうは涼しいですからスタミナがあるとは思いますが。きょうは私も、雨が降ったので家がトタンなので非常にいい音楽のリズムで、起きなくてよくて寝られました。しばらくぶりの雨で農家の方は大変喜んでいっていると思っております。

まず初めに、やはり何としても4月14日発生の熊本地方の地震につきましてお見舞い申し上げます。また、亡くなられた方々には深い哀悼の意を表したいと思っております。

反対に、北海道のほうでは、奇跡の生還と言われました北海道の七飯町の小学校2年生、田野岡大和君が7日ぶりで無事発見されたことは、日本国中ほっと喜んでいたものと思っております。運の強さを感じる次第でございます。

それにしても、今の日本の平和は本物なのでしょうかということが、非常に考えさせられる部分があります。伊勢志摩サミットで大騒ぎをし、消費税は必ず上げると言いながら再度の延長、そして福祉の財源はどうなるのでしょうかということでございます。その後の東京都の知事の姿を見れば税金の無駄遣い、そして最近の猟奇的な殺人行為、オレオレ詐欺や、ボランティアと称して震災現場に入ったボランティアの方が金品の略奪行為など、平常では考えられないことが今起こっております。日本の良心と民主主義はどこへ行ってしまったのでしょうか。

折しも4月初めごろ、世界一貧しい国の大統領、ウルグアイの前の大統領ですが、40代大統領ホセ・ムヒカ氏が来朝いたしまして各地で講演をしております。私はこの講演に感銘を受けた一人でございますが、貧乏な人とは少ししか物を持っていない人ではなく、無限の欲がある、幾らあっても満足しない人のことだと言っております。まさしく東京都の知事のことを言っておるのではないかと私は思っております。情けなくなります。

それから、日本の民主主義は、戦後の国民の努力により平和な戦争なき国家を築き上げることができたのは、先輩方々の、年配者のいろんな努力のおかげと思っております。その結果、経済も高度経済成長のおかげで経済大国になることができたのですが、やはり何か欠けているものがあるのではないかと思っております。道徳や礼節さ、謙虚さが非常に失われたのではないかと思っております。

最近のニュースを見ますと、陰鬱なムードに包まれておりますけれども、人間はどこまで発展すればいいのか、そしてどう生きなければならぬのか、ムヒカ氏は示唆しているので

はないかと思ひます。機会があつたら聞いてみたい、聞かせてみたいと思ひます。

町は、どう発展していくかではなくて、どう進化、進展していくかということだと思ひます。ないものねだりではございませんが、あるものを活用して、そして進展してゆく。これが今、人口減少になる時代、非常に必要とすることではないかと思ひます。自然との共生が必要かと思ひます。

質問に入ります。

大きな1番として、進化する鏡石実行プロジェクトについてであります。町長の駅に降りてみたくなる事業、通りを歩いてみたくなる事業、住んでみたくなる事業などについてですが、どうもこのキャッチフレーズはしんから言っている言葉ではないような気がして、これは選挙用のキャッチフレーズかなとも思つております。高齢者や身体障害者あるいは子供からの、いわゆる交通弱者に対する配慮がなされていないようなキャッチフレーズではないのかなというふうな現実があります。

質問、まず1つですけれども、駅に降りてみたくなる事業でございますが、駅はエレベーターもなく、弱者に配慮しているような姿にはなっていないと思ひます。例えば、お正月に来ました北谷町の子供たちが大きな荷物を持って移動ができない状態、それをやはり我々がカバーしたんですが、そしてまた身体障害者や、この1人に対して3人の付き添いの方たちが階段を上り移動をさせている姿を見ております。今は高齢者も長い期間キャリーバッグを持って研修旅行とか行く時代になっておりますので、エレベーターの設置は必要ではないかなということの質問です。念のため、矢吹駅にはエレベーターがございますが、先見の明があつたのかどうか。お伺ひします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

まず、私のキャッチフレーズが進んでいないというようなそんなニュアンスでありますけれども、いずれにしましても、私は、駅に降りてみたい、歩いてみたい、そして住んでみたい町づくりとそういった目標を持って今しているということでもあります。何もしていないということじゃなくて、この間には震災もあつたと、震災の対応も当然一番にしなければならない。そういう中であつて当然、「駅に降りてみたい」の1つの事業には田んぼアートも手がけていると、さらには駅の利便性のことから、トイレの設置もあのようにしてございます。

今ご質問があるエレベーター、これについては私も当然必要であるというふうに申し上げているところであります。現在、駅を利用するためには階段を利用せざるを得ない状況だと、ご承知のとおりであります。そういう中では、高齢者、さらには障害者の利用者が大変困難

な状況にあるということで、東西をつなぐ自由通路の利用に際しても大変不便な状況にもあるということでもあります。

この件に関しては、JR東日本に対しましても、福島県鉄道活性化対策協議会を通じましてエレベーターの設置について要望を行っている状況であります。このJRでの設置については、乗降客数によつての、なかなかエレベーターの設置が進んでいないという状況であります。矢吹町については先見の明があるといえはそのとおりなんです、多分平成四、五年にできているはずで、これが町が関与しているということでもあります。そういう中、私は老朽化しているその自由通路の整備も含めまして、具体的整備手法について検討を進めたいというふうに考えているところであります。

余談になりますけれども、この4号線に当初エレベーター、地下室、地下でありますけれども、6つつくはずだったんですね。地下といえは大変危険であるということで、現在は2つにしております。その当時、私も国土交通である国土工事事務所に、6つを2つにしたんだから、4つを、その3つを駅のほうにいただけませんか、同じ国土交通省ですから、そんな話もさせていただきました。そういう中で、まあそれはなかなか、かなうことはもちろんできませんでしたが、そういうことも含めてしっかりとやっていきたい。ただ、今すぐできるというそういう案件でもないということでもご承知をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 私は、キャッチフレーズはキャッチフレーズでいいんですよ。それは夢だから。ただ、それと現状と、幾らでも近寄せなければならないという努力は必要ではないかなということで、住民を代表してお伺い申し上げておるんです。

今、確かにエレベーターの件ですけれども、JRとの兼ね合いがある、これは時間がかかる。しかし、いつ何かチャンスがありましたらやはり手を挙げておいて、そういうふうなチャンスを見逃さないような態勢をとっておいていただきたいというのが私の願いでございます。

それから、2つ目に入ります。

通りを歩いてみたい、通りを歩いてみたいなる事業としては、結局町長はどこを自信を持って歩かせてみたいのか、具体的な場所というふうなものは言っておりませんが、今の時期であれば、駅東の田園風景ではないかと思えます。これは、すばらしい風景に今なっております。

ただ、何人かの議員からにもありますけれども、駅東の駐車場は乱雑していると。何年か

前からも計画はあるようですけれども、この風景は歩かせて見せてみたくなる風景なんではないでしょうか。これもJRの関係があるでしょうからということなんです、それからJR、駅から鏡石協業ガスまでの、あそこのJR側の線路側の雑草などはどのように考えてその辺を歩かせてみたいのか。お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、駅東口には屋根のある駐輪場がありますが40台程度しか利用できないと。それを上回る自転車が乱雑にあるということでございまして、鏡石駅の利便性の確保の観点から、駐輪場の増設についても以前から計画を進めているところでございます。現在のところ、駅東側には駅東土地区画整理事業や民間の開発によりまして住宅が多く建築されているところでございまして、駅東口の未利用地の有効活用と駅利用者の利便性の向上を図るため、現在、駅東口整備事業の計画を進めているところでございます。その計画の中で、駐輪場の整備を初めとした諸課題の解消が図られるように進めてまいりたいと考えております。

また、JR沿線の土地につきましては、町有地については随時雑草を除去しているところでございますけれども、JR用地につきましてはなかなか除草がされていない箇所もあるものですから、引き続きJRに対しまして除草の依頼をしているような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） もちろんわかっておりますけれどもね、やはりその間のこのキャッチフレーズが、歩かせてみたいとすれば、そういうふうなところはもうどうに考えているのかなというふうな気がしております。

JRとの兼ね合いもありますから、これも当分の間そう簡単にはいかないということを知っております。駅西のほうの管理人の方に、朝1回くらいでもいいから自転車の整理をさせるわけには、していただくわけにはいかないかということをお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東口の、その自転車の整理整頓でございますけれども、当然ながら利用者の多くは岩農さんでございます。当然ながら岩農さんのほうにもお願いはしておりますけれども、また、駅の管理委託契約の中で商工会さんに、気がついたら自転車の整理整頓もお願いしますと

というような1項目は入っていますけれども、随時なかなかきれいにはならないような状況でございまして、今後も委託契約及び岩農さんのほうに依頼しながら、整理整頓された駅を目指していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうことで、くれぐれも再度、整理されるようお願いしておきたいと思います。

それから、（2）の2ですが、この質問でございまして、この梨池の周りの草刈りが中途半端だったんですよ、6月3日までは。ところが、3日以降になったらきれいに片づいていたということなんですよ。だから、これは私は空振り三振になるような感じがあります。偶然かどうか、ちょっと私もわかりませんが、その辺のちょっと経過を述べてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

梨池の周辺の草刈り、それから浮遊物関係、それとベンチの残骸の整理というふうになりますが、梨池周辺につきましては、その美化につきましては周辺住民の憩いの場、それから散歩コースはもとよりなんです、町の顔としてある観光スポット、いわゆる町の現在進めています田んぼアートに直結した施設というふうなものもございまして、町内外から利用者も多いということもございまして、鏡石町を気分よく感じていただくというふうなことをモットーに、より一層美化に対しまして、周辺の美化に対しまして気を配りながら進めてまいりたいと考えております。

先ほどの順番からしますと、6月は定期的な第1回目の清掃ということになりますので、ご理解をいただきたいと賜ります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ちょっと私の聞き方が悪かったかな。いわゆる、いつその梨池の周りを再度きれいにした、それから浮遊物がいっぱいあったんですが、取ってあった。まだ残っているんですけども、それからベンチの残骸が4個残っている。それはいつ片づけていただいたのですかというふうにお聞きしているんです。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 梨池の浮遊物に関しましては、直接私どもの作業員でやりました。ベンチと除草については6月9日に実施をしました。ベンチについては撤去いたしましたして、新たな場所を探るということで現在待機中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それをちょっと聞いたかったんですよ。

もう一つ追加して聞きますと、それは私が一般通告してからですか。6月9日になっていきますから、今片づけたと言っているのはね。それとも、今言ったように田んぼがあるから、年間行事の田んぼがあるからわかっていて、そしてその時期としてうまく合っちゃったのかなというふうな気も私はしていたの。だからそれを確認するんですけども、田んぼアート前にやるんだから、そうすると年がら年中、年次計画に入れておいた方がいいのではないかなということで質問しておるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 先ほども申したんですが、町の顔、田んぼアートということに直結しておるということで、これにつきましては計画的な形で除草はしております。6月を初めとしまして10月までの間、定期的に除草作業等を、周辺をしております。ただ、この中でベンチにつきましては、正直言いまして今の調査漏れというのがございまして、壊れていたことについて撤去したというのが事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。答弁はそのくらいでいいです。

それから、まだ今その池の中の浮遊物は残っておりますから、どうせ仕事をやられるのであれば、町民の方に、住民の方に喜んでもらえるような仕事をしてもらいたいんですよ、半端なようなことをしないで。まだ浮遊物は残っておるんです。言われる前に、町民に喜んでもらえるような仕事をしていただきたいと思うんですが、仕事に対する心構えはいかがなものでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 浮遊物につきましては池の中にございます。ただ、池に入って取るというのはなかなか困難でございまして、手の届く範囲で一応除去したつもり

でございます。

それから、その心構えといいますか、作業は私のほうで直接作業というふうになっていますが、直接作業する方も人間でございますので、ましてや年齢層もございますので、一概にきれいというふうにはいきませんので、その辺をご理解していただければ助かります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） わかりました。そのくらいの考えでやっているということを我々は承知しておかないと、見方が違うから大変なことになっちゃうからね。

それから、（2）の3番ですが、この役場裏、総務課長のほうにも言っておきましたけれども、整理整頓されていない、看板がある、放置自転車がある、そしてやはり今、駅から一番近いというふうな気がするんですが、こういうふうなところも徒歩で歩いてみたらやっぱり見たいというふうな気がして、裏あたりの、今、裏のツアーがはやっているんですけども、水族館の裏とか、歴史の裏とか、裏街道とか、そういうふうなものはやっているんです。だから、その辺も考慮して、役場の裏はやはり一応顔ですから、この辺はどういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員さんのおっしゃるように、指摘があってから今回片づけさせていただいたということで何も申し上げることはないんですが、ただ、町のメイン施設でもありますので、町民に愛されますように日ごろから整理整頓に努めてまいりたいと。ご指摘いただきました木原議員には感謝しております。今後ともきれいにしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 感謝される覚えはありません。当然のことを言っているだけです。

それから、（2）番の4番、成田街道の裏、町長の北側の信号から二小の入り口の信号までの道路際の縁石のあれですよね、雑草ですね、これ県道だからちょっと何かというふうな話もお聞きしておりますけれども、やはりここも鏡石であれば、一応鏡石の町の道路ですから、きれいにする必要があるのではないのでしょうかということと、町長の裏はきれいなんですよ。まさしくきれいなもの、前も後ろも。そのように指示していただければありがたいと。

町長、何か感じませんか、あそこの辺の縁石の、あの雑草の件について。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 県道ということで、担当のほうから後で答弁あると思いますけれども、私も住宅の近くということで交差点については、私も個人的ではありますが交差点については除草を、自分で背負いを持って除草をしたりと、ごみ拾いをしている状況だと。そういうことで全体は、以前私も職員時代は私の裏の交差点から立体交差の下まで草を取ったりと、あと立体交差についても個人的には草取りをしたという、そんな経験もございます。今回はしておりませんが、いずれにしても交差点はそんな中身で個人的にはしています。あとそのほかについては担当のほうから、その状況については説明させます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 要するに、町長がこれ考えたキャッチフレーズだと思うんですね。そうしたらやはり、キャッチフレーズに幾らかでも近づけるような努力が必要ではないかなというふうなことで、ちょっと町民の考えと乖離しているのではないかということでお尋ね申し上げました。これも町民の声でございますから。

次に移ります。

（3）の1ですけれども、鳥見山球場は51年完成、昭和57年照明灯完成、昭和61年ダッグアウト完成と40年の歴史がありますが、これは改修する予定はないのかということ。これはないものねだりをするのではなくて、駐車場にしておいてはもったいないと思うんですよ。その考えはあるかないか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

鳥見山野球場は昭和51年に完成以来、町民を初め多くの方々に利用されてきたところがございます。議員さんおっしゃるように鳥見山野球場は整備してから、完成してから40年が経過した施設でありますので、現在策定中の公園施設長寿命化計画において、鳥見山公園全体の改修計画の中で野球場の改修のあり方についても検討してまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） それから、前も質問したことがあるんですが、スコアボードね、幽

壘みたいになっているスコアボード、あれは片づけるつもりはないのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

野球場における問題点という部分で、先ほど1回目の質問の中にグラウンド整備というのがございました。陸上競技場を使用しての大きな大会がある場合に、現在のあの駐車スペースだけでは数が不足していて、野球場を利用する場合は年に2回ほどございます。グラウンド状態が望ましいとは言いにくい状態であります。

また、今お話ありましたバックスクリーンにつきましては、使用を開始して29年が経過して、再整備が望まれております。また、球場周りの木々も枝が大きく張り出し、気になる部分でもございます。さらに、グラウンド周りのフェンスのずれも、あるいは観客席の椅子の一部も傷みが見られます。さらに、直接整備ということではないんですが、ホームベースから外野フェンスまで100メートルございますが、この距離ももう少しあってもいいのかなというようなことも考えてございます。

今、いろいろ挙げさせていただきましたこういった問題点について、整備も優先順位を考えながら、どの部分からしていけばいいのか十分に検討しながら進めてまいりたいとそういうにも考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

そういうふうな計画もあるということも少々、薄々は聞いてはおったんですけども、例えば今、野球場はどこにでもある、ですから、用途変更できればソフトボール球場でもいかなものかと思うんですが、用途変更というのは可能なんですか。この辺には正式なソフトボール球場はありません。陸上競技場、すいすいと野球場、ソフトボール球場がそろえば、やはり相当売り物にはなるとは思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、野球場の利用状況なんですけど、平成27年度で申しますと年間で146日7,499名、延べ人数ですが利用してございます。その利用されている中身なんですけど、野球とソフトボールで95日、それからグラウンドゴルフで50日余り、その他、これは消防団のほうでの利用なんですけど15日ほどあります。合計しますと先ほど申しました146日をオーバーしてしまう

んですが、これは1日の中で重なって利用しているという部分もあるのでオーバーしているところがございます。

ということで、今すぐに専用のソフトボール球場にというところまでは至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） やっぱり今、箱物時代は遅いですから、そういうふうな面も考慮すれば非常に難しいかなとは思いますが。これもまた今も、今の話も夢のまた夢の質問でした、私の。

それから、②の鳥見山公園内周辺に、鳥見山公園内の周りにでもいいんですけども、学生たちが安く泊まれる合宿センターみたいなものは必要ではないかということも、きょう、夢のまた夢でしょうけれども、予定がありましたら、計画がありましたらお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在、鳥見山陸上競技場を初めとする体育施設はサッカー等の合宿でも利用をされる場合がございます。これらの利用者の方々には鏡石町内または須賀川市の宿泊施設を利用しながら合宿を行い、当町の体育施設を活用いただいております。

合宿センター等の設置についてなんですが、当町規模の体育施設であれば、町内または近隣の民間の宿泊施設を利用させていただくことが適切ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これもね、私の場合は夢の話ですけども、陸上競技場あり、すいすいあり、野球場、大ソフトボール球場があったならば、相当の客を呼べるんじゃないかなというふうな気がして、鏡石は割に収入源のところは疎いと思うんですよ。そういうふうな面では疎いと思うんですよ。ですから、何かもう少し今後いろんな面で収入が増を図れるようなそういう考えに至ってもいいのかなというふうな気がして、鏡石の場合は宿泊は1泊6,000円くらいで、子供ですよ、大人が8,000円で2カ所しかない。ですから、泊まれるところがないから、鏡石はそのくらいの町だからそのくらいの規模しかできないんだなという

ふうに言われている部分もあります。それも悔しいんですよね。合宿センターでもあれば、ぼんと何ぼでも来いとかいうふうに言われるんですけども、やはり、余り言いたくはないですけども、貧乏な自主財源のないところはなというふうな気がしております。

次の質問に移ります。

(3)の3番、鳥見山公園内の高台南側ですね、あその公園ありますよね、芝生のところの上の部分のところに、高齢者の方ですけども、ベンチの設置が欲しいというふうな要望が何年か前にありまして、都市建設課長にも連絡したが、何のナシのつぶてでございました。

ですから、高齢者あるいは人間は、高台からうかがう展望台ですね、風景を眺めたい習性があります、高いところから。ですから、そんなに金はかからないんだから、あそこにその辺から持ってきたベンチでもいいから3つからそのくらいは置けば、年寄りの方はあそこから、今度あやめ祭りがあるわけですから、高台から眺められていいなというふうな気もさせてもいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ご質問のベンチの設置でございますが、鳥見山公園の高台については園路内の散策路として整備しております。散策路周辺にはあずまや、それからベンチ等、休憩施設等を公園に設置しております。現在はベンチの設置については計画していませんが、園路内の複合遊具、新たに設置したことによりまして、多くの町民に利用していただいております。今後は利便性に努めたいということで考えております。

なお、その高台とそれから遊具関係の近間におきましては、いろんな意見を検討させていただきながら、今後前向きな姿勢で設置に向けて考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 大体答弁はわかっていたんです。ただ、創意工夫はないわな、創意工夫はない。だから、ああいう高台から眺めるのが年寄り好きなんだよといったらば、そういうふうな創意工夫をすればいい。公園の規約がこうだからあだからじゃなくて、そういうふうな要望もあるよということだったらば、やはり検討するに値するのではないかなと思うんです。一応検討してください。

それから、(3)番の④ですが、不時沼公園というより都市公園といったほうがいいんですが、年次計画はあると思うんですけども、要するにやりっ放しなのかなというふうな気

がして、やったという話は聞くんですけども、その後苦情が来る。もう少し丁寧にやってもらいたいとかそういうふうなことがやっぱり高齢者社会においては必要なんじゃないかなというふうなことで、その辺の気遣い、心構えはあるのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 不時沼公園の年次計画、清掃の年次計画の件でございますが、ご答弁させていただきます。

公園の清掃につきましては、公園の日常点検に合わせまして、不時沼公園の清掃計画として1週間に1度、トイレの清掃及びごみ拾いということで、日常点検の中で実施しております。年間を通じて計画的に実施しておりますが、今後とも維持管理の向上を図るということでも考えてございまして、計画的にまいりたいと考えております。

ご質問の中だと思うんですが、落ち葉が発生する季節等がございます。これについては日常点検、整備、計画的な、定期的な落ち葉をやっているわけなんですけど、これは当方の作業員、直営部隊が一応やるような形でやっておりますので、なかなかうまく拾い切れないのかなというところがございますが、これも定期的にやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） あのね、それはやることはいい、さっき言ったでしょう、どうせやるんだっつたらば住民に喜ばれるような仕事をやってくださいと。やりっ放しであったらば、結局それは余りいい仕事というふうには言われないうような気がするんですよ。寄り添ってという時代ですから、こういうふうにやったんだけどもこの辺でどうだとか、また伸びる木があるとすれば秋とかに延ばすとかそういうふうな工夫、それも思いやりじゃないかと私は思うんですよ。そこの辺だよ。

もう一つは、結局やった後の作業の点検はしているのかどうか、お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1週間に1度パトロールしながらはするんですが、いわゆる直営作業でやった場合には必ず日誌等が上がってきます。やったというふうなことになりますので、報告はしてもらっております。ただ、いかんせん先ほど申したように直営作業の方々につきましてはお年の方もおりますし、うまく上手にできないかもしれませんが、今後はその委託等も考えまして、きれいにできるような考え方を改めたいというふうに思い

ますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） いわゆる今、役場関係者の中で点検したのかということをお聞きしたかったですよ。役場の人からね、直に、任せっ放しではなくて。

もう一つは、結局そういうふうな苦情があったら、報・連・相が欲しいと思うんですよ。報告、連絡、相談というやつがね。やはり何と申しませうか、ちゃんと連絡してくれる課の方もおります。一概には言えません。ですから、その辺もやはり住民に沿ったような仕事の仕方を創意工夫すべきではないかと思います。一応要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

2時半まで10分間の休議といたします。

休議 午後 2時21分

開議 午後 2時30分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員、吉田孝司でございます。

6月定例議会におきましても、通算4回目となる一般質問の機会を頂戴いたしました。

まず初めに、今般の熊本大震災に対しまして、心から哀悼の意を申し上げたいと思います。東日本大震災のときに大変お世話になった方も現地におられますので、本来であれば一刻も早く駆けつけて救援活動に協力申し上げたいとも考えましたけれども、今は、私も後方支援という形で恩返しをしたいと思っているところでございます。

さて、さきの3月定例議会におきましては、8つの新条例案を議員提出議案としてご審議いただきましたけれども、うち7つは廃案、そして1つは継続審議という大変残念な結果になったところでございます。

私は、今は国政政党、そして、政権与党である自民党に所属しておりますけれども、鏡石町議会議員としては、常に町長に対する与党でも野党でもなく、また、議長派でも反議長派

でもなく、ある意味そのようなくだらないことは、政党政治ではない地方政治においてはむしろあってはならないことであり、議員はただの一議員として、おのおのが是々非々の立場で議員としての良識ある判断に基づいて行動すべきであると考えております。

さきの条例案の幾つかは、あすは我が身かなと、全ての町民の日常生活の根幹にかかわる重要な内容が含まれていただけに、その議決結果は極めて残念だったと言わざるを得ません。これも継続審議になっておりました重度心身障害者医療助成に関する請願につきましても、委員会では採択とされるも、本会議では否決とされたのは記憶に新しいところでございます。その反対討論にもございましたけれども、県内における我が町の先進性を殊否定的に考える傾向がございますが、議会閉会后、私も県内各市町村をつぶさに調査したところ、重度心身障害者医療制度における窓口負担を徴収しなくてもよいという事務手続は、飯舘村、只見町を初め、既に県内幾つかの市町村で外部委託という形で行われていることが判明し、この請願内容は決して県内における斬新で煩雑なものでもなく、そして不可能なものでもないということをおくれればせながらも再確認したところでございます。

したがって、私を含め町執行部及び町議会の双方において、本件に関して極めて不勉強であり、時間と手間をかけた適切な調査及び慎重審議がなされなかったという事実が明らかとなり、この請願を提出していただきました町民の方々の思いをしっかりと受けとめ、多数決の原理に拘泥することなく、今後も確かな調査研究に基づく真摯な議論を行わなければならないと自他ともに大いに反省すべきであると思っております。

先日、私は医師、地域包括ケアの専門家としての立場からも西郷村議会の西郷村福祉の推進に関する特別委員会に講師として招聘され、委員に対して地域包括ケアに関する講演をさせていただきましたが、これまでに話に聞いておりました西郷村議会における先進的な議会運営について、この目で実際に経験させていただく機会を得て、大変勉強になりました。我が鏡石町議会においても、地方自治の原則である二元代表制及び議会制民主主義を確立するためには、議員平等の原則に基づく民主的な議会運営が必要であると思つづくと思感させられた次第であります。

7月10日には参議院議員通常選挙も予定され、18歳以上の国民に選挙権が新たに与えられる初めての選挙となり、大変注目しております。そのような中で、地方政治家としても若者の政治参加を啓発するような活動が必要であると考えております。福島県においては、真の復興、そして地方創生を実現していくためには、これからの次代を担う若者が積極的に政治に参加し、みずからの手で新しい福島県を創造していかなければなりません。

人気の長寿番組であった「笑点」の司会者は6代目となり、若手の落語家に世代交代しました。重鎮メンバーの中にも若手が入りました。若い世代が伸び伸びと活躍できる社会づくりも我々の責務であると考えております。

一方、世界に目を向ければ、米国ではトランプ氏が毅然たる態度で過激な発言、しかし、自国民を第一に考える発言を繰り返しておるようであります。私が思うに彼は立派な政治家であり、最も大統領候補者にふさわしい存在であると思っております。物事の本質を捉えて朗々と自国民や全世界に向けて発言をする姿は、政治家として極めて望ましい姿であり、我々も見習うべき点がたくさんあると考えております。愛国心を持ちその国のビジョンを国内外に示せることは、どんな政治家にできることでもなく、極めて素晴らしいことだと思います。

我が町においても町長や町議会議員は、我が町の将来のビジョンをしっかりと示さなければなりません。町民の皆さんから幾ら夢物語をとわれようが、そもそもビジョンすらないところに実現可能性は存在し得ないからであります。きれいごとだけ並べた古い政治家の原稿棒読みのような発言では、その政治家の資質さえ問われる時代であります。

前置きは長くなりましたが、今回の一般質問においては、このようなことを前提にしながら、焦点を絞った質問をさせていただきたいと思っております。

第1の質問に入らせていただきます。

我が町における町長の政治姿勢及び施政方針というテーマで設けさせていただいております。

ご存じのように我が町といいますか、この福島選出の衆議院議員、野党民進党玄葉氏でございます。一方、国政における政府与党は、今、自民党、公明党の連立政権という現況の中において、そういうふうな状況において町民の方々が思っていること、ある意味私も思っております。まず第1の質問でありますけれども、国からの交付金あるいは補助金などの面で、我が町が不利益をこうむっていることはないかということ具体的に思うわけです。といいますのは、地元選出の議員がやはり同じ、野党でありますけれども、与党であるならばそういったものが反映されて、国の政策の中で意見が通り、ある意味地方に還元されるような活動をしていただけないかという希望があるわけでございますけれども、しかし、残念ながら今のところ、地元の玄葉氏は野党でございます。一方、政府与党は自民党、公明党という状況です。

そしてまた、先日も全協の中でご説明いただきましたけれども、国庫補助事業の減額等もお話がありました。また、年度末にありましたように地方創生に関する交付金の交付についても書類を出したところ、残念ながら不交付になったということで報告を受けております。今申し上げましたとおり、そういった面で実際に私は、これがやはり少し不利益だというふうに私としても考えておりますが、実際にはその辺のところは、町執行町長としてはどのようにお考えかお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

吉田議員さんが何を持って不利益をこうむっているというのかは私はわかりませんが、不利益をこうむっているというふうには私は考えてはおりません。町の課題解決に当たりましては、与党、いわゆる国の与党、野党を問わず、県選出の国会議員の方々へは、町の現状と、そして課題解決への要望を行っているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 個人的な話になりますが、私も玄葉氏とは遠縁に当たりまして、我が祖父と玄葉氏ははこの関係に当たるわけでありまして、玄葉氏ともいろいろと話をさせていただくこともあります。もちろん町長としても、やはり地元選出の玄葉氏に対して、いろいろと陳情あるいはいろいろなお願い等をするかもしれませんが、やはり国との連携、どうしても野党といいますと、確かに国会議員さんですから国への影響力はあると、もちろん政府への影響力はあると。しかし、私は現政府与党は自民党、公明党であるという中において、私は、後に出てきますけれども、やはり陳情活動を行うことについてはそういった政党関係なく、特に衆議院は、今ここは民進党の玄葉氏でありますけれども、参議院には自民党の全県区の議員もいるわけでありまして、そういった方々を通しての、あるいはそういった方々を介してのそういうふうな陳情活動は十分行われているのか、そういったことをまず、順不同になるかもしれませんがお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど私答弁したように、私は与党、野党を問わず、いずれにしても町のほうで、議会と一緒に陳情する場合も、いわゆる玄葉先生だけということでは全くございません。そういう中では与党も野党も関係なく、これは同じ行動をとらせていただいているという状況でありますので、その辺は間違いのないようにしていただきたいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 続いての質問との関連があるんですが、あと今の質問の中での続きになりますが、先ほど申し上げましたように全協のほうで国庫補助事業の減額になってしまったと、これについては、我が町だけではなくて、県の中でもやはり一律といいますか、結構

なところで減額があったということの説明、恐らく都市建設課長さんのほうから説明があったと思います。あと、先ほどの話になりますが、年度末には地方創生に関する交付金、地方創生加速化交付金かと思いましたが、それについての不交付、要するに申請したけれども通らなかったと、これは書類審査だったということではありますが、実際にこういったものが減額されたり、不交付になっているという原因は、先方が決めることですから、我が町のほうとしては原因がないと言われたらそれは困るんですが、そういったものが減額になっちゃう、あるいは不交付になるというのは、町としてはどのようにお考えになっているのか、その辺の見解をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 都市建設課におけるいわゆる社会資本整備交付金、あるいは前回担当のほうからも説明があったように、いわゆる県のほうで一律、事務的に、県の中での配分だということなので、あれを県のほうの資料に基づいてみていただければわかるように、どこの市町村が多いとか少ないとかじゃなくて、一律の減額になっているという状況がわかるのではないかなというふうに思っております。

地方創生に関しましても、3月までの状況等を見ますと、いわゆる過疎の地域に関しては、かなり採用というんですか、そういったものが多く見られたように私は思っています。我が町は、今回のいわゆる国勢調査においては、減少率の少ない、多分上位に入ると、そういったこともほかの町村とは違う部分もあったのかなとそんな感触を持っているところであります。あと中身についても、これは出す側として、町のほうの出す側のほうにも多少はいろいろあったのかなと。その辺については再度これから採択になるような条件、出す側として、こちらから要望する側としてもそういったものが大事なのかなというふうに考えているところです。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これも私、全協で聞いたかもしれませんが、やはりこれ書類審査であったわけです。地方創生の加速化の交付金について、これちょっとお尋ねしたいんですけども、その書類審査ということで、多分書類をしたためて出せばいいんだと思います。建前上は。ただ、例えばそれをこれ以上お願いする方法というのは実際ないのかどうか、それこそ実際に我が町はこういうことでやる気があるから本当にお金を出してもらいたいんだということを、実際に担当の、それこそ内閣府の何とか室の誰さんを訪ねて、それをお願いをしに行くようなそういうようなことはできなかったのかどうか。

そして、この事業500万円だったと私記憶しておりますが、間違ったら申しわけないんで

すが、この交付金でできなかったその事業について、これどういうふうにか考えるのか。要するに事業自体についてはもう白紙に戻さざるを得ないのか、それとも今年度の予算の中で代表的な措置が行われる予定があるのかどうか、その辺お答え願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

27年度補正でありました地方創生の加速化交付金、申請をしたところ、国が考えている定めました要綱、要領がございますけれども、国が求めている考えとうちのやりたいという事業がマッチングしなかったということで不採択になったということで、再度申請を出す機会がありますので、現在のところ、国が求めている内容に沿うような形で現在作成しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これはそういうチャンスがあるということで、私もちょっと一安心はしたわけです。ぜひお願いしたいのは、これ私自身もよく言われることなんですが、書類であったりとか、メールであったりとか、電話であったりとか、そういうものではなかなか意図が伝わらない部分もあって、最近、私はなるべく人と会ってちゃんとお話をするようにしています。そうしなければ真意が伝わらないと思っているわけでありましてけれども、実際に私、できることならば、先ほどの話ではありませんが、書類審査という形ではあっても、やはり何とかしてそういう方々に我が町のやる気を示すような行動をとっていただければというのがお願いであります。

そしてまた、2番の質問の実態に移りますが、きょうもいろいろな議員の方から質問があり、提案があった中で、福島県と書きましたけれども、いわゆる近隣市町村との連携がやはり必要になってくるのかなど。今泉議員のほうからは水道事業についての話があって、これは天栄村との連携も必要だと。消防防災、これは菊地議員だったと思いますが、矢吹町あるいは須賀川市との連携、もともと須賀川市とは広域組合を組んでいるわけでありましてから連携されているのかと思いますけれども、あるいは、下に出てきますけれども農学部についても先ほど話がありましたように、我が町そして天栄村、そして県中地区の大きな連携ということがあると思います。

そういう中において、この連携、県との連携、この点はちょっと表現が難しいんですが、こういった連携をしながらこういうふうな活動に取り組んでいくと、今申し上げた水道、消

防防災、そして後でお話し申し上げますが農学部の誘致、そういった点については、この連携についてはどういうふうに町長はお考えになっているのかということ、大ざっぱな質問になって申しわけありませんがお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

連携ということでありまして、これは福島県との連携はもちろんでありますけれども、いわゆる地域的なつながりのあります須賀川市、さらには天栄村、玉川含めてでありますけれども、経済的なつながりがある、さらには郡山を初めとしたいいわゆる県中地域との連携、これは必要不可欠であります。さまざまな広域的な取り組みについては、関係首長と情報交換や政策連携を進めていかなければならないというふうに考えております。今後とも引き続き近隣市町村との連携を強化し、地域活性化に努めていきたいということでありまして。

先ほどの水道の話もありました。そういう中では天栄村さんと、村長ともお話をし、先ほど説明あったように、将来的な水不足ということ想定した中で、天栄村の中でもしっかりと村長と議会の中でその調査を、鏡石町も含めてのそういった調査もなされているということでありまして、我が町もそういう中で、村長ともそういう中で話し合っていると、しっかりと連携をしているということでありまして。

消防についても、これは広域消防の中でありまして。ただ、矢吹町は若干違いますけれども、先ほど総務課長からあったような、これはお互いさまという部分もありまして、そういったことも含めてこれからもしっかりとしていきたいという考え方でありまして。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から丁寧なご説明をいただいたわけでありまして。そういう中で、先ほど消防事業については、例えば須賀川市と既に広域組合を組んでいるわけでありまして、また災害対策については、今はいろいろと防災協定等でいろいろ市町村が、市町村同士の事前協定を結んでいるなんていうところも多々あるというわけでございます。

そういう中において、我が町が今、何かしらの協定を結んでいる、あるいは今後そういう協定、特に防災も含めて、何かしらの協定を結ぶような計画は今のところあるのかどうか、検討されているのかどうか、その辺もお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 防災に関しての協定ということでありまして、まず今回の東日

本大震災で、私はつくづく感じたことは、いわゆるこのような大きな災害になってしまうと隣の町、市、村がどのような状況になっているかというのが全くわからない、多分、隣の周辺市町村も鏡石町がどうなっているかと多分わからないはずで、自分のところだけで精いっぱいだと。ですから、我が町は3月11日に発生した地震においては、3月12日に消防団の協力等も得て、3月12日の夕方にはこの被災についてどうであったかと、いわゆる半壊、全壊、一部損壊、こういったものを調査しました、夕方には。ところが、次の新聞で周辺町村を見ますと、我が町の被災状況より全くなかった、騒動で。これは調べていないからあれです。それだけ大規模な災害においては周辺市町村との協力というのはなかなか難しいというふうに私は実感しております。

そういう中で、今回、あやめサミット、12の全国の市町村がございます。そういう中では、防災協定も結んでおります。今回さらに千葉県佐倉市で開催された中では、この防災協定に基づいて細則をつくって、その細則に基づいていち早く行動をしようと、そういった細則を今回確認をしました。あわせてこの地域住民との交流というそういった部分についても確認をしたということでもあります。そういう中では、今あやめサミット、さらには沖縄北谷地方とか群馬県の大泉町、こういった町とは提携を結んでおりますけれども、そういう中で、いわゆる言いたいことは、この大災害になったときには、この周辺町村、お互い協力はなかなかできない状況だと。ですからそういった県外、そういった地域との連携ということも大事ななというふうに感じた次第であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長が実際に震災を体験され、そして、そのような数々の協定、あるいはそういう連携を既に構築されているということは、私も聞いて安心いたしました。先ほどから、震災は忘れたうちに来るとか、あるいは震災が忘れないうちに来るとか、いろいろな話がありましたけれども、やはり震災はいつ来てもおかしくないということは、常に考えておかなければならないこととございます。

そして、3番の質問にいきますが、これも先ほどお尋ねしたことがもう一度出てきたような感じかもしれませんが、今後いろいろ、これまでもそうであったかもしれませんが、国、政府与党に対して、町長はどのような戦略をもってして、今後各種の陳情活動を行っていくつもりかということ、これもまたちょっと大ざっぱな質問になってしまっていますが、この辺についてのお考えをもう一度お聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

繰り返しになるかもしれませんが、毎年、議会と協働で福島県選出の国会議員の方々へ、与党、野党を問わず要望活動を実施しているという状況であります。各国会議員の方々には、いわゆる地元、いわゆる福島県をいかによくするかというのを考えておられます。その観点からは、私は与党、野党だからというそういった垣根はないというふうに感じております。町の課題に当たりますと、常日ごろから先ほど議員さんが言われたようなさまざまなチャンネルを通しましてしっかりとやっていきたいと、国・県への要望を引き続き進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その1つになるかもしれませんが、またきょうも今泉議員から議題に上がりましたが、福島大学の農学系学部誘致が、これから我が町がそれに取り組んでいくと言っているわけでありまして。そのために私もぜひとも特別委員会、議会の中にもつくっていただきたいと、また改めて議員の皆様にもお願いをする次第でありますけれども、そういった中で学部誘致について、私も郡山市の南東北関係の医学部誘致にちょっとかかわった経験もございます。これについてはなかなか大変でありまして、本当に最終的には県内に来ないで、宮城県の東北薬科大学に持っていかれちゃったという残念な結果に陥ったわけでありまして。

そういうのを見ても、じゃ、実際に何でそうなったのかなんていうふうにも私もいろいろ分析したんですが、やはり最終的にはその政治的な影響力と申しますか、政治力と申しますか、そこに行きついたのでかなと。というのは、最終的には行政、特に県がバックアップ体制に入ったと、宮城県の場合には。それに対して福島県の場合には県が応援してくれなかったなんていうことも言われているわけでありまして、実際に福島大学ということになりますと、今度は国立大学法人でありますから、文部科学省の管轄、今、法人化されて文部科学省の外郭団体だということになっていると思っておりますけれども、そういう中において、やはり国の意向、そして県の意向、県の意向と申しますと例えば先ほどもおっしゃったように、農林水産部長のほうにご挨拶に伺われたという話も承っておりますが、例えば地元の県会議員なんていうのは3名いらっちゃって、それぞれ政党別々にいられるわけですが、そういった方々の意見調整、ですから、そういったものが必要になってくるのかなと思うんですが、その辺については今のところどのように進んでおられるのか、あるいはどのようにお考えになっておられるのか、町長の見解をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 政治的な影響力というような、そんな質問であると思いますけれども、例えばの話ですが、福島県の農業試験場、これも平成、多分四、五年ごろですか、そういったのがあって、今、本宮のほうにつくられているとそういう中です。政治的な影響力があったかどうかわかりませんが、聞くところによると、今の農業試験場においては土地も余りよくないというお話を聞いております。そういうことからすると、政治的な影響力もあったのかなというふうに推測をするということでもあります。

そういう中で、政治的な影響力、これも大変大切なことではあると思います。そのためにも私は議員の皆様一人一人の力、そして行動というものも大切な戦略ではないかなと、それぞれ私らもそういうことでもありますし、議員の皆さんもそういった行動をとるといっていただけないということも私は大切なことではないかなというふうに思っております。

そういう中で、特に農業試験場の話ではありませんけれども、当地域については、県内でも有数の農業高校であります県立岩瀬農業高校があると。これは1月の政経東北だと思ったんですが、4面、いわゆる大学の教授と政経東北の方の対談が4ページに載っておりました。そういう中では、これからの大学については高校と大学の連携というのが大事なんだとそんなお話が載っておりました。そういう中で、この岩瀬農業高校がある、この鏡石町にあるそういったものについては、今回の一致すると、私はかなり有望であるというふうに考えて、これはぜひと、我が町にある、鏡石町にある、県中地域にあるこの地域が要望しなければ、この町がしなければならぬと。ただ、そのためには我が町独自ではなかなかいけない、そういう中では周辺町村との協力も得ながら、そういう中では天栄村さん、本当に快く協働でいわゆる要望活動をするということと一緒にさせていただいたと、私は感謝をしたいというふうに思っております。そういう中でこの要望が進められたということでもあります。

誘致活動の中では、福島大学及び福島県に岩瀬町の今言ったような誘致の説明をしたと、ただ何せ大学側からは、先ほどの答弁でありませんが、何の提示もしていないというそういう状況でありますので、いろんな機会を捉えながら対応しなければならないなというふうに考えているところであります。そういう中でも議員の皆さんと一緒にいろいろな面でやっていく必要があるなというふうに感じているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私も今の時点では、やはり我が町、そして天栄村、一緒になった岩瀬地方にこの福島大学農学部を持ってきたいと本気で思っています。そのために私もこの前、誘致特別委員会を立ち上げたいと自分から発言したわけではありますが、そのためには、きよ

うも今泉議員の一般質問を聞いておりましたが、私は、この政治的な背景から少し話が外れるかもしれませんが、こういったものを最終的には行使されるにしても、いずれにしてもその前に具体的なビジョンをやっぱり示すべきだと。持ってくるに当たっては、やはり少なくとも一つの方法としては、既存の国内の大学を視察して、他大学の農学部を視察して、どういうものが必要なのか、どういうもの、箱物が必要なのか、どういう土地が必要なのか、どういうふうなインフラが必要なのかというものを整備して、それで外にお示しできるものがないかなというふうな、それが足りないのかななんて今のところ思っています。

もしそういうものがしっかりそろって、それがやはり我が町にこういう条件がそろっているから、ぜひとも大学に来てくださいということ、大学を誘致してこちらに来てくださいということであれば、大学のほうも振り向くと思いますし、なおかつまた、先ほどの話ではありませんがやはり政治的な影響力も、そういったところにはやはりバックアップしてくれるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、ぜひともその辺はいち早く対策を講じられたほうがいいんじゃないのかなと思っております。

もちろん議会の中にも誘致特別委員会が立ち上がることになれば、議員も一致団結してその中でやっていくことになるのかなと思っております。もし、仮にもそうでなければ、議員はそれぞれ別々の行動をとらざるを得ない部分も出てくるかもしれませんので、その辺ではやはり議員も考えなければならない部分もあるのかなと思っております。

最後の質問に移ります。

7月10日には参議院議員の通常選挙が行われることが決まっております。決まっているといえますか予定されております。それに対して町長は一政治家としてどのように対応なさるつもりかということ、なかなか答えにくい質問かもしれませんが、お答え願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

大変答えにくい質問であります。そういう中で、いずれにしましても、前回の参議院議員選挙から定数が改正されたと、定数が2名となって、今回の選挙では1名ということが改正されるということでもあります。現在のところ町政見ますと、自民党1名、民進党1名の現職と、そして新人の1名の立候補が予定されているというふうに報道されているところであります。そういう中で、今回の選挙は大変激戦が予想されているという報道もございます。正直言って、私も首長として、現職のいわゆるお二人がいるわけでもあります。大変、町もお二人にはお世話になっていると、そういうことからするとどちらにも当選をいただきたいとそ

んな気持ちであります。

以上申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長の、なかなか答えにくい質問だなというのがわかります。町長ですから、ある意味中立的な立場にならなくちゃいけない部分とあるのかなということで拝察しますが、私の考えとしては町長はそうせざるを得ないのかなということでもあります。議員はそれぞれ所属政党があったり、それぞれ自由な立場で行動できるんでありますけれども、町長が中立的な立場で行動せざるを得ないという話を承りましたので、それはそれで承っておきたいと思います。

続きまして、2番の大きな質問に入らせていただきます。

ちょっと時間が1の質問で使い過ぎましたので、ピッチを上げてまいりたいと思っております。

この2番の質問は、予防医学事業及び介護予防事業についての質問でございます。大きく大問が4つございます。スムーズに進めていきたいと思っております。

まず初めに、これも今年度国でできた制度、できる見通しになった制度でございますが、健康増進に効果を上げた地方自治体に対して国が交付金を付与するという制度が開始されることとなります。これを受けまして、我が町においても既にそのような動きで行動されておられると思いますが、これまで我が町においても健康増進に寄与するためのさまざまな事業、そして、そういった話を受けて新たに考えておられる事業等々あるかと思いますが、そういったものどのように現在検討なさっておられるのか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

現在、町におきましては、平成27年4月に策定しました鏡石町健康増進食育推進計画に基づきまして各種事業を展開しております。病気を予防する、健康を維持するという予防医学的観点からご答弁申し上げますと、第1次予防分野といたしましては、健康増進、疾病予防を目標といたしまして健康相談や食生活改善指導を含めました健康教育、予防接種事業等を行っております。

また、第2次予防分野といたしましては、早期発見と早期治療へのつながりを目標といたしまして、各種検診、人間ドック事業等を行っております。

第3次予防分野といたしましては、新たな第1次予防事業の意味合いもあわせ持ちます健康相談や健康教育等を行っております。

これらの事業につきましては、前述の計画に基づきまして実施しておりますが、国・県の健康増進計画を勘案して策定していますことなどありますことから、毎年度末に県中保健事務福祉事務所長を核といたしました鏡石町健康づくり推進協議会にて進捗状況の確認、今後の事業展開に対する意見等をいただきながら取り組んでおるところでございます。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、担当課長のほうからご説明いただきましたが、そうしますと既存のやっている事業、既存の事業についてのご説明かと思いますが、例えば、国として年度中にこういうふうなことを訴えてきたわけですよ。今年度中にやるという健康増進に効果を上げた地方自治体に対しては金をやるというふうに国が言っているわけですが、それを受けて、本気になって我が町健康増進をやる、健康増進に寄与するための事業を考えているのかどうかということを私はお尋ね申し上げたいということなんです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） それでは、2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員おっしゃられました健康増進自体の部分につきまして、5月当初、テレビや新聞報道の中で、厚労省が医療費の抑制につなげようと、健康増進などで成果を出した自治体に交付金を配付する制度ということで、ことし秋にも制度の詳細を自治体に示した上で年度内にスタートさせるとの報道がございました。

ただ、事業の内容につきましては、まだ国・県等から届いておりませんので、注視していきたいと考えておりますが、当然、既存の事業につきましてはこれまで以上に力を入れてまいりたいと考えておりますが、新たな部分といたしまして現在考えておりますのが、この後ご説明申し上げますが、ハッピーイート事業、こちらの中では今まで訪問を中心に行っておりましたが、一般にも広げまして、その中の健康教室を実施する。

また、現在、ふくしま健民カード事業ということで、県で実施しておりますが、これにつきましても呼応しながら、若干おくれるかもしれませんが、町独自のものも秋ぐらいには実施していきたいと。その辺、また子供の虫歯対策についても県のほうからも図られておりますから、その辺も含めて新たな事業を展開する中、健康づくりに寄与していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2 番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) そういう事業あるんだということを聞いて私は安心したんです。さっきもしお聞かせいただければ私も言葉を荒げなくてちゃんと言ったんですが、やはり国が最近こういうふうなことばかり言うてくるわけですよ。要するに、この前も私、別なところで言ったかもしれませんが、お金が欲しいんだったら簡単に言うとアイデアを出せということ具体的言うてくるわけです。地方で実際に何かをやりたいと、そしたらアイデアを出せと国に対して、それに対してお金を渡すというのが、それこそ今は自民党ですか、その前の民主党のときの大臣がそういうことも言ったと、宮城県庁でそういうことも言ったなんて話もあったわけです。

要するに、地方が、特にこの我が町、今、私の立場も町議会議員としては、我が町がよその自治体にはないようなアイデア、あるいは、ある意味こういったことは古いところでは嫌われるのかもしれませんが、やっぱり斬新なアイデア、そしてなおかつ実際に効果を想定しながら、得られる効果を想定しながらそれをやっていくための具体的なプログラム、そういったものを実際に私はつくらなくちゃならないと、そういったものをしっかり示せるところに実際に国がこういうふうにお金を落とすんだというふうに考えておりますので、ぜひともその一つとしてハッピーイートプログラム、これは名前も一回聞いたら絶対忘れない、私もハッピーイートプログラムは物すごい名前もいいし、そして、なおかつ、ぜひこれは続けてやっていくべき、我が町が、町を上げて私も一生懸命協力をしてやっていくべき事業だと思っていますので、これをぜひともブラッシュアップしてやっていただきたいと思っているわけです。

そういう中で、先ほど課長のほうから話があったように、これについては一般向けに広げていくという話がありましたけれども、それについて現段階での検証、要するにそういうふうに至った検討結果、そして、そのようにお考えになったいきさつみたいなものをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) いきさつということでもありますけれども、私も以前担当課長としてもおりました。健康福祉課長、そんなことも含め、そして個人的でありますけれども、家族、特に両親を見てやはり食事というのは最も大事だと、いわゆる最大の薬は食事だと私はそういうふうに思っております。どちらかという、私の母親は薬が一番だと思っていたくらいですから、そういうことからすると私は違くと、やはり最大の薬は食事だと。

そういった観点から、今回の、名称はこれ担当課で見事にこういった名前で考えていただ

いたということで、名称はそのとおりであります。中身的にはそういった発想のもと、この食事が65歳からじゃない、やはり幼児からこの食事は大切だと、ですからこの事業については、将来的には生まれてからこういった考えのもとでしっかりと、食事は大事なんだということやそういったプログラムにいろいろ改善をしながら今後やっていくことがいわゆる健康寿命にもつながると、そういった私は確信をしているということでのでき上がりであります。

あと残りについては、担当課長から説明させます。

○議長（渡辺定己君） 健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） それでは、2番議員のご質問にお答えいたします。

町長のほうからもお話がありましたが、当該事業につきましては、昨年度の新規事業となりますが、本格稼働からまだ1年経過していないということから、まだちょっと事業公開については見えにくい分野であることから、これまでの実績を中心にご答弁させていただきたいと思っております。

これまで、5月末でございますが64件、90名を訪問させていただいております。その中で低栄養リスクはかなり低くなってきております。なお、味つけに関しましては若干濃い傾向にあり、減塩を意識させまして、減塩を意識する改善が必要であると思われまます。

栄養教室につきましては、27年度3回行いまして、34名の参加によりまして開催しております。こちらにつきましては、減塩を着目した調理指導を実施したところでございます。なお、この実施した中の副次的な効果といたしまして、各家庭への訪問により見えた実態から、一部については地域包括支援センターへのつなぎ、また、特定保健指導につながったケースもありました。現在のところは高齢者を訪問対象としておりますが、食生活の生活習慣を変えることは一朝一夕にできることではございませんので、先ほど申し上げましたが、対象を拡大いたしまして、乳幼児の段階からかわり合いを持つことを最終目的として、今後事業展開をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これはちょっと書いていないかもしれませんが、今、減塩ということで話が出てきましたので、わかれば教えていただきたいんですが、我が町の方々の、もしかして調べているかもしれませんが、大体どのぐらい1日食塩をとっているのかどうか。東北人は大体1日13グラムぐらいとっているような統計があつて、今、我々は医師としての立場からいうと5グラム以下にしようなんていう話があるんですが、実際にその栄養改善教室された、そうするとその前にやはり大体どのぐらいとっているのかなという見込み、背景はあってもいいのかなと思ったので、ちょっとお尋ね申し上げました。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にご答弁させていただきます。

大変申しわけございませんが、個人ごとに何グラムという把握しておりませんし、大変申しわけありませんが、何グラムが体に悪いというのはちょっと今把握しておりませんので、大変申しわけありませんが、ご答弁できないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 課長さん、今答弁いただいてありがとうございます。今、私が聞いたのでそれでいいんです。わからない。ただ、ここでぜひとも調べていただいて、それこそ全国で脳卒中が減ったところ、心筋梗塞が減ったところというのは、まずそこから始まっているんですよね、実際にどれだけ実態がどうなっているのかという。ですからそこをまず調べて、そしてそこから先ほど申し上げた新規の予防医学事業につながる、あるいはハッピーイートプログラムの中にさらに生かしていただけたらと思っていますので、ぜひとも。もしわかりましたら、後で個人的にでもいいので教えていただければと思っています。

3の質問に移ります。個別的な質問で申しわけありませんが、肺炎球菌ワクチン、これテレビのCMで今盛んに西田敏行さんがやっておりますけれども、その我が町における接種率あるいはその効果、この効果というのは、実際に私これは質問に書いていたんですが、なかなか見えづらい部分はあるんですが、実際に接種率はどうなのかどうか。その接種率といいましても、実際には5年刻み、65、70、75、80というふうに年齢別に行われておりますので、その年齢別にどのような傾向があるのか、その辺についてもお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成26年10月から定期接種となりました当該予防接種につきましては、65歳になられる方で過去に当該ワクチンを接種したことがない方が1回に限り公費の対象となりますが、現在は、65歳以上の方に対する救済期間という形で、70歳、75歳といった5歳刻みの年齢になられる方も対象としております。平成27年度までの対象者は859名で、うち接種者は432名、接種率は50.3%となっております。

しかしながら、町で把握しております接種者につきましては助成実績に基づく件数であります。過去に接種したことがある方については助成対象になりませんことから、実際に接種

された接種率はもっと高くなることが想定されております。

当該ワクチンの予防効果についてですが、現時点では目に見えての数値データは確認できていないのが状況でございます。ただ、医療機関のほうから、一部でございますが、定期接種開始以降、高齢者の肺炎患者が減ったという感触があるという声も聞かれておりますから、今後、統計データが効果的に確認できると思われまますので、そちらをきちんと統計を確認していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 実際にこのワクチンは、数字には見えてこないものだと思いますけれども、肺炎そして副鼻腔炎、髄膜炎等々の病気の予防につながるということは私たちもよく指導するところであります。そして今、859名中432名の方がされたと、それプラス恐らく自分で過去に受けた方ということになるかと思えますけれども、その漏れている、あるいはその実際に恐らく知らない方、町のほうでも通知して、文面等あるいは電話等でもしているかもしれませんが、その辺どうでしょう。しっかり一人一人に対して通知あるいは接種の勧奨、その点については、あるいは先ほど申し上げました一般の医療機関等で受けた、そういった点での確認のところまで、どの辺までそういうふうな確認がとれているのかどうか、知っている範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） ただいまの再質問にご答弁させていただきます。

各自、この年代ごとに公費というのが限られておりますので、その時期になりましたら、私どものほうから対象者を抽出いたしまして通知を出しているところでございます。こちらの中にも、ワクチンの内容、あと有効期限、地方負担額等を含めた内容での通知により出させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この肺炎球菌ワクチンの話だけでもこれだけ議論があるわけです。同じように町には乳幼児のワクチンであったり、インフルエンザのワクチンであったりという中で、例えば、ちょっと話はそれるかもしれませんが、今いろんな販売で、電話がいろいろあちこちからかかってくるわけです。それこそ私なんか思うのは、そんなのを見ていて思うのは、これなかなか町だとか言いながら、実際には変な詐欺も発生したりとか、そういうこ

ともよそではあったりするわけですがけれども、そういう公的機関の名前を使って。しかし、そういう中において、例えばそういうふうな電話等で、あるいはそういう電話等を行う臨時職員等、そういったものを置いてこういうふうな予防接種を勧奨したり、あるいは後に出てきますが健康診断を受けるように勧奨したりとかそういうことを、接種率を上げるための工夫とかというのは、町執行のほうではお考えになっていないかどうか。その専従職員の補助といいますか、そういったことは考えておられないのか、その辺お聞かせ願えればと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） ただいまの再質問にご答弁申し上げます。

電話連絡等に対する臨時職員等ということですが、現在、先ほどご答弁申し上げました数値等のほかに、各種検診等についてはまた別に個人通知等も差し上げております。なお、電話連絡等につきましては詳しい部分も必要になりますので、担当のほうの保健師のほうから電話を差し上げるということで、現在はやらさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 専門職、保健師さんからの対応でないとなかなか難しいという部分も実際にあるかなと思っています。ただ、例えばですが、臨時職員、今、各課で採用されておるとおもいますがけれども、その年間の臨時職員の賃金、例えば年間で何百万円、200万円、300万円払ったとして、仮にですよ。じゃ実際にそれでこういった方々が受診をして、そして予防接種をされて、それでたくさんの方々の健康が守られて結果的に医療費が下がると、健康を守れてさらに医療費は下がるということであれば、なおさら町としてはその臨時職員を雇う経費は、私は決して無にならないし、安い投資だなと思っています。

もちろん、先ほどの郵便の費用だっただけかかっているわけですから、その辺も含めて、私はもう少し効率よく受診率を上げる、あるいは接種率を上げるための方法、もちろん郵便、電話等も、私も電話が最善の方法だと思っています。やはりもう少し接種率が上がるような方法とか、受診率が上がるような方法をしっかり考えていかなければならないと考えています。

次の質問に移りますが、4の質問です。

漠然とした質問で申しわけありませんが、お答え願えればと思います。認知症や寝たきり等によって要介護状態に至ることを予防するために、町としてはどのような介護戦略を持つ

ているのか、いわゆる介護予防事業についてその戦略をお答え願えればと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認知症高齢者の実態につきましては、平成27年度を初年度といたしました第6期介護保険計画での全高齢者を対象といたしましたアンケートによりますと、回答した方の約2割の方がふだんから物忘れを自覚し、約3割の方がきょうの日にちをわからないときがあると回答しております。これを受けまして、本計画におきましては基本目標として認知症高齢者対策の推進を設定しておりまして、介護予防教室などを現在実施しているところでございます。

また、昨年3月には認知症ケアパス事業を移管としまして、認知症安心ガイドブックを行政区を通じまして概案するとともに、各種のイベント等に配布して周知しているところでございます。

予防対策といたしましては、本ガイドブックに認知症の症状や原因、早期受診や早期診断、早期治療の大切さ、初期症状のセルフチェック、相談機関一覧などが掲載されております。また、家族へのサポートといたしましては、包括支援センターで認知症に関する相談を受け付けしておりまして、その方に合った支援の方法についてアドバイスをしております。

また、2番議員さんのご指摘というか、ご質問の中にございました、いわゆる認知症対策、予防対策事業についてということをございまして、具体的なお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、議員さんご存じのとおり地域支援事業という新しい介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業でございますけれども、その中の一般介護予防事業の充実を図りたいと考えております。大きくは、こちら4つの事業ということで展開をしたいと現在では考えております。これは各保険者、市町村が取り組まなければならないと位置づけされておきまして、具体的には介護予防把握事業、2番目につきましては介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、最後4番目に地域リハビリテーション活動支援事業などを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、担当課長のほうからご説明いただいて、我が町においてもいろいろな事業が用意されていると、この点で私は物すごい安心しているところであります。ただ1つ、私が1点心配に思っているのは、そういうふうな介護予防事業に行きつくことができた人は、またこれ幸せなわけですね。私が心配しているのは、やはりひとりで生活をなさ

っていて、そういう実態がなかなか周りの方、今それこそ隣のうちが何をやっているんだか、何人で暮らしているんだか、それもわからないような時代なわけですよ、誰が住んでいるのかもわからない。そういう中において、実際に高齢者の方がひとり暮らし、あるいは高齢者、老老夫婦だけだったりして、なおかつ医療機関にもかかっていない、介護サービスも受けていないという中で、なかなか介護サービスを受ける、介護予防事業を受ける前に本当に要介護状態になっちゃって、それから対策を講じているという部分はないかどうかということをお私、心配しています。その辺の患者さんといいますか、そういう方の洗い出しといいますか、そういった方の発掘、それについてはどのようになっているか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

例えばひとり暮らし、あと高齢者のみの世帯の中での認知症介護予防事業についての考え方でございますけれども、やはりアンテナを伸ばすということだと思いますと民生委員さんないしは行政区の区長さん、いわゆる地域の力ということで頼るところが大かなと考えております。

それで、私も先ほどもちょっと介護予防事業の中での一つの考え方としてということで、認知症に関するものにつきましては議会の最終日に補正予算でご説明する予定でございますけれども、この中では地域包括ケアシステム構築ということで、県の補助事業を採用いたしまして、福島県地域包括ケアシステム構築推進補助事業ということで、こちら天栄村さんと協働しまして、認知症初期集中支援チームの設置を現在進めております。

この中でもやはり中心的な位置づけといたしましては、民生委員さんと地域の力ということでもお話ししましたが、中心となる位置づけとしては、たびたび出てきます、いわゆる私どもとしては安心感、包括支援センターを中心といたしましてアンテナを伸ばしていきまして相談業務を進めまして、そちらで相談の受け付け窓口を図りながら認知症の講習会を受けましたお医者さん、サポート医の研修を受けた、認知症サポート医といいますけれども、その研修を受けた方、認知症初期集中チーム員の研修を受けた方、認知症地域支援推進員の研修を受けた方を中心といたしまして、先ほど申し上げたとおり認知症初期集中支援チームの設置を図るなど、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのように、いろんなシステムあるいはいろんな方をお願いをして、

こういった方の救済といえますか、こういった方の早期発見もして適切なサービスにつなげていくということ物すごく大事ななと思っています。

また、これ私の考えですが、やはりこういう分野に携わる、あるいはそういうふうな方はまだまだ少ない、要するにマンパワーが足りないんだと思うんです。こういう分野、要するに今後これから介護のマンパワーがどんどん必要になってくる時代において、既に今の時点でも足りないとは思っています。それに対して、ぜひとも町のほうとしてもそういう介護に、これなかなかお金はかかる、人はかかる、大変な分野だと思いますが、実際にその辺ちょっと工面をしていただきたいと思いますと考えております。

続いての質問に移りますが、学童期からの生活習慣病の予防というのは最近盛んに言われております。特に食育であったり、きのうもビッグパレットで食育の全国大会が開かれておったわけでありましてけれども、そのような食育であったりあるいは健康教育、そういったものについてはそれぞれどのような方法で、これ学童ですから学校で行われているのか、その辺の実態をお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） それでは、ご答弁申し上げます。

小学校における健康教育や食育につきましては、児童がみずから生涯を通じて健康の保持増進や疾病の予防に取り組んでいくため、早寝早起き朝ごはん運動による基本的な生活習慣の確立や、給食時の食育指導、運動身体プログラムによる体力づくりなどを行い、健康管理の基本が身につくよう、児童の発達段階に応じた指導を行っております。

また、保健便りや給食便りの発行、県で作成しております自分の健康や体力、食生活の状況を継続して記録することができる自分手帳の活用を呼びかけるなど、保護者への啓発も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 学校あるいは家庭での取り組み等について説明いただきました。そういう中において、今、これ全国的に見た傾向かと思いますが、子供たちにおける肥満がふえているのかなと考えております。私も天栄村にいたときに学校医をやっておりましたので、その拡大、学校保健委員会ですか、自治体を挙げてやる保健委員会があるわけですが、その中でやはり肥満についての対策がみんなで検討したなんて記憶が今思い出しました。我が町においても同じかなと思っています。そういった肥満と考えられるあるいはそういうふうな診断されている、あるいは、そのような注意を受けているそういう子供たちの割合及びそ

の対策についてはどのように今のところ講じられておられるのか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

小学校における肥満傾向にある児童の割合ですが、平成27年度の定期健康診断の結果で、測定児童数766名に対しまして、肥満傾向にある児童数が96人となっており、約12.5%の児童が肥満傾向となっております。

学童期の肥満は、思春期の肥満を経て成人期の肥満へと移行しやすく、肥満が生活習慣病と呼ばれる多くの病気と関連があることから、小学校においても肥満予防等を含めた健康教育に取り組んでいくことが重要であると考えてございます。小学校におきましては、児童の健やかな成長のため、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養と睡眠といった健康的な生活習慣の定着を目指し、児童への指導や保護者への啓発を行っております。また、肥満傾向にある児童やその保護者に対しては、教育相談時に保健指導などを積極的に行い、肥満の解消に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長から説明いただきました。これ教育長さんにお尋ねしたいんですが、この実際の数、パーセンテージをお示しいただきましたけれども、これはやっぱり我が町でも過去から比べたらふえているのかどうか。そして、その肥満がふえた理由、ふえたのか減ったのかこれから説明いただけたらと思います。その理由あるいは子供たちの肥満の原因、その主たるものはどこにあるのか、その辺どういうふうにお考えになっているのかお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず肥満の数字的なものということなんですが、過去の数字を正確には捉えていないのですが、平成23年のあのとき以来、福島県全体で肥満傾向はずっと続いております。これは全国と比較いたしまして、今年度末の27年度なんですが、11歳女子を除き男女全ての年齢で全国平均を超えている状況でございます。これが福島県の子供たちの実態です。

さらに、ではその県と我が町の子供たちの肥満傾向、いわゆる出現率という部分で見いきますと、県の平均で小学校では出現率が11.4%なんですが、町内では12.5%というやや

高目になってございます。これは実は中学生でも同傾向が見られまして、県では12.1%なんです、町内では15.4%の出現率という数字が出ています。

では、一体この原因は何なんだろうということになるんですが、単純に考えて、昼間外を歩いている子供たちの姿を見ないよねという話はよく聞きます。それから、いわゆるそれは運動の部分というふうになるかと思うんですが、じゃ食事はどうなんだろうとなったときに、もしかしたら、先ほどちょっと話題に出ましたが、減塩とか野菜の摂取、そういった部分で問題はないか、これは給食の残菜等にもかかわってくる中身かなと思うんですが、そんなところも思います。それから生活の仕方です。よく言われるのが、先ほど朝御飯の話をしました、朝食抜きとなると排便も少ないのかなというふうに思いますし、体がだるいという部分にも出てくる。だるいと遊ばない、空腹感が出てこない、食欲が低下する、眠れない、夜更かし、起きられない、朝ご飯食べられないという、いわゆる悪循環になって、こういったことも断ち切らなければならないというふうに思います。

子供たちの肥満は成人とは違い、肥満を助長させる環境が必ずそこにあるんだろうというふうに思います。その環境を取り除く努力が今間違いない必要だというふうに考えますし、その手だてをしっかりと捉えながら学校では食育、健康教育に今一生懸命取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 学校での取り組み、お聞かせいただきました。

また1つちょっと追加で質問させていただきたいんですが、これ例えば私らなんかは、私は第二小学校で鏡石中学校出身ですけれども、いずれにしても例えば小学校なんていうのは、休み時間10分でも20分でもありますと、よくグローブ持ったり、サッカーボールを持ったりして外に行って遊んでいたわけです。そしてまた休み時間、びんぼんぽんぽん鳴って戻ってこなくて怒られて、夢中に遊んで、そういう経験があって、決してそれがいいことなのか悪いことなのかわかりませんが、そういうふうに校庭で遊んだり、あるいは体育館でバスケットボールをやって、中学校のときなんかよく昼休みに遊んでいました。それも、今いろいろ賛否両論あるのかもしれませんが、そのように例えば休み時間等の使い方、特に体育施設を休み時間等に開放して自由に使わせたりとか、それがどういうふうに学校管理の上でなっているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 休み時間の過ごし方についてご答弁申し上げます。

学校では体力の向上という意味からも、いわゆる業間というような言い方をしているんですが、その中で体育の時間とは違う体づくりというものを積極的に進めているところであります。また、震災以降、小学校では遊具が新設されました。子供たち、大変それに対して歓迎してくれて、休み時間それらにかかわる姿を多く拝見して見ております。これからも積極的な体づくりを学校にもお願いしていききたい、そんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのような肥満、あるいは休み時間の使い方についての説明をいただいたわけであります。そして、そういう学校には、先ほど私も過去に経験がありますが、学校医をしておったと。学校医は必ず学校において、内科の学校医であったり、耳鼻科の学校医等いるわけですが、恐らく肥満となりますと内科系の学校医に相談がされるわけであります。私もよく相談を受けたわけですからわかりますが、その学校医は積極的に関与しているのか、あるいはどのぐらいの関与で終わっているのか、その辺の現状をお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校医においては、毎年度の定期健康診断や就学時の健康診断に従事しておりまして、肥満傾向児童などの健康上の問題のある児童の早期発見に努めております。肥満傾向児童などの健康上の問題のある児童に対しては、学校からの要望によって、保健指導等において、専門的な立場から学校や児童への支援を学校医さんにしていただいております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町としても報酬を学校医にお支払いして、それぞれの先生方をお願いしているわけでありますから、なかなか気さくに聞けるドクターは恐らく私ぐらいかなと思いますけれども、いろいろドクター、そういうなかなか聞きにくい部分もあるかもしれません。しかし、積極的にいろいろどんどん聞いていただいて、学校における保健指導上の悩みを解消につなげていただければと思っております。

3の質問に移ります。

町では住民基本健康診査、いわゆる住民の総合健診、あるいはがん検診、あるいは人間ドック等が行われているわけでありますが、これらの検査項目についてそれぞれ充実させるつ

もりはあるのか、あるいは現段階において検討しているものがあるかどうかお答えいただきたいと思います。

あわせて、1つとしまして、例えば隣の天栄村に関しては、私も幾らかちょっとかかわった経緯はあるんですが、ピロリ菌感染症の診断や治療等について、こういったものに対しての検診も行っているということになっています。全国的に見ても、そういったピロリ菌検診、診断や治療に対しての助成、行っているところもあるわけですが、そういうピロリ菌検診も含めた検査項目の拡充を我が町においては考えておられるかどうか、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、検査項目についてさらに充実させるつもりはあるのかという部分でございますが、現在、町で実施しております検診につきましては、健康増進法及び特定健康診査等基本指針、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しているところでございます。町の真意を言いますと、悪性新生物、いわゆるがん、心不全等の心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患等の比率が高くなっているところでございます。また、医療費の状況を見ますと高血圧性疾患、糖尿病が上位に位置しているところでございます。

一方、特定健康診査の受診状況、特定保健指導利用率を見ますと、約4割にとどまっているのが今の状況でございます。今実施しております健診等の中で、確かに全てを網羅しているとは言えない状況ではございますが、まずはということでこれらの受診率、利用率を上げることが疾病予防、早期発見に大きく寄与するものと考えておるところでございます。

1つの取り組み事例といたしましては、今年度から助成健診、5月30日に実施したところですが、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、今回初めて個人宛て通知を行ったところでございます。それによりまして、昨年実績のおよそ2倍の受診というようなことになっておりますので、まずはこうした取り組みを強化してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、一緒にピロリ菌の感染症の診断や治療に関して、町としての助成ということでの質問がございましたので、あわせてご答弁させていただきたいと思います。

長い感染状況によりまして慢性胃炎から胃潰瘍、十二指腸潰瘍等の消化器疾患が発症する可能性が高まります。ピロリ菌が引き起こす慢性胃炎から胃がんになるケースもあるというような報告がされていることは承知しているところでございます。今ほど質問の中にごございました天栄村等がピロリ菌の検査等に助成を行っていることも承知しておりますが、ピロリ菌感染イコール胃がんということではなくて、リスク要因の一つでありますことや、従来限

定されていました保険適用での検査、治療の門戸が慢性胃炎の診断でも適用になるなどの条件が緩和されていることなどから、今現時点では助成する考えはないということでご理解賜りたいと思います。

前問に重ねての答弁になってしまいますが、胃がんの発生要因はピロリ菌に限ったことではないため、総合的な胃がん対策が必要であると認識しております。具体的には早期発見、早期治療が最重要であるとの認識から、がん検診の必要性を理解してもらい、受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、ピロリ菌の話、ピロリ菌を語らせると、私1時間でも2時間でもしゃべってられるんですけども、専門医ですから。ピロリ菌を除菌すると胃がんは3分の1になるんです。ですから、これをやるかどうかは費用対効果をよく考えなくちゃいけない、確かであります。そういう中で、今ちょっと少しがん検診の充実という話を聞きましたが、1つちょっと、もし知っていればお答え願えればと思うんですが、そのがん検診の中で胃がん検診、今ピロリ菌の話をしていますから胃がん検診なんです、胃がん検診のいわゆるバリウム検診、そして内視鏡、今個別で内視鏡検診で受けられている部分もあると思いますが、その辺について、比率としてはどのような形になっているのか、あるいはその実態をちょっとわかればお知らせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

がん検診につきましては、これは胃がん検診だけではございませんが、受診者数が4,476名、延べ対象者数が1万5,693人となっております。現在、集団検診におきましてはバリウムということで行っておりまして、施設の検診におきましては内視鏡とバリウムのほうの選択ということになっております。大変申しわけありませんが、その比率については今ちょっと手元にございませぬのでご理解賜りたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） やはり最近、恐らくは比率を私も存じ上げておりませんし、最近やはり内視鏡です。これ私の経験であります、やはりこれも町として考えていただきたいんですが、バリウム検診ではなかなか早期胃がんは見つかりにくいんです。私も保健衛生協会でもバリウムの写真を何千枚と見ましたけれども、それで見つからなくて、実際に内視鏡で見

つかった早期がんが何例もありました。そういうこともございますので、できれば内視鏡検診を勧奨するように町としてもお願いしたいと思っています。

3の質問でございますが、我が町における生活習慣病、特に2型糖尿病患者ということについて、その我が町における現状、どのようにお考えになっているのか、そしてその2型糖尿病、2型糖尿病というのはいわゆる糖尿病ですが、これを早期の段階から予防していくための戦略はどのように考えておられるのか、町としてのお考えを賜りたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） それでは、2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町における生活習慣病、特に2型糖尿病患者の現状をどのように分析し、2型糖尿病を早期の段階で予防していくための戦略をどのように考えているかのご質問でございます。こちらにご答弁申し上げます。

町として把握できます国民健康保険の被保険者に関してご答弁申し上げます。

平成27年度末での被保険者数が3,492名、糖尿病の診断を受け治療中の人数が311名となっております。このことから発症率は約9%ということになります。レセプトによって把握しているわけですが、レセプトに何型か記載されていないため、正確な把握はできておりませんが、統計的な部分を申し上げますと、9割以上が2型、1型の発症率は数少ないということで、10万人に一、二とも言われておりますことから、少ないのかなと推測しているところでございます。

糖尿病に限ったことではございませんが、やはり予防、早期発見、早期治療が非常に重要であると認識しております。遺伝的体質や肥満、運動不足、喫煙等の生活習慣が大きく関係する2型糖尿病につきましては、特定健康診査の必要性を理解され、受診していただき、必要とされる特定保健指導により生活習慣を改善することが有効であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 糖尿についても、私も一応自慢するわけではありませんが指導医の資格を持っていますから、わからないことがあったら聞いていただきたいぐらい。特に私これ何でこんなことを言ったかといいますと、今、健康診断を皆さん、町民受けていますよね。そのときに採決、血液検査をやるときにどのように指導されていますか、保健師さんは。ご飯を食べないで来てくださいと言っているのか、それともご飯を食べてきてくださいと言っているのか。その辺は保健師さんどうなっているかわかりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在の指導では、ご飯は食べてこないでの採取ということで実施しているところでございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ご飯を食べないで来てくださいという血液採取の方法が間違っているんです、実は。これはぜひ勉強していただきたいんですが、ご飯を食べないではかった血糖は空腹時血糖です。空腹時血糖で異常が出た場合は、既に食後高血糖になっております。その期間は大体約8年間と言っております。これは順天堂大学の糖尿病の権威の河盛隆造先生の見解で、これは糖尿病の世界の今の常識になっています。

要するに、食後高血糖を早目で見つけなければ、糖尿病は本当に何も対策が講じられないということです。今の健康診断で見つかったもの、異常ありと見つかったも、実はその8年前、約10年としましょう。約10年くらい前に既にやはり恐らくは食後高血糖になってきているんです。ですから、私はできることならば御飯を食べてきた時間は何時ですかと聞いてほしいんです。もちろん御飯を食べてきちゃうとバリウム検査は一緒にできなかつたりいろんな弊害はございます。しかし、糖尿病、それだけ10%もいるわけです、この我が町にも。ものすごい多発して、私のところにも患者さん何人もおって、私はできるだけ薬を使いたくないので、町長と同じ考えで、なるべく食事、運動療法で指導するんですが、このままでは我が町の医療費、我が町の財政は破綻しますよ、絶対、糖尿病で。

ですから、それを考えますと、お金かからないんです。健康診断の項目は同じ。血液検査をやる。ただ、血液をいつとるかということ、それをどういうふうに言うかによって、実のある検診項目になるのか、全く実のない検診項目になるのかという差が出てくる。私はお金のかからないことだから強くして言いたいんです。そこはやはり勉強していただいて、ぜひとも実のある、実際に我が町から糖尿病を撲滅するんだという強い気持ち、そういう気持ちのための健康診断をやっていただきたいと思っているわけでありまして。もちろん、時間ないのでこれ以上、いろいろわかりたいということがあれば、私は幾らでもお教えします。ですからざっくばらんにいつでも聞いていただければと思います。

同じように、この4の質問に移るわけですが、そのように今、町においても保健師であったり管理栄養士さんが一生懸命そういう指導を行っているという中で、なかなか最新の医療情報、医療の情報がわからなかったり、あるいは指導自体がまちまちだったりする場合も実はあつたりするということも聞いています。ある人はこう言って、ある人はこう言っているんだよということで、住民の方々がこんがらかることも実はあつたりすることもある

かもしれません。

ですから、我が町においてもやはりできれば保健師、管理栄養士等が一つのコンセンサス、説明するに当たっても一つの講話となるものを持って、そういうことを説明したりとか、あるいはそういった方々が実際に勉強なさってレベルアップをするための方法があっただけで済むべきだと思うんですが、その辺に対してはどのように対策が講じられているのか、現状をお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（長谷川静男君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町にありましては、保健師長を筆頭に保健師4名、管理栄養士2名、常勤1名でございますが、訪問指導等の業務を展開しておるところでございます。現在、全ての職員が事務所内にいるため、常にコミュニケーションをとりながら共通理解のもと業務に当たっております。また、職員間の連携につきましては、事務所内に限らず、須賀川市や天栄村の保健師とも連絡をとりながら業務を行っておるところです。

個々のレベルアップにつきましては、現在、福島県等が主催する業務研修会等に参加し、自己研鑽に努めている状況にあります。研修につきましては、業務上全員が参加できるわけではありませんので、参加した職員から伝達講習や研修資料の共有化によりまして、全体の底上げを図っておるところでございます。

また、国から示されております地域における保健師の保健師活動に関する指針の中にも、保健師の計画的人材確保、資質向上に努めることと記載されていることを踏まえながら、今後も資質向上、レベルアップには努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 時間が迫ってまいりましたが、そのレベルアップぜひともお願いしたい。今、それこそ私もよく毎日反省の日々なんです。いろいろ雑誌とかインターネットとかテレビとか、いろんなところでいろんな医学情報が、はっきり言って知らないことばかりなんです。私も知らないことばかりです。なおかつ、そういったことを聞かれる中で、それでもわからないものはわからないとお答えいただいていると思うんですが、やはりできるだけ情報収集に努めていただいて、最新の情報を収集していただきたいと、最新情報で説明していただきたいと思っています。

最後の質問に移ります。

そのように私も仕事をしていきますと、健康指導、運動指導等をするんですが、そういう中において、実際に町民プールすいすいのプールの温度がぬるく、健康増進や運動療法を目的として温水プールが有効活用できないんだというふうな苦情も以前に聞きました。今は、これはもしかしたら改善されているのかもしれませんが、そのような話がありましたので、その審議、あるいは管理体制はどうなっているのかどうか、あわせてそれらに対してどのような解決策を講じているのか、お答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

鏡石町民プールの水温設定についてですが、町民プールすいすいは、子供からお年寄りまで幅広い年齢層に利用いただいております。また、競泳から水中ウォーキングまでさまざまな利用目的があることから、より多くの皆様に対応できるよう、プールごとに水温を設定してございます。25メートルプールにおいては29.5度から30度、流水プールにおいては30度から30.5度、幼児プールにおきましては32度から33度と年間を通して設定してございます。水温の管理は、2時間ごとの利用開始前に水温を測定し、適正な水温管理に当たっているところでございます。

これは2つ目の質問ですが、体感水温は年齢や体調、それから利用方法により一人一人異なることから、さまざまな要望があることは事実でございますが、ご理解いただいていると私のほうは認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、その温度については、例えばボイラーの不調とか、そういう機器の不備とかそういうことはなかったのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

機器の故障につきましては、いつも完全であるというふうには申し上げられません。時として故障の場合もありますが、できるだけ短い期間の中で利用される皆様方にご迷惑をおかけしないように手早く対応するよう心がけております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2 番 吉田孝司君 登壇]

○ 2 番 (吉田孝司君) 今回もたくさんの方を質問させていただき、また、いろいろなご意見を申し上げさせていただきましたけれども、今後とも町執行におかれましては、町民のために頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○ 議長 (渡辺定己君) 2 番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎ 休会について

○ 議長 (渡辺定己君) お諮りいたします。

議事運営の都合により、あす 6 月 14 日から 16 日までの 3 日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

○ 議長 (渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、6 月 14 日から 16 日の 3 日間を休会とすることに決しました。

◎ 散会の宣告

○ 議長 (渡辺定己君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4 時 0 3 分

第 3 号

平成28年第4回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成28年6月17日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第70号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 2 議案第71号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第72号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 発議第 8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について
鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告
- 日程第 5 発議第 9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について
- 日程第 7 発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について
議会運営委員長報告
- 日程第 8 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 9 決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

追加日程第12 意見書案第4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書(案)

意見書案第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)

意見書案第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

出席議員(12名)

1番 小林 政 次 君

2番 吉 田 孝 司 君

3番 橋 本 喜 一 君

4番 古 川 文 雄 君

5番 菊 地 洋 君

6番 長 田 守 弘 君

7番 畑 幸一君
 9番 大河原 正雄君
 11番 木原 秀男君

8番 井土川 好高君
 10番 今泉 文克君
 12番 渡辺 定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作君	副町長	小貫 忠男君
教育長	高原 孝一郎君	総務課長	柳 沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木 賊 正男君	福祉こども 課長	小貫 秀明君
健康環境課長	長谷川 静男君	産業課長	小貫 正信君
参事兼 上下水道課長	高原 芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷 信行君
教育課長	関根 邦夫君	会計管理者 兼 子力災害 対策室長	角田 信洋君
農業委員会 農事務局長	車田 光男君	教育委員 兼 教育委員 会長	菊地 勝弘君
農業委員会 会長	菊地 榮助君		塩田 重男君
選挙管理 委員会委員長	渡邊 俊廣君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田 賢司	副主査	藤島 礼子
-------------	-------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第70号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書203ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第70号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、臨時福祉給付金、地域包括ケアシステム構築推進事業及び元気キッズサポーター派遣事業並びに町指定文化財修繕に伴います補正予算でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,075万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,075万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、208ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

私からは、1点ほどご質問させていただきます。

歳入と歳出、両方一緒に質疑させていただきたいと思っております。

208ページの県支出金、県補助金、民生費県補助金で説明欄6番目の地域包括ケアシステム構築推進事業補助金75万1,000円とございます。また、翌210ページ、こちら歳出になりますが、3款民生費、社会福祉費、老人福祉費の中で説明欄209番の地域包括ケアシステム構築推進事業75万1,000円とございます。県の補助費、県からお金をいただいて、それに基づいた推進事業を行うということで理解しておりますが、これについて、以前に、他の委員会等でもちょっとさわりは聞いたような感じがございますが、これについての概要をお願いしたい。といいますのは、予算書を見ますと、この項目は入ってございませんでしたので、新年度における予算書には入っておりませんでしたので、やはり、他の議員がわかるように、あるいは私自身もう少し詳しく知りたいと思っておりますので、しっかりとご説明のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この事業につきましての概要についてご説明を申し上げます。

地域包括ケアシステム構築推進事業でございますが、まず、この事業の目標ということでご説明いたしますと、地域包括ケアシステム構築の一環といたしまして認知症初期集中支援チームを設置いたします。これは、法律、介護保険法の改正によりまして、平成30年4月までに実施することとされております認知症対策に取り組むというのが目標でございます。今回のこの事業についてのモデル事業ということで、モデル事業の名称につきましては、複数町村共同実施モデルということでございます。

事業の概要でございます。認知症初期集中支援チームの設置に向けまして、認定審査会を共同設置しております天栄村と共同で取り組む事業でございます。町村間及び関係機関との協議によりまして、支援方法等の検討を行い、地域に合った支援チームの設置を目指すというのが今回の事業の概要でございます。

この事業の効果及び活用方法ということでご説明いたしますと、支援チームの活動によりまして、関係機関、医療機関とか医師会、介護事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携が図られまして、医療・介護連携ネットワークの体制が構築される。また、支援チームの共同設置によりまして町村間の連携が強化されまして、互いの資産を生かしたケア

システムの構築が図られるということでございます。

以上、ご説明申し上げました。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第71号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

それでは、214ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま上程されました議案第71号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、今定例会において専決処分として報告、承認をいただきました鏡石町国民健康保険税条例の一部改正による課税限度額及び減額算定基準額の改正のほか、議案第64号として提出、議決いただきました改正税率により本算定したことによる補正予算でございまして、歳入歳出予算の補正として、第1条においては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,903万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億

1,356万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、220ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第72号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第72号議案朗読〕

○議長（渡辺定己君） 本件については、木原秀男君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって木原秀男君の退席を求めます。

〔11番 木原秀男君 退場〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第72号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

鏡石町中央226番地在住の木原秀男氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

木原秀男氏は、議員5期目を迎え、町の行政にも精通され、さらに、監査委員としての経験もあり、識見も高く、監査委員として適任者と考えますので、選任されたくご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第72号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

〔「議長、休議お願いします」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 休議します。

休議 午前10時21分

開議 午前10時25分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第72号の説明の中で、追加説明がありますので、執行より説明を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 監査委員の選任につきまして、前段の説明ということでございます。

そういう中では、6月3日の臨時全員協議会の中でも、5月25日に前監査委員から辞任の届け出があったということでもあります。6月3日にそのようなことを申し上げ、議会の中で選任されたくというような、そんな説明をさせていただきました。事情は、前任者の辞任に伴う今回の選任だということでもあります。さらに、任期につきましては、前任者の残任期間ということで、平成31年9月8日までということでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ここで、木原秀男君の除斥を解きます。

[1 1 番 木原秀男君 入場]

◎鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長報告（発議第8号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告を求めます。
1番、小林政次君。

[鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長
小林政次君 登壇]

○1番（鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長 小林政次君）

おはようございます。

発議の審査報告をいたします。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。鏡石町議会政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員会委員長、小林政次。

発議審査報告書。

本特別委員会は、平成28年3月7日付託され継続審査となっていた発議を審査の結果、次のとおりすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年5月19日。開議時刻、午後3時44分。閉会時刻、午後4時7分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

2回目。開催月日、平成28年6月16日。開議時刻、午前9時59分。閉会時刻、午前10時14分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。提出者であります2番、吉田孝司議員であります。

付託件名。発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について。

審査結果。発議第8号は、否決すべきものと決した。

審査経過。継続審査となっていた発議第8号については、発議提出者の意見、説明を求め、審査をした結果、賛成挙手少数により否決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより議員政治倫理条例審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に賛成の討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 提出者として、あるいは原案賛成者の立場から討論を述べさせていただきたいと思います。

ただいま委員長報告ありましたが、不採択とすべきものと決したということで、委員会の報告をいただいたわけでありますけれども、皆様方ご存じのように、東京都知事の舛添さんがあのような形で辞職をされ、そしてまた、今般、政治家、議会議員あるいは首長の政治倫理にかかわる問題が全国的に多発しているという現況の中において、我が町においてもこのような条例を先進的に制定すべきかと思っておりましたけれども、残念ながら不採択すべきものだとおっしゃっていただきました。

しかしながら、やはり我々議員そして首長を含めた地方の政治家、あるいは全国の政治家は、やはりこの政治倫理というものをしっかりとわきまえた上で活動すべきかと思っております。我が町においても、そのような意味でこのような条例がやはり必要かなと、今でも思っておりますので、ぜひとも皆様方のご賛同をお願いしたいと思ひまして、私からの討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 原案に対し反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定について。

本件に対する政務活動費の交付及び議員政治倫理条例審査特別委員長の報告は、否決すべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第8号 鏡石町議会議員政治倫理条例の制定についての件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

◎議会運営委員長報告（発議第9号～発議第11号）及び報告に対する
質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第5、発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、日程第6、発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について、日程第7、発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置についての3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議9号から発議11号までの3件を一括議題とすることに決しました。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

[議会運営委員長 古川文雄君 登壇]

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。議会運営委員会委員長、古川文雄。議案審査報告書。

本委員会は、平成28年6月10日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成28年6月14日。開議時刻、午前10時28分。閉会時刻、午後0時15分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、根本総括主幹、橋本主幹。福祉こども課、小貫課長、須賀副課長。

付託件名。発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について。発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について。

審査結果。発議第9号は、否決すべきものと決した。発議第10号は、否決すべきものと決した。発議第11号は、否決すべきものと決した。

審査経過。発議第9号は、提出者の説明を求め審査した結果、全会一致で否決すべきものと決した。発議第10号は、提出者及び担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で否決すべきものと決した。発議第11号は、提出者及び担当課（福祉こども課）の説明を求め審査した結果、全会一致で否決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより議会運営委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまは、発議第9号、10号、11号の3件について議会運営委員長のほうから運営委員会の結果についてご報告いただいたところでございます。

お伺いしたところによりますと、3件とも全会一致で否決というふうなことで報告なされました。その中で、発議第10号になりますが、福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についてというふうな、これ、議会のほうに与えられた件でございますが、これは、私も13日の一般質問でお伺いしたところでございますが、5月11日に県及び福島大学のほうに要望書を、岩瀬町村長会それから岩瀬地方議長会、かつ我が町からは議会運営委員長の古川文雄委員長も同行して要望に行っているところでございます。これが、我が町に対する福島大学農学系学部の誘致ということは、私も一般質問で申し上げましたが、駅東開発やら町の活性化というふうな部分で考えますと、非常に先見のある、必要性のある部門であるというふうにも思っております。

きょうの民報新聞の論説にも記載されておりましたが、見ているかと思えますけれども、県内で7地域から今、誘致要望が出ておるところでございます。我が議会としましては、誘致すべきだということを、全協の中でも一丸となって決定し、かつ、ただいま申し上げましたように、5月11日には県のほうにも副議長と総務委員長あるいは産業厚生常任委員長は都合あって行けなかったのかもしれないんですが、要望に行っております。そのときに、議会として、このような特別委員会等を設置して、どの場所に誘致すればいいのか、あるいはどんなふうな予算が必要なのかとかというふうなことについて積極的に取り組まなくちゃならない委員会じゃないかというふうに、私は切に思うところであります。

片方で、町長、議長が要望しておって、我々議会ではそのようなものに対して全然検討も何もしないで終わってしまう、あるいは、積極的な議員の協力がなくて終わってしまうとい

うことであったのでは、町民に対して申しわけございません。

ただいまの委員長の報告を聞きますと、全会一致で否決すべきもの、意見なしということでした。ということは、議会運営委員会の中では、誰も賛成しなかったということになるわけですか。要望に行かれた議会、議員の運営委員長も、それに対して議会としても取り組もうという発言がなかったのか。このような体制でもって、町執行、町長はどのように考えてしまうのかなというふうな疑問、議会からの積極的なバックアップがなくていいのかというふうな非常に不信感が執行としてはあらわれると思います。あるいは、要望に行った議運の委員長、議長も当然行っておりますが、そのトップの方々がどんなふうな考えをされて、意見なしということが終わったということに対しては、ちょっと理解できない部分があります。

それらについて、なぜ意見がなかったのか、あるいはなぜそういうふうな経過になったのか、もっと詳細に説明を求めるものでございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） ただいまの質問にご説明いたします。

発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についてであります。審査内容を申し上げますと、この件につきましては、天栄村と共同で進めておることから、当町のみでの判断ではできないという、そういった結論により否決と決しました。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

10番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま議運の委員長のほうからのお話ですと、天栄村と共同で進めているから、町としては動かないというふうな答弁でございます。進めているのは、天栄村と共同で進めているのは、これは重々承知しております。しかし、我が町としてどんなふうなフォローをしていったらいいのかとか、そういう部分については議会の内部でももっと議論されていいんじゃないかというふうに思いますので、私たちは、ただ単にそれを、特別委員会ができませんでしたと町民に報告することは、片方で要望しておきながら、天栄村と共同だから何もやっていないんだというふうな説明では、町民にご理解いただけないと思いますので、おのおの議員の方々の考え方、あるいはそれらについて十分勉強してやっていく必要があることを強く要望して、2回目の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

4番、古川文雄君。

〔「要望です」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 要望か。要望なら以上終わりだね。

ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま一括上程されております発議第9号、第10号、第11号、提出者としてであります。質疑をさせていただきます。

私も提出者として、議会運営委員会のほうに出席させていただきました。提出理由をつぶさに述べさせていただきました。もちろん、本会議でも述べさせていただきましたが、さらに詳しく述べさせていただき、委員の方々のご理解、そしてご賛同をお願いしたところでございます。

まず、お聞きしたいことがございます。

ただいま、議会運営委員長の方から、発議第10号につきましては担当課として総務課を呼び、説明を求めたということであります。私は、先般、本会議の中でも申し上げました。特別委員会を設置するということは、複数の所管にかかわることであるので、あるいは単独の所管課にかかわることではないので、そういう意味での特別委員会の設置が必要であると、私は申し述べたわけであります。

しかしながら、例えばその第10号におきましては、農学部誘致に当たっては、総務課ばかりではなく、産業課に含まれる所管事項、あるいは都市建設課に含まれるであろう所管事項等々も含まれていると、そういうふうな中身でございますので、担当課としては、私が今、申し上げましたそういうふうな担当課を呼んで、しっかりとした説明を求めるべきであると思っておりますが、どのような観点から、総務課だけを呼んで説明を求めたのか。総務課だけを呼ぶのであれば、私は別にこの特別委員会を設置する必要がなく、あるいは総務文教常任委員会の中で協議すればいいという内容でございますので、その私が提案した意図が議会運営委員会のほうには反映されなかったのかなというふうに考えておりますので、その辺のところの議会運営委員長の答弁を求めたいと。

あわせて、同じく発議第11号につきましては、地域包括ケアということで、これについては、私も研究者の一人として申し上げましたけれども、医療費の問題、国保税の問題等で税務町民課、あるいは総務課、あるいは教育課、そういった部分もこの分野に含まれてくるのではないかとということも私は申し上げたつもりでございます。

したがって、発議第11号につきましても、担当課としましては、同席いただきました福祉こども課に加え、今、申し上げました担当課を説明員として招聘し、そこにおいてしっ

かりとした議論がなされるべきであったとっておりますので、その辺についての、招聘されなかったと、説明を求められなかったということで、議会運営委員長に対しまして、審査経過及び結果についての質疑でございますので、その辺をつぶさにお答えいただければと思います。

あわせて、これは、私ちょっと不勉強で申しわけありませんが、当初、議会運営委員会は、14日の午後1時からの予定で組まれておったということでございますが、前日の夕方になりまして、翌日の10時30分に行われるということで私に連絡が参りましたけれども、これにつきましても、委員会の予定が変動するということは、これまたあると思います。急な行事が入り、それに対して委員会予定を変更せざるを得ないということはあるかと思いますが、議会本会議初日におきまして、この会期日程と申しますか、会期予定表が配られ、あらかじめ議員に対して日程が通知されておるわけでございます。

そのような中において、我々町議会議員はそれぞれ背景としてさまざまな職業を持ち、それぞれの予定を組みながら、計画しながら議会に参加しておるわけでありましたが、前日の夕方になり、急遽、翌日1時の予定が、翌日の10時半から行うということになった理由について、私も提出者として、議員ではありましたが、提出者として参加しなければならないこととなりますので、その辺のことについて、一連の質問について、議会運営委員長からの説明を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、時間変更についてですが、13日の一般質問の繰り上げにより、翌日の午前10時30分より開催させていただいたという経過であります。

次にですが、発議第10号、第11号の担当課にあつて、なぜ総務課、それぞれの課だったのかということにつきましては、担当課ということで、それぞれに1課ずつであったという説明であります。

そして、発議第10号の審査内容についてですが、10号は、先ほど申し述べたとおりでございます。11号につきましては、地域包括ケア推進特別委員会の設置につきましては、審査内容といたしまして、時期が尚早であるという結論から否決したものであります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑をさせていただきます。

今、時間の変更についての説明については、これはいたし方ないのかなと私も思っております。

ただ、今、私が発議第10号、第11号について、それぞれ詳しく申し上げさせていただいた、質疑させていただいたんですが、担当課としてそれぞれ1課ずつを呼ぶのがふさわしくないような議題であるから、私はたくさんの担当課を呼ぶべきであったのではないかということをお願いした。もし、担当課が1つだけであるならば、この議題は、私は特別委員会に付議するものではないだろうと。特別委員会を設けてまで検討すべき内容ではないだろうと。むしろ、常任委員会の中でやればいわけであります。やはり、先ほど申し上げましたとおり、複数の担当課にまたがるような問題であるので、これについては、担当課を、複数の担当課、複数の所管課を呼んで、説明を求め、そしてしっかりと議論を行うべきではなかったのかなと、その結果については、委員長長の報告のとおり承っておりますが、審査経過について、私は不十分性があったのではないかなというふうに考えておりますが、その辺のところの委員長長の見解を改めて求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 再質問の質問に対する答弁を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 古川文雄君） ただいまの質問に答弁申し上げます。

複数の担当課ということでありましたので、今後は、中身を全て精査して、複数の担当課等と議論しながら進めていきたいというふうに思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各発議ごとの討論、採決に入ります。

初めに、発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に対し賛成の討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第9号提出者及び原案賛成者としての討論を述べさせていただきますと思います。

我が町における議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての中で、質疑、ただいま、先ほど行いましたような質疑の回数を、3回を超えてできるようにしたいというのが私の希望でございました。これについて、内容を議会運営委員会のほうで検討していただきましたが、こういった必要はないんだろうということでありましたけれども、私としましては、提案者として、質疑の回数を制限しないで、もう少し自由闊達に質疑ができるような体制を構築していただければと思って、改めて賛同を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に対する議会運営委員長の報告は否決すべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第9号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についての討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に賛成の討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についての提出者及び原案賛成者としての立場からの討論を述べさせていただきますと思います。

福島大学農学系学部誘致については、先ほど来も申し上げましたとおり、我が町においても複数の担当課が将来的にわたっては関与することになるであろうと考えられております。

また、産学官、あるいは産官学とも申しますが、そのように、今、申し上げましたとおり複数のことがこのものにはかかわってくるということでございます。したがって、やはり今の段階から我々議会においてもしっかりと準備をしておかなければならないというふうに考えておるわけであります。

と申しますのも、既に5月11日に、町長、議長、あるいは委員長等が、大学あるいは福島県庁に赴き、要望書を提出しているという中において、時期尚早であるというのは、私は逆であると思っております。既に5月11日に我が町はのろしを上げてしまったと、のろしを上げてしまった以上戦わざるを得ない。ここで、逆に静観していたのでは、我が町のやる気が問われる、そういうことになるのかなと思っております。

この、今回の委員会、そして本会議の結果については、恐らくは大学側もあるいは県のほうとしても、私は、注目していることだと思っております。私もさまざまな方向でいろいろな意見を発信しておりますけれども、今はインターネットの時代、あるいはマスコミもいろいろ書く時代、そういう中において、我が町の動向で、この特別委員会が設置されたか、されなかったか、それは、私は全県民あるいは大学側、県も見ていると思っております。そのような中において、我が町の議会が、我々の中にこのような委員会が設置されず宙ぶらりんな状態になってしまっているということを見た場合にどのように思うのか、その辺はもう一度、私も含めてであります。皆様方一緒になってお考えいただき、改めて最後の議決で皆様方の見識あるご見解をお示しいただきたいと思っております。

以上、私の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対し反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置について、本件に対する議会運営委員長の報告は否決すべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第10号 福島大学農学系学部誘致特別委員会の設置についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

次に、発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置についての討論、採決を行います。
討論ありませんか。

〔「議長、2番」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 原案に賛成の討論を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について、提出者及び原案賛成者の立場としての討論を述べさせていただきたいと思っております。

本会議、そして委員会の中でもつぶさにご説明をさせていただきましたけれども、地域包括ケアという問題は、大変大きな問題であります。国においても、既に今世紀に入ってから地域包括ケアという言葉だけがひとり歩きしておりましたけれども、なかなか実現については現実至っていないという現状があります。そしてまた、我が町においては地域包括ケアは、先ほど申し上げましたとおり担当課として福祉子ども課さんが一手に引き受けておられると。これは大変なことだと私は思っております。

やはり、この地域包括ケアというのは、複数のあるいは広範な領域が含まれるものですから、私はもう少し広い目で、あるいは広い分野でしっかりと検討していくものではないのかなと思っております。ですから、以前にも一般質問の中で述べさせていただきましたけれども、町の執行の中においても、ぜひとも課横断的なものとして取り扱っていただきたいと、そしてまた、今般、私どもの発議の中においては、推進特別委員会ということで、全ての議員、いろいろな出自、選出母体がございますので、あるいは背景がございますので、いろいろな角度からの意見を頂戴しながら、この委員会を進めていきたいというふうに考えておったわけではありますが、委員長報告では否決すべきものであったということで、大変残念な思いをしているわけがあります。

しかしながら、重ねて申しますが、先ほど申し上げましたとおり、この担当課、我が町においても、福祉子ども課以外に税務町民課、あるいは総務課、教育課等のさまざまな所管課が関与する分野でございますので、現在のところ、執行においては福祉子ども課ということですが、その辺の横断的なものは、改めてまた町長にお考えいただくこととして、我が議会の中においては、やはり議会として全ての議員が委員となって、このような分野にしっかりと取り組んでいくという姿勢を持っていくべきなんだと思っております。

また、先般、委員会の中でも説明を拝聴しておりましたが、地域包括ケアに対しては、我が町としても、既にさまざまな事業が行われていると、この点は大変評価すべきものであると私は思っております。しかし、よく見てみますと、地域包括ケアイコール介護の問題、福祉の問題、そのように捉えられているようなことがございます。しかし、私は

申し上げましたとおり、地域包括ケアの中には、保健、いわゆる予防学の分野、あるいは、この前申し上げましたように住まいの問題、住環境ですね、あるいは、先ほど少し述べましたけれども、福祉の問題、もう少し広い意味での福祉、そういったものも含まれてくるでしょうし、医療費の問題ももちろん当然のことながら前提として考えなきゃならないことでもあります。

また、公が行っていく事業と、あるいは民間のレベルでやっていかなければならないものと、複合的にしっかりと考えていかなければならないというふうに、やはり官民一体となってやっていくべき必要かなと思っておりますので、その点については、改めて議会のほうからの意見が尊重されてやっていくべきことかなと思っております、この委員会の設置をお願いしたいところでございます。

改めまして、議員の皆様方のご理解と識見あります見解を最終的にお示しいただきたいと思ひまして、賛成者としての討論を終えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に対し反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置について、本件に対する議会運営委員長の報告は否決とすべきものであります。

したがって、原案について採決いたします。

発議第11号 地域包括ケア推進特別委員会の設置についての件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本件は否決されました。

◎総務文教常任委員長・産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） おはようございます。

陳情報告を申し上げます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、菊地洋。陳情審査報告書。

本委員会は、平成28年6月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成28年6月15日。開議時刻、午前9時58分。閉会時刻、午前11時46分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。教育課、教育長、関根課長、大河原副課長。

付託件名。陳情第7号「国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情」。

審査結果。陳情第7号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課、教育課の意見、説明を求め、審査をした結果、陳情第7号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、産業厚生常任委員長、6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） それでは、審査の結果を報告します。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成28年6月10日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年6月15日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午前11時32分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。産業課、小貫課長、森尾副課長。

付託件名。陳情第8号「労働時間と解雇の規制強化を求める陳情」。陳情第9号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情」。

審査結果。陳情第8号は、採択すべきものと決した。陳情第9号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課、産業課の意見、説明を求め、審査をした結果、陳情第8号については、全会一致で採択すべきものと決した。担当課、産業課の意見、説明を求め、審査をした結果、陳情第9号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告します。

○議長（渡辺定己君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、陳情第7号 「国からの被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情」書についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号 「労働時間と解雇の規制強化を求める陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第9、決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、菊地洋君。

[5番 菊地 洋君 登壇]

○5番（菊地 洋君） 決議案について申し上げます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、同じく、古川文雄。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）

このことについて鏡石町議会会議規則第115号の規定により、閉会中の調査として実施したく、決議されるよう提出をいたします。

決議案第2号 閉会中の行政視察調査の実施について。

現代は変動する社会情勢の中であって、住民のニーズは多種多様を極め、幅広い行政運営が求められている。

議会としても、震災に係る町民支援をはじめ、福祉の向上と町政進展のため、各課題への適格な対応や開かれた議会としての活動が強く求められている状況にある。

鏡石町議会議員として……

[「朗読省略」の声あり]

○5番（菊地 洋君） 文章省略と言われましたので、内容についてご説明いたします。

記。

1、調査先及び調査項目。北海道豊浦町・当別町・新篠津村・由仁町等。産業の振興について、新規就農支援、葉草の里づくり、クリーン農業（農業振興センター）。地域ブランド推進事業について、イメージアップ戦略、大学連携ブランド品、ふるさと納税。観光振興事業について、道の駅地域特産物直売、庭園観光施設。その他。

2、調査期日。平成28年7月11日月曜日から13日水曜日。

3、調査派遣費用。議会費支出とする。

平成28年6月17日、鏡石町議会。

以上。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時21分

開議 午前11時22分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、日程第12として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、日程第12として議題とすることに決しました。

◎意見書案第4号～意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、意見書案第4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）、意見書案第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書（案）及び意見書案第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）の3件を議題といたします。

初めに、意見書案4号についての説明を求めます。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） 意見書案4号について申し述べさせていただきます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。同じく、古川文雄。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）。上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）。

東日本大震災から5年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり2年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

交付金での事業を受けている子どもの……

[「朗読省略」の声あり]

○5番（菊地 洋君） 朗読省略の声が出ましたので、省略をさせていただきます。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」に十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成28年6月17日。鏡石町議会。

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上提出いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、意見書案第5号及び第6号についての説明を求めます。

6番、長田守弘君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） それでは、意見書案第5号及び6号を説明申し上げます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。賛成者、鏡石町議会議員、古川文雄。

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書（案）。

健康で文化的な生活が保障される社会を実現させるためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要である。働く現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働、常に雇用不安に苛まれる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶たない。

[「朗読省略」の声あり]

○6番（長田守弘君） 朗読省略します。

記。

1、労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」（高度プロフェッショナル制度）や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働について、規制強化をはかること。

2、期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、労働者派遣法を早急に改正すること。改正にあたっては、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。

3、解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月17日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣。

次に、意見書案6号でございます。

平成28年6月17日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。同じく、古川文雄。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。

政府の統計により、雇用労働者の4割が非正規雇用になり、4人に1人が懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアという状況にあることが明らかになった。こうした不安定雇用と低賃金は、とりわけ若者の自立や結婚・出産・育児等にも影響を与え、社会問題となっている。賃金の引き上げにより「経済の好循環」を実現することは緊急の課題である。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（長田守弘君） 朗読省略します。

記。

1、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策をすすめること。

2、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を設けるなど中小企業への支援策を拡充すること。

3、2010年6月の雇用戦略対話にもとづく政労使合意を2020年までに確実に実行し、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月17日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第4号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

第4回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から上がりましてご高見等につきましては、十分これを尊重し、対応いたしまして、町政執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様におかれましては、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げます。

これからは、暑さを迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第4回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年6月17日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 畑 幸 一